

官報

号外

平成二十年五月二十七日

第百六十九回国会衆議院會議録 第三十三号

平成二十年五月二十七日(火曜日)

議事日程 第二十一号

平成二十年五月二十七日

午後一時開議

第一 金融商品取引法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 社会教育法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

日程第一 金融商品取引法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 社会教育法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

港湾法の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後一時二分開議

○議長(河野洋平君) これより會議を開きます。

日程第一 金融商品取引法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 日程第一、金融商品取引法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長(河野洋平君) 報告を求めます。財務金融委員長原田義昭君。

金融商品取引法等の一部を改正する法律案及び

同報告書

(本号末尾に掲載)

(原田義昭君登壇)

○原田義昭君 ただいま議題となりました法律案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、我が国金融資本市場の競争力の強化を図るため、必要な制度整備を行うものであり、その主な内容は、いわゆるプロ投資家に直接の参加者を限定した取引所金融商品市場の創設、上場投資信託、いわゆるETFの多様化、証券会社、銀

行、保険会社に係る兼職規制の撤廃及び利益相反管理体制の整備、商品現物取引、排出量取引、投資助言業務等に係る銀行・保険会社グループの業務範囲の拡大、課徴金の算定方法及び対象範囲の見直し等でございます。

本案は、去る四月二十四日当委員会に付託され、翌二十五日渡辺国務大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、五月八日には参考人からの意見聴取、二十三日質疑を終局し、討論を行い、採決いたしましたところ、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(河野洋平君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 社会教育法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 日程第二、社会教育法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長(河野洋平君) 報告を求めます。文部科学委員長佐藤茂樹君。

社会教育法等の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(佐藤茂樹君登壇)

○佐藤茂樹君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文部科学委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、教育基本法の改正を踏まえ、社会教育行政の体制の整備を図るため、社会教育法、図書館法及び博物館法の一部改正を行い、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務、教育委員会の事務、公民館、図書館及び博物館の運営、司書等の資格要件等に関する規定を整備しようとする等のもので、その主な内容は、次のとおりであります。

第一に、国及び地方公共団体が社会教育に関する任務を行うに当たって、生涯学習の振興に寄与することとなるよう努めるものとする旨を規定するとともに、教育委員会の事務として、家庭教育に関する情報提供、放課後に学校等において児童及び生徒に対し学習活動の機会を提供する事業や学習成果を活用して学校等において行う教育活動の機会を提供する事業の実施等に関する事務を追加するものとする。

第二に、公民館、図書館及び博物館がその運営状況に関する評価及び改善並びに地域住民等に対する情報提供に努めるべきことを規定するものとする。

第三に、文部科学大臣及び都道府県教育委員会が司書や学芸員等の研修を行うよう努めるものとするとともに、司書等となる資格を得るために必

要な実務経験に社会教育施設等における一定の職にあつたことを加える等の資格要件の見直しを行うものとする。

第四に、地方公共団体が社会教育関係団体に補助金を交付する際に事前に意見を聴取すべき機関について、社会教育委員を置かない場合には、他の審議会等をもつてかえることができることとする。

などであります。

本案は、五月十四日本委員会に付託され、去る十六日渡海文部科学大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入りました。二十一日にも質疑を行い、二十三日には参考人からの意見聴取を行いました。同日質疑を終局し、討論、採決の結果、本案は賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(河野洋平君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○御法川信英君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

内閣提出、港湾法の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(河野洋平君) 御法川信英君の動議に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加されました。

港湾法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 港湾法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。国土交通委員長竹本直一君。

港湾法の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(竹本直一君登壇)

○竹本直一君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、港湾の適切な管理を通じて国民の安全及び安心の確保を図るとともに、港湾管理者による港湾管理の自主性の向上を図るための措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、首都直下地震等の大規模な災害の発生

時において、国土交通大臣が直轄工事により整備した港湾広域防災施設を一時的にみずから管理することができること、

第二に、国土交通大臣は、重要国際埠頭施設の制限区域への人の出入りを確実かつ円滑に管理するためのシステムを設置し、及び管理することができること、

第三に、政令で定める重要港湾の入港料率の設定等に係る国土交通大臣への事前協議制を、上限の範囲内での設定等については事前届け出制に緩和すること

などであります。

本案は、去る五月二十一日日本委員会に付託され、二十三日冬柴国土交通大臣から提案理由の説明を聴取し、本日質疑を行い、質疑終了後、採決いたしました結果、本案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(河野洋平君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時十二分散会

出席國務大臣

文部科学大臣 渡海紀三朗君
国土交通大臣 冬柴 鐵三君
國務大臣 渡辺 喜美君

○議長の報告

(通知書受領)

一、去る二十三日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

電波法の一部を改正する法律

電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律

揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部を改正する法律

(報告書受領)

一、去る二十三日、内閣から次の報告書を受領した。

科学技術基本法第八条の規定に基づく「平成十九年度科学技術の振興に関する年次報告」

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

吉井 英勝君
塩川 鉄也君

補欠

塩川 鉄也君
吉井 英勝君

法務委員

辞任

棚橋 泰文君
武藤 容治君
石関 貴史君
牧原 秀樹君
山本ともひろ君
三谷 光男君

補欠

牧原 秀樹君
山本ともひろ君
三谷 光男君
棚橋 泰文君
武藤 容治君
石関 貴史君

外務委員

辞任

山口 泰明君
笠井 亮君
とかしきなおみ君
赤嶺 政賢君
赤嶺 政賢君

補欠

とかしきなおみ君
赤嶺 政賢君
山口 泰明君
笠井 亮君

財務金融委員

辞任

鈴木 馨祐君
盛山 正仁君
池田 元久君
小沢 鋭仁君
古本伸一郎君
浮島 敏男君
小野 次郎君

補欠

浮島 敏男君
小野 次郎君
村井 宗明君
北神 圭朗君
市村浩一郎君
鈴木 馨祐君
盛山 正仁君

文部科学委員

辞任

飯島 夕雁君
近藤 基彦君
藤田 幹雄君
二田 孝治君
松本 大輔君
永岡 桂子君
石原 宏高君
龜岡 偉民君
藤井 勇治君
寺田 学君
田中 良生君
石原 宏高君
龜岡 偉民君
藤井 勇治君
寺田 学君
田中 良生君

補欠

永岡 桂子君
石原 宏高君
龜岡 偉民君
藤井 勇治君
寺田 学君
田中 良生君

厚生労働委員

辞任

石崎 岳君
木村 義雄君
萩原 誠司君
松本 洋平君
園田 康博君
三井 辨雄君
阿部 知子君
山本ともひろ君
とかしきなおみ君
赤池 誠章君
越智 隆雄君
福田 峰之君

補欠

赤池 誠章君
福田 峰之君
越智 隆雄君
山本ともひろ君
村井 宗明君
西村智奈美君
保坂 展人君
とかしきなおみ君
松本 文明君
石崎 岳君
萩原 誠司君
木村 義雄君

経済産業委員

辞任

佐藤ゆかり君
近藤 洋介君
阿部 俊子君
横山 北斗君

補欠

阿部 俊子君
横山 北斗君
佐藤ゆかり君
近藤 洋介君

国土交通委員

辞任

小里 泰弘君
鍵田忠兵衛君
盛山 正仁君
石川 知裕君
小宮山泰子君
鷺尾英一郎君
亀井 静香君
亀井善太郎君
田村 謙治君
吉田 泉君
あかま二郎君
土井 亨君
馬渡 龍治君
太田 和美君
糸川 正晃君
仲野 博子君
高山 智司君
糸川 正晃君

補欠

馬渡 龍治君
土井 亨君
亀井善太郎君
高山 智司君
田村 謙治君
太田 和美君
糸川 正晃君
あかま二郎君
吉田 泉君
仲野 博子君
盛山 正仁君
鍵田忠兵衛君
小里 泰弘君
鷺尾英一郎君
石川 知裕君
小宮山泰子君
亀井 静香君

決算行政監視委員

辞任

丸谷 佳織君
谷口 和史君

補欠

谷口 和史君
丸谷 佳織君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十三日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

青少年問題に関する特別委員

辞任

菊田真紀子君
小川 淳也君

補欠

小川 淳也君
菊田真紀子君

(議案提出)

一、去る二十三日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

(議案受領)

一、去る二十三日、参議院から受領した同院提出案は次のとおりである。

土壌汚染対策法の一部を改正する法律案
租税特別措置の整理及び合理化を推進するための適用実態調査及び正当性の検証等に関する法律案

一、去る二十三日、参議院から受領した内閣提出案は次のとおりである。

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律案

一、昨二十六日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

後期高齢者医療制度の廃止等及び医療に係る高齢者の負担の軽減等のために緊急に講ずべき措置に関する法律案

(議案付託)

一、去る二十三日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(内閣提出、承認第三号)

経済産業委員会 付託

一、昨二十六日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律案(内閣提出第五〇号) 総務委員会 付託
学校保健法等の一部を改正する法律案(内閣提出第五二号) 文部科学委員会 付託

(議案送付)

一、去る二十三日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

平成十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その一)(承諾を求めるの件)(第百六十六回国会内閣提出、本院継続審査)

平成十八年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その一)(承諾を求めるの件)(第百六十六回国会内閣提出、本院継続審査)

平成十八年度特別会計予算総則第十二条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調

書(その一)(承諾を求めるの件)(第百六十六回国会内閣提出、本院継続審査)

平成十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その二)(承諾を求めるの件)(第百六十六回国会内閣提出、本院継続審査)

平成十八年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その二)(承諾を求めるの件)(第百六十六回国会内閣提出、本院継続審査)

(議案通知書受領)

一、去る二十三日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

電波法の一部を改正する法律案
電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律案
エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案

揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部を改正する法律案

(質問書提出)

一、去る二十三日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

金融商品取引法改正案等に関する質問主意書(階猛君提出)
株式担保融資・手形割引に関する質問主意書(階猛君提出)

長期休暇を取得している外務省職員に関する第三回質問主意書(鈴木宗男君提出)

北朝鮮による核兵器開発を巡る六カ国協議についての外務省幹部の見解に関する第三回質問主意書(鈴木宗男君提出)

一、昨二十六日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
株式会社アール・ディエンジニアリング産業廃棄物処分場問題及び産廃特措法に関する質問主意書(三日月大造君提出)

後期高齢者医療制度導入による公費負担等の変化に関する質問主意書(山井和則君提出)
後期高齢者医療制度における保険料総額に関する質問主意書(山井和則君提出)

後期高齢者医療制度導入による影響に関する質問主意書(山井和則君提出)
薬害肝炎問題に関する質問主意書(山井和則君提出)

再就職等監視委員会に関する質問主意書(馬淵澄夫君提出)
一九九六年五月のビザなし交流で起きたとされる暴行事件に対する外務省の説明に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

在ロシア日本国大使館におけるセクハラ行為に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)
第四回アフリカ開発会議に参加を希望しているNGO団体に対する外務省の対応に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

参議院における二〇〇六年度一般会計予備費の不承諾についての政府の見解に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

(答弁書受領)

一、去る二十三日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員菅野哲雄君提出海上自衛隊史料館の展示内容等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省においてかつて存在したと言われている裏金組織「ループル委員会」についての質問に対する同省の不誠実な対応等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省においてかつて行われていたとされている白紙領収書作成についての質問に対する同省の不誠実な対応等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員滝実君提出積極財政に関する再質問に対する答弁書
衆議院議員平沼赳夫君提出学校行事として靖国神社・護国神社訪問を禁じた文部事務次官通達に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出長期休暇を取得している外務省職員に関する再質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木宗男君提出政府による皇族への北京五輪開会式出席要請に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出北海道開発局幹部による官製談合への検査の対応に関する質問に対する答弁書
衆議院議員三日月大造君提出「道路特定財源等に関する基本方針」に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則君提出後期高齢者医療制度の保険料の上昇見込みに関する質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則君提出後期高齢者終末期相談支援料及び後期高齢者診療料に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則君提出山口県各市等の自治体における後期高齢者医療制度と今年三月までの旧制度との保険料の比較に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則君提出生活保護における医療扶助の移送費の見直しに関する質問に対する答弁書

衆議院議員日森文尋君提出旧ソ連地域に抑留され、死没した者に対する扱い等に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出北朝鮮による核兵器開発を巡る六カ国協議についての外務省幹部の見解に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出一九九六年五月のビザなし交流で起きたとされる暴行事件に対する外務省の説明に関する質問に対する答弁書

平成二十年五月十三日提出
質問 第三七 六号

海上自衛隊呉史料館の展示内容等に関する質問主意書

問主意書

提出者 菅野 哲雄

海上自衛隊呉史料館の展示内容等に関する質問主意書

昨年四月五日、広島県呉市に海上自衛隊呉史料館（てつのくじら館）が開館したことに鑑み、その展示内容および史料館の運営等について、以下、質問する。

一 展示内容

（１）史料館の一九七〇年代の展示において、自衛隊の活動はもっぱら専守防衛を目的としたものであり、「海自も大型艦を保有せず、駆逐艦クラスに相当する護衛艦にとどめた」との説明がされているが、現状においては先般、漁船との衝突事故を起こした「イージス艦」あたりに、あるいは今後就役が予定される事実上のヘリ空母ともいえる護衛艦「ひゅうが」等、満載排水量が一万トンを上回る大型艦が保有されている事実、ならびに大型艦保有に至った経過および理由を丁寧に説明すべきではないか。

（２）史料館の展示の中心の一つに掃海部隊の活動が挙げられているが、一九九一年に呉基地より出航したペルシャ湾岸への掃海部隊派遣については、専守防衛から逸脱した自衛隊の海外派遣であるとの指摘がされていたことなどを踏まえれば、掃海部隊の海外派遣が憲法の枠内である旨の明確な説明をすべきではないか。

（３）史料館では、当時、海上自衛隊ではなかったとはいえ、朝鮮戦争時の掃海活動について一定の紹介がされているものと承知

する。このことは、日本が事実上、朝鮮戦争に参戦し、憲法に抵触する活動を行ったものであるとの認識を持っているか。抵触するものでないとするのであれば、その理由を示されたい。

（４）太平洋戦争中、呉には呉鎮守府・呉海軍工廠が存在し、戦争末期には海軍の残存部隊が集結していたため、大規模な空襲の標的とされたほか、米軍による瀬戸内海への機雷施設作戦が展開されたものと承知する。戦時中の海軍の軍事拠点の一つであった呉が、戦後は瀬戸内海の機雷除去の中心を担ったことにより、掃海活動の拠点となる歴史的な経緯が存在していることを明確にすべきではないか。

（５）退役した潜水艦の実物展示では魚雷発射口の確認が容易ではないものの、史料館のホームページ上では「潜水艦の基本の攻撃兵器である『魚雷』について本物の魚雷を展示している」と紹介している。憲法の平和主義に合致しない攻撃兵器を展示すること、ならびにそのような兵器を備えた潜水艦を「てつのくじら」に例え、史料館の別称にした理由を明らかにされたい。

（６）史料館の展示内容は、掃海部隊や潜水艦等の展示に重きを置き、ともすれば日本の軍勢力を誇示するようなものになっているが、国権の発動たる戦争と戦力の保持を明確に否定した憲法九条の趣旨、ならびに日

本による戦争被害を受けたアジア諸国の人々の立場を考慮し、展示内容の見直しを図る考えはないか。

二 史料館の運営・その他

（１）史料館の設計、運営の中核はPFI事業として日立グループ関連会社が担っているものと承知するが、同社が事業を請け負った経過ならびに契約条件を明らかにされたい。

（２）史料館の建設費用、年間の運営予算、管理責任体制ならびに従業員数、開館から一年間の期間における正確な入場者数を明らかにされたい。

（３）昨年十月、事前に連絡を取っていた市民団体が史料館に展示内容見直しの申し入れを行った際、突然、当時の室長が自衛隊呉地方総監部へ出向くよう対応した理由を示されたい。また、事前に受け入れを約束しながら、不誠実な対応を行ったことについての防衛省の認識を示されたい。

右質問する。

内閣衆質一六九第三七六号
平成二十年五月二十三日

衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員 菅野 哲雄君提出海上自衛隊呉史料館の展示内容等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

官 報 (号 外)

〔別紙〕

衆議院議員菅野哲雄君提出海上自衛隊史料館の展示内容等に関する質問に対する答弁書

一の(一)、(二)及び(4)から(6)までについて
海上自衛隊史料館(以下「史料館」という)は、一般公募をして選ばれた「てつ」のくじら

を愛称とし、海上自衛隊の潜水艦部隊及び掃海部隊の活動についての隊員教育及び国民一般等の理解の促進並びに地域との共生への貢献を目的とする施設である。

史料館においては、呉と海上自衛隊とのかわり及びその背景となる海上自衛隊発足以前の歴史を含め、その設置目的に必要と認められるものを展示しているところであるが、今後この目的に照らし展示内容を必要に応じて更新していく考えである。

なお、海上自衛隊の艦艇については、「平成十七年度以降に係る防衛計画の大綱について」(平成十六年十二月十日閣議決定等)に従って、新たな脅威や多様な事態に実効的に対応する必要性等を踏まえ、国会における毎年度の予算等の審議を経た上で整備してきている。

また、御指摘のベルシヤ湾海域への海上自衛隊の掃海艇等の派遣は、平成三年四月二十四日に発表した政府声明の中で述べているとおり、政府としては、正式停戦が成立し、湾岸に平和が回復した状況の下で、我が国船舶の航行の安全を確保するため、海上に遺棄されたと認められる機雷を除去するものであり、武力行使の目

的をもつものではなく、憲法上の問題は生じないと考えている。

一の(三)について

史料館においては、海上自衛隊発足以前の歴史として、朝鮮戦争当時の掃海活動に関する資料を紹介している。

御指摘の掃海活動について、今日においては、政府として正確に事実関係を示すことは困難であるが、米国極東海軍司令官の指令に従って行われたものと承知している。

二の(一)について

史料館の整備等に係る事業については、平成十七年二月、総合評価一般競争入札により株式会社日立製作所を代表企業とする入札参加グループを落札者として決定し、同年三月、史料館の建設及び平成二十六年三月三十一日までの運営・維持管理業務に係る契約を、同グループが設立した特別目的会社(呉エス・アンド・エス株式会社)と三十億二千七百九十三万八千七百六十一円で締結したものである。

二の(二)について

事業契約書によれば、契約金額三十億二千七百九十三万八千七百六十一円のうち、施設整備費相当分の金額は二十三億九千三百六十三万三千七百六十一円、運営期間約七年間における施設の運営・維持管理費相当分の金額は六億三千四百三十万五千円である。史料館の運営及び維持管理業務は、呉エス・アンド・エス株式会社が呉地方総監部のモニタリングを受けつつ行っており、その従業員数は七名である。また、史

料館を開館した平成十九年四月五日から平成二十年四月四日までの一年間の入場者数は、五十七万五百人であると承知している。

二の(三)について

防衛省としては、御指摘の申し入れについて、対応が必ずしも十分でないと思われ、見学者の支障となることを避けるため、呉地方総監部に申し入れるよう史料館から要請したと承知している。いずれにせよ、防衛省としては、史料館において、来訪者への誠実な対応に努めていく必要があると考えている。

平成二十年五月十三日提出
質問 第三七 七号

外務省においてかつて存在したとされている裏金組織「ループル委員会」についての質問に対する同省の不誠実な対応等に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

外務省においてかつて存在したとされている裏金組織「ループル委員会」についての質問に対する同省の不誠実な対応等に関する質問主意書

一九八八年頃まで在モスクワ日本大使館で存在すると言われてきた、任国の法令に違反する形で大使館員の私用車をループルで売却し、外貨に換金する「ループル委員会」なる裏金組織につき、外務省内で行われた聞き取り調査(以下、「調査」と

いう)についてこれまで数度に亘り質問をしてきたが、これまでの答弁書では何ら明確な答弁がなされていない。「政府答弁書」(内閣衆質一六九第二一〇号)でも外務省は、「先の答弁書(平成十八年一月三十一日内閣衆質一六四第八号)等でお答えしている」とおり、御指摘の在モスクワ日本大使館における裏金問題に関する質問主意書(平成十七年十月十一日提出質問第一四号)が提出されて以降、大臣官房において当時在ロシア日本国大使館で勤務していた職員を中心に聞き取り等の調査を行い、その結果については、衆議院議員鈴木宗男君提出在モスクワ日本国大使館における裏金問題に関する質問に対する答弁書(平成十七年十月二十一日内閣衆質一六三第一四号)等において答弁している。調査の結果、「ループル委員会」なる組織が在モスクワ日本国大使館内において存在したことは確認されておらず、また、既にお答えした以上の調査の内容については、記録は作成しておらずお答えすることは困難である。外務省としては、調査は適切かつ十分に行われたと考えており、御指摘の者に対する調査を含め、改めて調査を行う考えはない。」と、十五項目に亘る質問項目それぞれの内容を十分に精査することなく、一刀両断するかの様な答弁をし、何ら事実関係を明らかにしようとしていない。右を踏まえ、事実関係を徹底的に明らかにするため、以下質問する。

一 「調査」の対象となった、当時在ロシア日本国大使館(以下、「大使館」という)に勤務していた者のうち、現在外務省の幹部職に就いてお

り、個人情報及びプライバシーを侵害しない範囲で、例えば外務省HPに掲載されている外務省幹部名簿等でその氏名が記載されている者の氏名を全て明らかにされたい。外務省においては、各職員の外務省入省後の経歴をまとめた外務省職員名簿があると承知するが、それを見れば、現在外務省幹部名簿に氏名が記載されている者のうち、どの者が以前「大使館」に勤務していたかについて明らかにすることは可能であり、「政府答弁書」ははじめこれまでの答弁書にある様に、「確認」についての記録が作成されていないことを理由に一の問いに答えられないとするのは全く理由にならないと思料する。先の質問主意書でも同様の質問をしたが、「政府答弁書」においても何ら明確な答弁がなされていないところ、再度質問する。なお、外務省がどうしてもこの質問に答えられないとする理由があるのなら、その根拠について説明されたい。

二 二〇〇六年一月三十一日の政府答弁書(内閣衆質一六四第八号)では、「御指摘の在モスクワ日本国大使館における裏金問題に関する質問主意書(平成十七年十月十一日提出質問第一四号)」が提出されて以降、外務省においてお尋ねの調査を行った」との答弁がなされているが、右の答弁からすると、「調査」が始められたのは二〇〇五年十月十一日以降であると考えられるが、右の認識に間違いはないか。確認を求める。

三 二〇〇六年二月十日の政府答弁書(内閣衆質一六四第三六号)では、「質問主意書を外務省が受領したのは、平成十七年十月十七日である。

質問主意書に対する答弁書は、外務省大臣官房、欧州局及び国際法局により作成され、外務大臣が閣議決議を行い、同月二十一日の閣議において決定された。」との答弁がなされているが、右の答弁からすると、「調査」は在モスクワ日本国大使館における裏金問題に関する質問主意書(平成十七年十月十一日提出質問第一四号)への答弁書(内閣衆質一六三第一四号)が閣議決定された二〇〇五年十月二十一日まで、もしくはその前日までに終了されたと考えられるが、右の認識に間違いはないか。確認を求める。

四 二と三における認識に間違いがないのならば、「調査」は少なくとも二〇〇五年十月十一日から同年同月二十一日までの間に行われたと考えられるが、右の認識に間違いはないか。確認を求める。「政府答弁書」では何ら明確な答弁がなされていないところ、再度質問する。また、右はこれまでの外務省の答弁書の内容から論理的に導くことのできるものであり、「調査」を記録した文書が作成されていないことは答弁を避ける理由にはならないところ、明確な答弁を求める。

五 四の認識に間違いがないのならば、二〇〇五年十月十一日から同年同月二十一日の間に、外務省大臣官房長、監査査察官、官房審議官、官房参事官、大臣官房長補佐、大臣秘書官、調査・政策評価官、総務課長、人事課長、調査官、情報通信課長、会計課長、在外公館課長の大臣官房幹部の職に就いていた者の氏名をそれぞれ明らかにされたい。「政府答弁書」では何ら

明確な答弁がなされていないところ、再度質問する。なお、外務省においては、各職員の外務省入省後の経歴をまとめた外務省職員名簿があると承知するが、それを見れば、右の期間にどの者が右に挙げた役職に就いていたかを明らかにすることは可能であり、「確認」についての記録が作成されていないこと云々は一切関係がないところ、きちんとした答弁を求める。

六 五で挙げた大臣官房幹部のうち、「調査」の担当責任者であったのは誰か。「政府答弁書」では何ら明確な答弁がなされていないところ、再度質問する。

七 二〇〇五年十一月三十日に行われた衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会において、鈴木宗男衆議院議員の質疑に対して原田親仁欧州局長は、「この問題は、既に組織として十分に調査した上で、閣議決定を経た答弁書で答えたいわけでございます」と、「ルール委員会」について答弁しており、右の答弁は衆議院の公式な議事録として保存されていると承知するが、原田局長の右の答弁にある「組織として十分に調査した」とは、外務省においてどのような方策によって、どの程度徹底して「調査」が行われたということなのか、具体的に説明されたい。「政府答弁書」では何ら明確な答弁がなされていないところ、再度質問する。

八 「政府答弁書」でも外務省は「外務省」としては、調査は適切かつ十分に行われたと考えている旨の答弁をしているが、外務省が適切かつ十分に行った「調査」を文書等により記録として

残さなかったのはなぜか。「政府答弁書」では何ら明確な答弁がなされていないところ、再度質問する。

九 「調査」の対象には、現職の外務事務官でありながら各書籍等で「ルール委員会」の存在を公に訴えている佐藤優氏が含まれていないが、当事者の一人である佐藤氏を含めず、何をもって「調査」が適切かつ十分に行われたとするのか。佐藤氏の「ルール委員会」についての発言が事実でないのなら、佐藤氏に対して注意をする、または何らかの処分を下すのが筋であると考えられるが、それにもかかわらず、あくまで「調査」が適切かつ十分に行われたとするのは、「ルール委員会」については曖昧なままにして逃げ切ろうとする外務省の隠蔽体質を示すものでしかないと考えられるが、外務省の見解如何。

十 「政府答弁書」で外務省は「外務省」としては、調査は適切かつ十分に行われたと考えており、御指摘の者に対する調査を含め、改めて調査を行う考えはない。」としているが、一及び四から九で指摘した通り、「調査」についての外務省の回答は何ら実質的なものはなく、ただ外務省自身が「適切かつ十分に行われた」と繰り返し述べているのみである。外務省は答えられるはずの質問にも答えず、明確な説明を避けているが、外務省としてはあくまで「ルール委員会」についての事実関係を明確にすることを忌避し、このまま曖昧な形で「ルール委員会」についての当方の質問をかわす考えでいるのか。明確な答弁を求める。

十一 かつて在モスクワ日本大使館において、旧ソ連時代に「ループル委員会」という裏金を作る悪しき仕組みが存在したことを明らかにすることは、裏金作りに手を染めた外務省職員を放逐し、外務省という組織の浄化を図り、国民の外務省に対する信頼を取り戻す上で必要なことであると考え、高村正彦外務大臣の見解如何。

内閣衆質一六九第三七七号

平成二十年五月二十三日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省においてかつて存在したと言われている裏金組織「ループル委員会」についての質問に対する同省の不誠実な対応等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省においてかつて存在したと言われている裏金組織「ループル委員会」についての質問に対する同省の不誠実な対応等に関する質問に対する答弁書

一から十一までについて

先の答弁書（平成二十年四月一日内閣衆質一六九第二一〇号）等で累次にわたってお答えしているとおり、御指摘の在モスクワ日本大使館における裏金問題に関する質問主意書（平成

十七年十月十一日提出質問第一四号）が平成十七年十月十一日に提出されて以降、大臣官房において当時在ロシア日本国大使館で勤務していた職員を中心に聞き取り等の調査を行い、その結果については、平成十七年十月二十一日に閣議決定された衆議院議員鈴木宗男君提出在モスクワ日本国大使館における裏金問題に関する質問に対する答弁書（平成十七年十月二十一日内閣衆質一六三第一四号）等において答弁している。調査の結果、「ループル委員会」なる組織が在モスクワ日本国大使館内において存在したことは確認されておらず、また、既にお答えした以上の調査の内容については、記録は作成しておらずお答えすることは困難である。

平成二十年五月十三日提出質問 第三七 八号

外務省においてかつて行われていたとされている白紙領収書作成についての質問に対する同省の不誠実な対応等に関する質問主意書 提出者 鈴木 宗男

外務省においてかつて行われていたとされている白紙領収書作成についての質問に対する同省の不誠実な対応等に関する質問主意書 意書 「政府答弁書（内閣衆質一六九第二一〇九号）を踏まえ、以下質問する。

一 起訴休職外務事務官の佐藤優氏が、株式会社アスコムより発行された鈴木宗男衆議院議員との共著「反省 私たちはなぜ失敗したのか？」の六十九頁と、講談社より発行されている「現代」二〇〇六年九月号に掲載されている「最強の情報分析官」による懺悔の告白「外務省『犯罪白書』四 私の手を染めた『白紙領収書』作り」との見出しの論文で、かつて外務省で佐藤優氏自身が当時の直属の上司である原田親仁現欧州局長の指示を受けて、マスコミ関係者に対して白紙の領収書を渡していたことを明らかにする旨の記述（以下、「記述」という。）をしていることについて、外務省においてかつて「白紙領収書」を作成してマスコミ関係者に配っていた事実があるか、また、「記述」にある様に原田局長がかつて佐藤優氏に白紙領収書作成の具体的指示を出した事実があるか否かを明らかにすべく、外務省において確認作業（以下、「確認」という。）が行われたと承知する。その「確認」の対象となつた、当時外務省報道課で勤務していた外務省職員の中に、外務省HPに掲載されている外務省幹部名簿等、外務省職員以外の一般人でも容易に閲覧することが可能であるものに、その氏名が記載されている者はいるか。いるのなら、その官職氏名を全て明らかにされたい。前回質問主意書でも同様の問いをしたが、「政府答弁書」では何ら明確な答弁がなされていないところ、再度質問する。なお、外務省においては、各職員の外務省入省後の経歴をまとめた外務省職員名簿があると承知する。それを見れば、現在外

務省幹部名簿に氏名が記載されている者のうちの者が以前報道課に務めていたかについて明らかにすることは可能であり、「確認」についての記録が作成されていないことを理由に右の問いに答えられないとするのは全く理由にならないと思料するところ、外務省においては明確な答弁をすることを求める。

二 これまでの答弁書によると、「確認」は外務省による同行記者団に対する白紙領収書の供与に関する質問主意書（第一六四回国会質問第二四二号）が提出された二〇〇六年四月二十七日以降、外務省大臣官房において当時報道課で勤務していた職員を中心に行われたとのことであるが、「確認」は右の日にちから大体何日間に亘り行われたのか明らかにされたい。

三 二の「確認」が行われていた時期に、外務省大臣官房長、監査室長、官房審議官、官房参事官、大臣官房長補佐、大臣秘書官、考査・政策評価官、総務課長、人事課長、調査官、情報通信課長、会計課長、在外公館課長の大臣官房幹部の職に就いていた者の氏名をそれぞれ明らかにされたい。「政府答弁書」では何ら明確な答弁がなされていないところ、再度質問する。

四 「確認」を行った責任者は、三に挙げた当時の外務省大臣官房幹部のうち誰か。「政府答弁書」では何ら明確な答弁がなされていないところ、再度質問する。

五 「政府答弁書」では、「御指摘の局長に確認した結果、御指摘の『白紙領収書』が作成された事実は確認されていない。」との答弁がなされて

いる。一方、「記述」の中には「一九八八〇八九年、在ソ連邦日本大使館政務班で筆者の直属の上司は原田親仁氏(現欧州局長)だった。当初、一等書記官だった原田氏はプレスアタッシェ(報道担当官)をつとめ、日本から外務大臣が訪問する際の同行記者団のアテンドを担当した。同行記者団には幹事がいるが、原田氏から、『大使館の管理班(日本からの来客に対する便宜供与や現地人スタッフの労務管理を担当する班)に行つて、大使館の用箋の左上にEmbassy of Japan, Moscowと書かれているレターヘッドの右下に、他人に見られないようにスタンプを押して書類を作つてこい』と命じられた。筆者が『口上書(外交上の公式文書)に用いる文書班が保管する公印でなくていいのですか』と質すと原田氏は『口上書用のスタンプではなく会計班のスタンプにするんだ』と明示的に指示した。筆者が指示された通りの書類を作り、封筒に入れて原田氏に渡すと、原田氏はこの封筒の中身を確認し、『これでいいよ。サンキュー』と筆者に告げた後、幹事社の記者に封筒を渡して「いた。」と、原田局長から佐藤優氏への「白紙領収書」作成の指示が事細かく書かれているが、「確認」について原田局長はどの様な回答をしたのか明らかにされたい。「政府答弁書」では何ら明確な答弁がなされていないところ、再度質問する。なお、これまでの答弁書では外務省は、白紙領収書作成の事実について「確認されていない」の一点張りであり、「確認」に対する原田局長の具体的な回答内容等について一切明確な

答えていないが、例えば本年二月二十九日に閣議決定された政府答弁書(内閣衆質一六九第九八号)では、「先の質問主意書(平成二十年一月三十日提出質問第四〇号)が提出されてから武藤顕外務省欧州局ロシア課長が、電話にて御指摘の者に確認を行ったところ、御指摘の者から、御指摘のような事実は記憶にない旨の回答があった。」と、確認に対する本人の回答が具体的に示されている。「確認」に対して当方が求めているのも右答弁にある様な、原田局長の「確認」に対する具体的な回答内容であるところ、この「確認」に対して原田局長はどの様に回答したのか、明確に示すことを改めて求める。

六 佐藤優氏は「記述」の中で、「白紙領収書」作成の事実関係について、原田局長と刺し違えてでも公の場で真実を明らかにしたい旨述べているが、右の佐藤優氏の呼びかけに原田局長並びに外務省はどの様に應えるか。「政府答弁書」では何ら明確な答弁がなされていないところ、再度質問する。

七 「政府答弁書」では、「これまでの答弁書については、外務省内で大臣の決裁を経た上で、閣議決定しており、外務省として、御質問の趣旨を踏まえ、誠意をもって答弁しているものと認識している。」との答弁がなされているが、では麻生太郎、町村信孝、高村正彦の歴代外務大臣は、白紙領収書作成にかかるこれまでの当方の質問並びに外務省の答弁にきちんと目を通し、その内容をきちんと把握しているのか。

八 現職の外務事務官でありながら、「記述」にあ

る様に、外務省において白紙領収書作成という不正な行為が行われており、しかも欧州局長という重職の任に現在就いている原田氏が具体的な作成指示を出していた旨、佐藤氏が公の場で訴えていることについて、外務省という組織を統轄する大臣として、何らかの処分を下すことは考えていないのか。高村大臣の見解如何。右質問する。

内閣衆質一六九第三七八号
平成二十年五月二十三日

内閣総理大臣 福田 康夫
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省においてかつて行われていたとされている白紙領収書作成についての質問に対する同省の不誠実な対応等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省においてかつて行われていたとされている白紙領収書作成についての質問に対する同省の不誠実な対応等に関する質問に対する答弁書
一から八までについて

先の答弁書平成二十年四月一日内閣衆質一六九第二〇九号の一から十三までについて等で累次にわたってお答えしているとおり、お尋ねの「確認」に係る事項については、外務省による同行記者団に対する白紙領収書の供与に関する質問主意書(平成十八年四月二十七日提出質問第二四二号)が提出されて以降、外務省大臣

官房において当時報道課で勤務していた職員を中心に聞き取り等の調査を行い、また、御指摘の局長に確認した結果、御指摘の「白紙領収書」が作成された事実は確認されていない。これ以上の調査の内容については、記録は作成しておらずお答えすることは困難である。これまでの答弁書については、外務省内で大臣の決裁を経た上で、閣議決定している。外務省としては、本件について、特定の職員に対して処分を行う必要があるとは考えていない。

平成二十年五月十四日提出
質問 第三七 九号

積極財政に関する再質問主意書

提出者 滝 実

積極財政に関する再質問主意書

平成二十年三月十九日提出の積極財政に関する質問主意書に対して平成二十年三月二十八日付けの答弁書をいただいた。その中で「御指摘の『積極財政を否定する』との趣旨が必ずしも明らかではない」とあるが、平成十九年十月二十六日付けの答弁書(内閣衆質一六八第一三三三号)で「政府としては、基本方針二〇〇七において、予算編成の原則として、景気を支えるために政府が必要を積み増す政策をとらない」と述べており、これが『積極財政を否定する』の意味である。

平成二十年三月十九日提出の質問主意書で指摘したように、平成二十年一月十七日に内閣府が経済財政諮問会議に提出し、公表した「日本経済の進路と戦略」で、十四・三兆円の歳出削減の考え

方に対応するケース(緊縮財政という)に対して、二・九兆円の財政出動をするのが十一・四兆円の歳出削減の考え方に対応するケース(積極財政という)であり、積極財政の方が、あらゆる面で緊縮財政よりも優れているというのが、「日本経済の進路と戦略」の結論である。

この結論に関する質問主意書に対して、答弁書は質問事項に直接答えていないので、質問に即して説明をいただきたく再度質問する。

一 「日本経済の進路と戦略」では、二・九兆円の財政出動をした場合としない場合の比較をして、あらゆる意味で財政出動をした場合の方が優れているとの結論を出している。それなのに、政府は積極財政を否定しているのは納得できない。その趣旨を明らかにしていただきたい。

二 積極財政を否定するのは、「日本経済の進路と戦略」における推計モデルでは誤差が大きすぎて使い物にならないという理由からなのか。そうだとすれば、そのような信頼性を欠くモデルを根拠に歳出削減や増税を国民に強要すべきではないのではないか。右質問する。

内閣衆質一六九第三七九号

平成二十年五月二十三日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員滝実君提出積極財政に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員滝実君提出積極財政に関する再質問に対する答弁書

一及び二について

「日本経済の進路と戦略」開かれた国、全員参加の成長、環境との共生」(平成二十年一月十八日閣議決定)の参考試算等の計算結果は、経済政策を検討する際に参考となるものであるが、現実の経済政策を行うに当たっては、その時々の経済状況等を十分に踏まえて総合的に判断することが必要である。政府としては、我が国の極めて厳しい財政状況を放置すれば、財政の持続可能性に対する疑念の高まりが経済成長自体を阻害するおそれがあり、財政再建がなければ持続的な経済成長も実現しないとの考え方に基き、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針二〇〇六」(平成十八年七月七日閣議決定)及び「経済財政改革の基本方針二〇〇七」(平成十九年六月十九日閣議決定。以下「基本方針二〇〇七」という。)において、歳出・歳入一体改革を実行することとし、その実現に向け正面から取り組むこととしており、また、基本方針二〇〇七において、予算編成の原則として、景気を支えるために政府が需要を積み増す政策をとらないこととしていっているところである。

平成二十年五月十四日提出
質問 第三八〇号

学校行事として靖国神社・護国神社訪問を禁じた文部事務次官通達に関する質問主意書
提出者 平沼 赳夫

学校行事として靖国神社・護国神社訪問を禁じた文部事務次官通達に関する質問主意書

昭和二十四年十月二十五日に文部事務次官が出した「社会科その他、初等および中等教育における宗教の取扱について」(以下「昭和二十四年文部次官通達」と略称の件で質問する。

この通達は、靖国神社や護国神社を学校行事として訪問してはならないと命じており、戦後半世紀以上もこの通達によって学校行事として靖国神社や護国神社を訪問することが禁じられてきた。確認したところ、都道府県教育委員会のホームページにも、学校行事としての神社・仏閣等の訪問にあたって、この「昭和二十四年文部次官通達」を参考にあげている場合が多く見受けられる。児童・生徒が、戦没者追悼の中心的施設である靖国神社や護国神社を学校行事として訪問し、我が国の戦没者追悼のありかたを知る機会を奪われてきたということは大変遺憾である。

従って、次の事項について質問する。
一 平成二十年三月十四日付産経新聞によれば、この「昭和二十四年文部次官通達」が出される一年余り前の二十三年七月、旧文部省は教科書局長通達で、国公立の小中学校が主催して神社・仏閣、教会を訪問することをGHQ(連合国軍総司令部)の「神道指令」に反するとして全面禁止したという。この「教科書局長通達」が出された経緯はどのようなものか。また、この「教科書局長通達」の法的根拠は何か。

二 昭和二十三年の「教科書局長通達」が、「昭和二十四年文部次官通達」に変更となった経緯はどのようなものか。
三 「昭和二十四年文部次官通達」の法的根拠は何か。
四 平成二十年三月二十七日の参議院文教科科学委員会における衛藤晟一議員の質問に対して渡海文部科学大臣は、「昭和二十四年文部次官通達」の(二)の「学校が主催して、靖国神社、護国神社(以前に護国神社あるいは招魂社であったものを含む)および主として戦没者を祭った神社を訪問してはならない。」という一節について、「靖国神社等の取扱については既に失効している」と答弁している。改めて確認するが、この一節は正式に失効しているとみなしていいか。
五 該当の一節が失効しているとすれば、学校が主催して靖国神社、護国神社等を訪問してよいということになるが、そうした理解でいいか。
六 該当の一節について、平成二十年三月三十一日の参議院文教科科学委員会における西田昌司議員の質問に対して渡海文部科学大臣は「日本がサンフランシスコ講和条約に調印しまして、これが発効したのが二十七年四月二十八日でございますから、これをもって失効していると、こういうふうな理解をしていた。ただ、結構、だと思ひます」と答弁している。つまり、該当の一節は、サンフランシスコ講和条約の発効をもって失効したとみなしていいか。

七 該当の一節がサンフランシスコ講和条約の発効とともに失効したとすれば、それはどのような理由なのか、説明されたい。

八 この「学校が主催して、靖国神社、護国神社（以前に護国神社あるいは招魂社であったものを含む）および主として戦没者を祭った神社を訪問してはならない。」にある「主として戦没者を祭った神社」には、「戦没者を祭った神社ではないが、境内に忠魂碑や戦没者慰霊碑が建てられている神社」は含まれていなかったと解釈していいか。

九 関連して日本の文化や歴史を調べる目的で学校が主催して靖国神社や護国神社等を訪問した際、靖国神社などの関係者より、その神社の歴史や由来、参拝の作法などについて説明を聞くことは問題ないか。

十 学校行事として、特定の宗教を援助・助長・奨励する活動が禁じられているのは当然のことだが、一方、学校において靖国神社や護国神社など特定の宗教的施設を誹謗したり、その活動を圧迫したりするような学習を行うこともその宗教的施設に対する偏見を煽ることになり、好ましくないと考えるがどうか。

十一 この「昭和二十四年文部次官通達」の該当の一節が今なお有効であるという誤解が全国の教育委員会には残っているようである。この誤解を払拭するため、どのような具体的措置をとるのか。

内閣衆質一六九第三八〇号
平成二十年五月二十三日
内閣総理大臣 福田 康夫
衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員平沼赳夫君提出学校行事として靖国神社・護国神社訪問を禁じた文部事務次官通達に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。
〔別紙〕
衆議院議員平沼赳夫君提出学校行事として靖国神社・護国神社訪問を禁じた文部事務次官通達に関する質問に対する答弁書
一について
文部科学省としては、御指摘の「学習指導要領社会科編取扱について」昭和二十三年七月九日付け発教百一号文部省教科書局長通達。以下「局長通達」という。は、国家神道、神社神道二対スル政府ノ保証、支援、保全、監督並ニ弘布ノ廃止ニ関スル件（昭和二十年十二月十五日付け連合国軍最高司令官総司令部参謀副官発第三号日本政府二対スル覚書。以下「覚書」という。）を受け、これに抵触するような指導が学校において行われることを避けるため、当時、教育に関する事務を所掌していた文部省において発出されたものと考ええる。
二及び三について
文部科学省としては、御指摘の「社会科その他、初等および中等教育における宗教の取扱について」昭和二十四年十月二十五日付け文初庶第百五十二号文部事務次官通達。以下「事務次官通達」という。は、局長通達の発出後、社会

科の教育のみならず広く初等教育及び中等教育における宗教に関する事項について研究協議を行い、その結果得られた結論を踏まえて、当時、教育に関する機関に対する専門的、技術的な指導・助言等に関する事務を所掌していた文部省において発出されたものと考ええる。
四、六及び七について
文部科学省としては、御指摘の事務次官通達の一節は、覚書に抵触するような指導が学校において行われることを避けることを目的としたものであり、靖国神社等について他の宗教的施設と異なる取扱いをする理由もないことから、日本国との平和条約（昭和二十七年条約第五号）の発効により我が国が完全な主権を回復するに伴い覚書が効力を失ったことをもって、失効したものと考ええる。
五について
文部科学省としては、学校における授業の一環として、歴史や文化を学ぶことを目的として、児童生徒が神社、教会等の宗教的施設を訪問してもよいものと考えている。そのような趣旨で、例えば、御指摘の靖国神社等についても、同様の目的で訪問してよいものと考ええる。
八について
文部科学省としては、「主として戦没者を祭った神社」に該当しないものであれば、境内に忠魂碑や慰霊碑等が建てられていたとしても、事務次官通達にある訪問してはならない神社には含まれなかったものと考ええる。
九について
お尋ねについては、個別具体の事情等を勘案

して判断されるべきものであり、一概にお答えすることは困難であるが、文部科学省としては、学校における授業の一環として、歴史や文化を学ぶことを目的として、神社、教会等の宗教的施設の関係者から当該施設の歴史、由来等について知識として説明を聴取することは、特段の支障がない限り、行つてよいものと考えている。そのような趣旨で、例えば、御指摘の靖国神社等についても、その関係者から同様の目的で聴取してよいものと考ええる。
十について
文部科学省としては、学校において、特定の宗教を誹謗したり、その活動を圧迫したりするような内容の授業を行うことは好ましくないと考える。
十一について
文部科学省としては、今後、御指摘のような誤解を生じないよう対応を検討してまいりたい。

平成二十年五月十四日提出
質問 第三八一号
長期休暇を取得している外務省職員に関する再質問主意書
提出者 鈴木 宗男

長期休暇を取得している外務省職員に関する再質問主意書
「前回答弁書」（内閣衆質一六九第三二二号）では、「お尋ねの『アルバイト職員』が、日々雇い入

官 報 (号 外)

れられる非常勤職員を意味するのであれば、現在、お尋ねの職員はいない。」との答弁がなされているが、当方が前回質問主意書で問うたアルバイト職員とは、通常の、任期などが決められていない常勤職員を除いた、事務補助員、専門派遣員等の雇用任期が決められた非常勤職員（以下、「非常勤職員」という。）のことを指すものである。右を踏まえ、再質問する。

一 現在外務省国際情報統括官組織において、「非常勤職員」を雇用しているか。

二 国際情報統括官組織において、過去に「非常勤職員」を雇用したことはあるか。あるのならば、「非常勤職員」を雇用していた年度並びに各年度の雇用人数を明らかにされたい。

三 国際情報統括官組織の幹部職員の一人である加賀美正人氏が現在長期休暇を取得していることと承知しているが、加賀美氏が長期休暇を取得し始めてから、国際情報統括官組織において「非常勤職員」を雇用したことはあるか。

四 三で、あるのならば、その際に「非常勤職員」に対して加賀美氏の長期休暇についてどの様な説明をしていたのか、また、加賀美氏あての電話がかかってきた際や加賀美氏あての来客があった時等、加賀美氏が不在であることについてどの様な説明をする様指導していたのか説明されたい。

五 「前回答弁書」では、加賀美氏が長期休暇を取得していることについて、「国際情報統括官組織においては、御指摘の職員が休暇等により不在の場合には、所属部局の幹部職員等の事務員

担についても勘案した上で、可能な範囲でこれらの幹部職員等とその事務を代行等させている。同組織において、現時点で業務に支障が生じていない。」との答弁がなされているが、当方が問うたのは、業務に支障が生じるとまでは言えなくとも、少なくとも同組織における幹部職員が一人不在であることにより、同組織における他の幹部職員等の負担は増しているのではないかとということである。右答弁は、加賀美氏が現在長期休暇により不在でも、他の職員の負担は一切増していないことを示しているのか。

六 国際情報統括官組織という我が国の外交上の情報処理等を担う極めて重要な部局の幹部が長期に亘り不在を重ねても、他の職員の負担とならず、更には業務に支障を来さないということとは、加賀美氏が平素こなしている業務はさほど重要ではないということ、国際情報統括官組織の第四国際情報官室という部署はそもそも必要ないということではないのか。外務省の見解如何。

右質問する。

内閣衆質一六九第三八一号

平成二十年五月二十三日

衆議院議長 河野 洋平殿
内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議員鈴木宗男君提出長期休暇を取得している外務省職員に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出長期休暇を取得している外務省職員に関する再質問に対する答弁書

一及び二について

国際情報統括官組織が設けられた平成十六年度以降では、同組織に、各年度当初時点で、平成十六年度から平成十八年度までにおいてはそれぞれ十七名、平成十九年度においては二十三名、平成二十年においては十九名の非常勤職員が勤務している。

三について

御指摘の職員が休暇を取得している際に非常勤職員を採用したことがある。

四について

国際情報統括官組織では、職員が休暇の際には、当該職員が所属する部局の他の職員に対し、当該職員が休暇を取得していることを周知するとともに、必要に応じ当該職員の業務を代行している者に対して案件等を取り次ぐよう指導している。

五及び六について

国際情報統括官組織においては、御指摘の職員が休暇等により不在の場合には、所属部局の幹部職員等に新たに生じる事務負担についても勘案した上で、可能な範囲でこれらの幹部職員等とその事務を代行等させており、現時点で業務に支障が生じていないものである。

平成二十年五月十四日提出
質問 第三八二号

政府による皇族への北京五輪開会式出席要請に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

政府による皇族への北京五輪開会式出席要請に関する質問主意書

「政府答弁書」(内閣衆質一六九第三三八号)を踏まえ、以下質問する。

一 「政府答弁書」では「北京オリンピックの開会式への我が国要人の出席については、皇族の出席を含め、現時点では決まっていない。」との答弁がなされているが、当方が重ねて問うているのは、我が国の皇族が北京五輪開会式に出席するかどうかということではなく、政府が皇族に対して北京五輪開会式への出席を今後お願いする考えはあるかということであるところ、政府においては右の答弁の様に「はすれの回答を行うのではなく、質問の趣旨に沿った答弁をすることを求める。」

右質問する。

内閣衆質一六九第三八二号

平成二十年五月二十三日

衆議院議長 河野 洋平殿
内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議員鈴木宗男君提出政府による皇族への北京五輪開会式出席要請に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出政府による皇族への北京五輪開会式出席要請に関する質問に対する答弁書

一について

北京オリンピックの開会式への皇族の御出席については、政府から御出席を要請するかを含め、現時点では何ら決まっていない。

平成二十年五月十四日提出
質問 第三八三号

北海道開発局幹部による官製談合への検査の対応に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

北海道開発局幹部による官製談合への検査の対応に関する質問主意書

本年五月十三日札幌地検は、国土交通省北海道開発局が発注した複数の農業土木工事をめぐり、業者間の談合を主導したとして、元開発局農業水産部長ら三人を逮捕した。右を踏まえ、以下質問する。

一 官製談合の定義如何。

二 官製談合は犯罪か。犯罪ならば、どの法律に触れるものか。

三 これまで明らかになった官製談合にどのようなものがあるか。過去十五年間の官製談合事件につき、全て明らかにされたい。

四 三で挙げた官製談合事件のうち、検査による捜査が行われなかったものはあるか。

五 四で、あるのならば、それはなぜか。

六 二〇〇二年八月、東京地検特捜部は受託収賄等の容疑で鈴木宗男衆議院議員を逮捕したが、鈴木宗男衆議院議員逮捕（以下、「逮捕」という。）の背景に、国土交通省北海道開発局による官製談合が関係していたか。

七 二〇〇二年十一月二十六日、当時の扇千景国土交通大臣は、「逮捕」をめぐり、北海道開発局で官製談合が行われていたとして、当時の幹部九人を減給十・二カ月に、監督責任者だった一人を訓告処分したと承知するが、右の国交省自らが認め、処分を行った官製談合事件に対して、当時検査は何らかの捜査を行い、関係者を起訴する等の対応をとったか。

八 七で、とっていないのなら、その理由を説明されたか。

九 七の官製談合事件についても、検査が然るべき捜査を行い、きちんとした対応をとっていたのなら、今回北海道開発局で起きた官製談合事件も未然に防げたのではないか。政府の見解如何。

十 本年五月十四日の新聞は、北海道開発局が二〇〇六年二月に行った農業用水路入札に応募した北海道妹背牛町の土木工事会社社長が、札幌地検から任意で事情聴取を受け、本年五月五日、自宅で自殺をしていたことが明らかになったと報じているが、政府は右の自殺の件を承知しているか。

十一 十の会社社長が自殺したのは、札幌地検による誘導、強圧的な取り調べにより、精神的に

追いつめられたのが原因ではないのか。

十二 官製談合という犯罪には然るべき対応をとることは当然としても、十の会社社長の件の様に、死者まで出す検査による捜査のやり方は適切か。

十三 十の会社社長の件が、容疑者を過度に追いつめたことが原因で、結果自殺に追いやってしまったとするならば、検査としてどのような責任を感じているか。

内閣衆質一六九第三八三号
平成二十年五月二十三日

内閣総理大臣 福田 康夫
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出北海道開発局幹部による官製談合への検査の対応に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出北海道開発局幹部による官製談合への検査の対応に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの「官製談合」の意味が必ずしも明らかではないが、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成十四年法律第百一号。以下「入札談合等関与行為防止法」という。）第二条第五項は、「入札談合等関与行為」として、「国若しくは地方公共団体の職員又は特定

法人の役員若しくは職員（以下「職員」という。）が入札談合等に関与する行為」であって、「事業者又は事業者団体に入札談合等を行わせること」と、「契約の相手方となるべき者をあらかじめ指名することその他特定の者を契約の相手方となるべき者として希望する旨の意向をあらかじめ教示し、又は示唆すること」、「入札又は契約に関する情報のうち特定の事業者又は事業者団体を知るによりこれらの者が入札談合等を行うことが容易となる情報であつて秘密として管理されているものを、特定の者に対して教示し、又は示唆すること」又は「特定の入札談合等に関し、事業者、事業者団体その他の者の明示若しくは黙示の依頼を受け、又はこれらの者に自ら働きかけ、かつ、当該入札談合等を容易にする目的で、職務に反し、入札に参加する者として特定の者を指名し、又はその他の方法により、入札談合等を補助すること」のいずれかに該当するものをいう旨を規定している。

犯罪の成否については、捜査機関が収集した証拠に基づき個々に判断すべきものであるが、入札談合等関与行為防止法第八条は、「職員が、その所属する国等が入札等により行う売買、貸借、請負その他の契約の締結に関し、その職務に反し、事業者その他の者に談合を唆すこと、事業者その他の者に予定価格その他の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行ったときは、五年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金に処する。」と規定している。

官 報 (号 外)

三について

お尋ねの「これまで明らかにした官製談合」の意味が必ずしも明らかではないが、公正取引委員会が、入札談合等の事件についての調査の結果、当該入札談合等につき入札談合等関与行為があると認めた事例として、岩見沢市が発注する建設工事に係る入札談合事件(平成十五年勅告第一号から第五号まで)、新潟市が発注する建設工事に係る入札談合事件(平成十六年勅告第二十三号から第二十五号まで)、日本道路公団が発注する鋼橋上部工事に係る入札談合事件(平成十七年勅告第十三号)、国土交通省が発注する水門設備工事に係る入札談合事件(平成十九年排除措置命令第二号及び第三号)、防衛施設庁が発注する土木・建築工事に係る入札談合事件(平成十九年排除措置命令第十一号)及び独立行政法人緑資源機構が発注する林道調査測量設計業務に係る入札談合事件(平成十九年排除措置命令第十八号)があるほか、平成二十年四月十二日に罰金刑の略式命令が確定した浦安市が発注するパソコン等の賃貸借に係る入札談合等関与行為防止法違反事件がある。

四及び五について

お尋ねについては、捜査機関の具体的活動にかかわる事柄であり、答弁は差し控えたい。

お尋ねについては、現在公判係属中の事件にかかわる事柄であり、答弁は差し控えたい。

七及び八について
お尋ねについては、捜査機関の具体的活動にかかわる事柄であり、答弁は差し控えたい。

九について

お尋ねについては、現在捜査中の事件にかかわる事柄であり、答弁は差し控えたい。

十について
御指摘の報道がなされていることは承知している。

十一から十三までについて

お尋ねは、御指摘の「土木工事業社社長」に対する検察官による捜査についての御質問であるが、捜査機関の具体的活動にかかわる事柄であるので、答弁は差し控えたい。

平成二十年五月十五日提出
質問 第三八四号

「道路特定財源等に関する基本方針」に関する
質問主意書

提出者 三日月大造

「道路特定財源等に関する基本方針」に関する
質問主意書

平成二十年五月十三日に閣議決定された「道路特定財源等に関する基本方針」(以下、「基本方針」)について、以下、政府の見解・方針等を問う。

I 基本方針には、「一、道路関連公益法人や道路整備関係の特別会計関連支出の無駄を徹底的に排除する。政府全体で、行政と密接な関係にある公益法人について、六月末までに集中点検を実施し、支出の無駄を徹底的に是正する。」とある。

1 基本方針中の「道路関連公益法人」及び「道路整備関係の特別会計関連支出」の定義と、現時点での範囲・規模について、問う。

2 徹底的に排除するとした「無駄」、六月末までに集中点検を実施し、徹底的に是正するとした「支出の無駄」の定義は、如何。

3 この「無駄」とは、誰が、どのような基準で判断するのか。

4 「行政と密接な関係にある公益法人」の定義は、如何。

5 平成二十年四月十七日に提出された「道路関係業務の執行のあり方改革本部最終報告書」について、

① この調査・検討過程で判明した「無駄」の規模はどれだけであったのか。

② 「道路関係公益法人」の改革の中で、「役員の兼職の解消」との項目があるが、

ア いつまでに行うのか。
イ 常勤・非常勤問わず、すべての兼職を解消するものと理解してよいのか。

③ この最終報告書の内容と、今回閣議決定された基本方針との関係について説明されたい。

6 無駄や不正の温床とも指摘される「天下り(再就職)」について、関連する法人での実態調査や是正の必要性に関しては、どのような認識か。

II 基本方針には、「二、道路特定財源制度は今年度の税制抜本改革時に廃止し二十一年度から一般財源化する。その際、地方財政に影響を及ぼさないように措置する。また、必要と判断される道路は着実に整備する。一般財源化の法改正により、道路整備費の財源等の特例に関する法律案における道路特定財源制度の規定は二十一年度から適用されないこととなる。」とある。

1 「一般財源化」の基本方針と、先般、衆議院において再議決により改正され、平成二十年度以降十箇年間、道路整備に用途を特定することが定められた、いわゆる「道路整備費財源特例法」との矛盾をどのように認識しているか。また、それをどのように是正するのか。

2 政府が、これまで特定財源制度の根拠として固執していた「受益者負担の原則」は、今回の「一般財源化」によって、税理論上、どのように説明されるのか。

3 「今年の税制抜本改革時に廃止」とあるが、「税制抜本改革時」とは、①何が、②どのような状態になることを指すのか。

4 基本方針に定められた「一般財源化」について、
① 「一般財源化」の定義は、如何。
② 国と地方の関係について、

ア 「一般財源化」は、国と地方分すべてを総合して実施するものと考えてよいのか。
イ それは、一部ではなく、全額を「一般財源化」ということではないか。

ウ 「地方財政に影響を及ぼさないように」とある。改革時に「影響」は不可避免と考えられるが、ここでのいう地方財政に与える

「影響」とは、何が、どのような状態となることを指すのか。

工 「一般財源化」に伴い、「地方道路整備臨時交付金」及び「地方道路整備臨時貸付金」は、どのように取扱うのか。

5 「必要と判断される道路は着実に整備する」とあるが、「必要」との判断は、①誰が(どのような機関が)、②どのような基準に従って、行うのか。

6 「一般財源化の法改正」とは、いつ頃を予定しているのか。また、「一般財源化の法改正により(中略)二十一年度から適用されないこととなる。」との方針は、政府に、平成二十年度中の法改正を義務付けるものと理解してよいか。これが実現できなかった場合の、政府の責任はどのようなものか。

7 「道路特定財源制度の規定」とは、具体的に、どの条文・規定を指すのか。

Ⅲ 基本方針には、「三、暫定税率分も含めた税率は、環境問題への国際的な取組み、地方の道路整備の必要性、国・地方の厳しい財政状況等を踏まえて、今年の税制抜本改革時に検討する。」とある。

1 昭和四十九年以降継続されている「暫定税率」の水準と期間について、どのように考えるか。

2 暫定税率分を含めた税率について、現行をどのように評価しているか。また、検討される税率の見直しは如何。

3 「無駄の排除」「必要な道路の整備計画の策

定」が行われない状態での暫定税率の復活により、与えてしまう経済への影響、増税に対する納税者の反発について、どのように認識しているか。

Ⅳ 基本方針には、「四、道路の中期計画は五年とし、最新の需要推計などを基礎に、新たな整備計画を策定する。この計画は、二十年度道路予算の執行にも厳格に反映する。」とある。

1 道路の中期計画を「五年」とした根拠は如何。

2 「最新の需要推計」とは、いつの、どの推計を基礎とするのか。

3 「新たな整備計画」は、誰が、いつまでに策定し、どのように決定する予定か。

4 「二十年度道路予算の執行にも厳格に反映する」とあるが、具体的に、①いつまでに、②何を、③どのように反映するのか。

5 「一般財源化」が基本方針であるならば、道路に限定特化することなく、地球温暖化防止への対応を喫緊の課題とする中、総合交通政策の観点から、空港・鉄道・港湾等の社会資本整備のあり方について、財源論も含め、総合的かつ根本的な検討を行うことが必要だと考えるが、政府の見解を問う。

Ⅴ 基本方針には、「五、ガソリン税などの暫定税率の失効期間中の地方の減収については、各地方団体の財政運営に支障が生じないよう、国の責任において適切な財源措置を講じる。その際、地方の意見にも十分配慮する。」とある。

1 「暫定税率の失効期間中の地方の減収」とあ

るが、規模はいくらか。また、その根拠は、如何。

2 各地方団体の財政運営の「支障」とは、①何の、②どのような状態を指すのか。

3 国の責任において講じる「財源措置」とは、具体的に、どのような措置をいうのか。

4 「地方の意見にも十分配慮する」とあるが、具体的に、どのような過程を経て配慮する計画か。意見聴取等を行うのか。

Ⅵ 基本方針には、「六、これらの具体化を進めるため、道路特定財源等に関する関係閣僚会議を設置する。」とある。

1 「道路特定財源等に関する関係閣僚会議」の、①役割、②構成、③検討事項について、示されたい。また、いつまでに結論を出す予定か。

Ⅶ その他

1 「道路整備特別会計」の存廃については、どのように考えるのか。「一般財源化に伴い、廃止も含めて検討すべき、との意見もあるが、如何。

2 「道路関連法案等の取扱いについて」(平成二十年四月十一日政府・与党決定では、「与野党協議会を設置し、一般財源としての使途のあり方、道路整備計画などを協議・決定する。」とされている。閣議決定された本基本方針に、このことが盛り込まれていない理由は何か。
右質問する。

内閣衆質一六九第三八四号
平成二十年五月二十三日

内閣総理大臣 福田 康夫
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員三日月大造君提出「道路特定財源等に関する基本方針」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員三日月大造君提出「道路特定財源等に関する基本方針」に関する質問に対する答弁書

Iの1から4までについて

道路整備特別会計から公益法人に支出された委託経費、道路整備事業を遂行する上で支出された広報広聴経費、職員の福利厚生等のための経費等に係る無駄遣いが国会等において指摘されたため、国土交通省に設置された「道路関係業務の執行のあり方改革本部」(以下「改革本部」という。)において、平成十八年度に道路整備特別会計から支出された経費のうち、平成十八年度において道路整備特別会計から一件当たり五百万円以上の業務等の費用が支出された国土交通省所管の五十の公益法人への調査研究等を行うための委託経費約六百七十三億円、道路整備事業を遂行する上で支出された広報広聴経費約九十八億円、職員の福利厚生等のための経費(健康診断及び永年勤続等表彰に係る経費を除く。)約三千三百三十六万円などについて点検を行い、平成二十年四月十七日に最終報告書を取りまとめたところである。

官 報 (号 外)

「道路特定財源等に関する基本方針」(平成二十年五月十三日閣議決定。以下「基本方針」という。)においては、「道路関連公益法人や道路整備関係の特別会計関連支出の無駄を徹底的に排除する」としているが、これは、改革本部が取りまとめた最終報告書を踏まえ、国土交通省において、今後は、これらの経費等の支出に際し、国民の目線から見て、道路整備事業を遂行するために必要か、効果が十分に発揮されるか、支出しようとする額は適正かといった視点から判断し、不適切な支出は行わないこととする趣旨である。

また、基本方針においては、「政府全体で、行政と密接な関係にある公益法人について、六月末までに集中心検を実施し、支出の無駄を徹底的に是正する」としているが、これは、国からの支出に依存する公益法人等の行政と密接な関係にある公益法人への支出について、事務事業に係る支出の必要性や随意契約の見直し等競争的な契約方式への移行の可能性等について改めて見直すこととし、六月末までに右に述べた道路整備特別会計からの支出に関して指摘された無駄と同様の無駄の有無について、各府省が集中心検を実施し、無駄があればそれを是正するとの趣旨である。

Iの5の①について

改革本部における検討において、国土交通省が道路整備特別会計からの使途として、今後、支出しないこととしたものは、レクリエーションのための経費、健康・運動器具の購入に係る経費及び道路ミュージカルの上演に係る経費で

ある。これらの経費に係る平成十八年度の支出額は、レクリエーションのための経費が約十五万円、道路ミュージカルの上演に係る経費が約五千五百万円であり、健康・運動器具の購入に係る支出実績はない。

なお、今後、道路整備関係の特別会計関連支出について、国民の目線から見て、道路整備事業を遂行するために必要か、効果が十分に発揮されるか、支出しようとする額は適正かといった視点から判断し、不適切な支出は行わないこととしてまいりたい。

Iの5の②について

国土交通省としては、改革本部が取りまとめた最終報告書を踏まえ、道路関係公益法人(平成二十年度から社会資本整備事業特別会計道路整備勘定からの支出を取りやめるものを除く。)間の国家公務員を退職した者の役員の兼職は、常勤又は非常勤を問わず、平成二十一年度までに解消するよう、平成二十年四月十八日付で道路関係公益法人(平成二十年度から社会資本整備事業特別会計道路整備勘定からの支出を取りやめるものを除く。)に対し要請したところである。

Iの5の③について

基本方針の「道路関連公益法人や道路整備関係の特別会計関連支出の無駄を徹底的に排除する」は、改革本部が取りまとめた最終報告書の内容を踏まえ、閣議決定されたものである。

Iの6について

御指摘の「天下り」とは、一般的には各府省で

退職後の幹部職員を企業、団体等に再就職させることをいうものと考えており、また、お尋ねの「関連する法人」が何を指すのか必ずしも明らかではないが、政府としては、独立行政法人、特殊法人、認可法人等の役員に就いている退職国家公務員(本府省の課長・企画官相当職以上で退職した者をいう。ただし、国立大学・国立高等専門学校等の学長その他の教官等、退職後十年以上民間会社等の役員歴のある者並びに退職後五年以上当該法人等の職員歴のある者及び役員出向者を除く。)の数及び国所管の公益法人の理事に就いている国家公務員出身者(国の行政機関において常勤の職員として職務に従事した者をいう。ただし、専ら教育、研究、医療に従事した者及び当該官庁における勤務が一時的(原則として、任期の定めのある場合は一期、任期の定めのない場合は三年程度以下)であった者は除く。)の数を毎年調査し、公表している。

また、国家公務員の再就職については、平成十九年六月に成立した国家公務員法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第百八号)において、各府省の再就職あっせんを全面的に禁止し、中立かつ透明な仕組みによる官民人材交流センターに再就職あっせんを一元化すること等としており、政府としては、これらの措置により退職管理の適正化を進め、いわゆる天下り問題を根絶していく考えである。

IIの1について

基本方針においては、「道路特定財源制度は

今年の税制抜本改革時に廃止し二十一年度から一般財源化する」と及び「一般財源化の法改正により、道路整備費の財源等の特例に関する法律案における道路特定財源制度の規定は二十一年度から適用されないこと」としており、道路整備費の財源等の特例に関する法律の一部を改正する法律(平成二十年法律第三十一号)による改正後の道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和三十三年法律第三十四号)について、適切な時期に必要な改正がなされるものと考えており、矛盾は生じないものと考えている。

IIの2について

道路特定財源の暫定税率の在り方については、基本方針において、「暫定税率分も含めた税率は、環境問題への国際的な取組み、地方の道路整備の必要性、国・地方の厳しい財政状況等を踏まえて、今年の税制抜本改革時に検討する」としているところであり、御指摘の「受益者負担」の観点も含め、検討してまいりたい。

IIの3について

今年取り組むこととしている税制抜本改革においては、我が国における所得、消費、資産等に係る税制全般について検討を行う必要があると考えているが、その具体的内容について、現時点で確たることを申し上げることは困難である。

IIの4の①並びに②のア及びイについて

一般財源化については、一般に、特定の費用に限定することが義務付けられている財源の使

途について、その義務付けを行わないことと承知しているが、基本方針において、「道路特定財源制度は今年の税制抜本改革時に廃止し二十一年度から一般財源化する」としているところであり、地方分も含め、その具体的内容については、今年の税制抜本改革時に検討すべき課題と認識している。

IIの4の②のウについて

基本方針の「影響」とは、必要な税財源が確保されなくなることを想定している。

IIの4の②のエについて

地方道路整備臨時交付金及び地方道路整備臨時貸付金は、地方公共団体における厳しい財政状況のもと必要な道路整備を進めていく上で、必要な制度であると認識しているが、その具体の取扱いについては、今後、議論がなされるものと考えている。

IIの5について

道路事業の実施に当たって、その必要性については、一般に、道路事業を実施する者等が、地方公共団体の意向等を踏まえ、費用便益分析等により事業評価を行うなど、総合的に判断しているものであるが、基本方針の「必要と判断される道路」については、新たな交通需要推計や事業評価手法の見直し等を踏まえた総合的な判断が必要であると考えている。

IIの6について

基本方針においては、「一般財源化の法改正により、道路整備費の財源等の特例に関する法律案における道路特定財源制度の規定は二十一

年度から適用されないこと」としており、適切な時期に必要な法律の改正がなされるものと考えている。

IIの7について

基本方針における「道路特定財源制度の規定」とは、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第三条を指すものであると認識している。

IIIの1及び2について

昭和四十九年に導入された暫定税率の設定により、我が国の道路は近年相当程度整備が進んできたものと考えており、また、先般成立した所得税法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第二十三号)等においては、真に必要な道路整備の計画的な推進等の観点から十年間暫定税率の水準を維持することとされたところである。また、暫定税率の在り方については、基本方針においては、「暫定税率分も含めた税率は、環境問題への国際的な取組み、地方の道路整備の必要性、国・地方の厳しい財政状況等を踏まえて、今年の税制抜本改革時に検討する」として、現時点で確たることを申し上げることは困難である。

IIIの3について

所得税法等の一部を改正する法律等が先般成立し、暫定税率が維持されたことにより、国民生活や地域経済の様々な混乱及び影響が解消されたものと考えており、暫定税率を維持することについて、国民の理解と協力を得られるよう、説明に努めてまいりたい。

IVの1について

お尋ねの「道路の中期計画を『五年』とした根拠」については、平成十九年十二月七日に政府・与党で合意し、取りまとめた「道路特定財源の見直しについて」において、今後十年間を見据えた道路の中期計画を策定することが示されたが、人口減少社会の進展等将来を見通すことがますます困難な時代となる中で、これまでの国会審議等における議論を踏まえ、計画期間を五年としたところである。

IVの2について

基本方針の「最新の需要推計」とは、平成十七年の道路交通センサスや新たな人口推計に基づいた推計値のことを指しており、今年秋までに取りまとめることとしている。

IVの3及び4について

基本方針の「新たな整備計画」と当該計画の平成二十年度予算の執行への反映については、基本方針に基づき、道路特定財源等に関する関係閣僚会議での議論等を踏まえ、今後検討していくものであり、現時点でお答えすることは困難である。

IVの5について

政府においては、現在、平成二十年度から平成二十四年度までを計画期間とし、道路、空港、治水等の九つの事業分野別の計画を一本化した第二期の社会資本整備重点計画を策定中である。同計画の策定に当たり、御指摘の「空港・鉄道・港湾等の社会資本整備のあり方」についても、総合的な交通ネットワークの形成等の観点から、十分に検討してまいりたい。

なお、これらの社会資本整備については、毎年度、予算の範囲内において行われることとなる。

Vの1について

基本方針の「暫定税率の失効期間中の地方の減収」の規模については、現時点では、軽油引取税等の地方税の減収額が判明していないこと等から、お答えすることは困難である。

Vの2について

基本方針の「支障」とは、地方公共団体において、暫定税率の失効期間中の地方税及び地方譲与税の減収により財源が確保されなくなることである。

Vの3について

基本方針の「財源措置」の具体的な内容については、今後、検討することとしている。

Vの4について

今後、地方公共団体との意見交換等により、地方の意見にも十分に配慮することとしている。

VIについて

道路特定財源等に関する関係閣僚会議は、基本方針の具体化を進めるために随時開催することとされている。会議の構成員は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び内閣官房長官であり、必要に応じ、関係者の出席を求めることができることとされている。

今後は、与党や与野党間の協議の状況を踏まえながら、必要に応じて開催することとしている。

Ⅶの1について

道路整備を始めとする社会資本整備に要する費用の経理については、国からの資金のみならず、地方公共団体からの負担金等も含めた歳入について、その歳入と歳出の対応関係を明確化するとともに、事業全体のコストと成果を明確化するため、特別会計を設けて区分経理を行っているところである。このため、一般財源化に伴い、当然に区分経理を行わないこととすべきものとは考えていない。

Ⅶの2について

お尋ねについては、与野党協議会の設置に係る事項であることから、閣議決定である基本方針に盛り込まれていないものである。

平成二十年五月十五日提出
質問 第三八五号

後期高齢者医療制度の保険料の上昇見込みに
関する質問主意書

提出者 山井 和則

後期高齢者医療制度の保険料の上昇見込みに
関する質問主意書

後期高齢者医療制度の保険料の上昇見込みに
ついて、次のとおり質問する。

一 厚生労働省資料によると、平成二十年度の後
期高齢者医療制度の保険料は、七万二千円（事
務費含む）であるが、平成二十七年の保険料
は、平成二十年度の保険料を基準とすると二倍
に上がる可能性はあるか。

二 一の質問で、二倍にならない場合、平成二十

七年度の保険料は、平成二十年度の保険料を基
準とすると一・五倍になる可能性はあるか。
三 二倍、一・五倍とならない場合、何倍くらい
になると推計しているか。

右質問する。

内閣衆質一六九第三八五号

平成二十年五月二十三日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員山井和則君提出後期高齢者医療制度
の保険料の上昇見込みに関する質問に対し、別
紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員山井和則君提出後期高齢者医療
制度の保険料の上昇見込みに関する質問に
対する答弁書

一から三までについて

御指摘の七万二千円は、各後期高齢者医療広
域連合が平成二十年度において算定した保険料
の全国平均であり、厚生労働省において、これ
を基にした平成二十七年の一人当たり後期高
齢者医療の保険料の試算は行っていないことか
ら、お尋ねについてお答えすることは困難であ
る。

平成二十年五月十五日提出
質問 第三八六号

後期高齢者終末期相談支援料及び後期高齢者
診療料に関する質問主意書

提出者 山井 和則

後期高齢者終末期相談支援料及び後期高齢
者診療料に関する質問主意書

後期高齢者終末期相談支援料及び後期高齢者診
療料について、次のとおり質問する。

一 後期高齢者の終末期の相談支援に関する議論
がはじまったのは、厚生労働省のどの審議会
（名称は、委員会や小委員会、部会等の名称で
あっても構わない。）であり、いつ開催されたも
のからか。

二 後期高齢者診療料は、現在、選択制となつて
いるが、将来、後期高齢者診療料算定の強制、
あるいは当該診療料算定への誘導が行われる可
能性は一切ないと断言できるか。

右質問する。

内閣衆質一六九第三八六号

平成二十年五月二十三日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員山井和則君提出後期高齢者終末期
相談支援料及び後期高齢者診療料に関する質問に
対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員山井和則君提出後期高齢者終末
期相談支援料及び後期高齢者診療料に関する
質問に対する答弁書

一について

先の答弁書（平成二十年五月二十日内閣衆質
一六九第三七四号）一から三までについてでお
答えしたとおりである。

二について

先の答弁書（平成二十年五月十六日内閣衆質

一六九第三六一号）三及び四についてでお答え
したとおりである。

平成二十年五月十五日提出
質問 第三八七号

山口県各市等の自治体における後期高齢者医
療制度と今年三月までの旧制度との保険料の
比較に関する再質問主意書

提出者 山井 和則

山口県各市等の自治体における後期高齢者
医療制度と今年三月までの旧制度との保険
料の比較に関する再質問主意書

山口県各市等の自治体における後期高齢者医療
制度と今年三月までの旧制度との保険料の比較に
関する質問に対する答弁について、次のとおり質
問する。

一 平成二十年五月一日に提出した、「山口県各
市等の自治体における後期高齢者医療制度と今
年三月までの旧制度との保険料の比較に関する
質問主意書」質問七に対する答弁では、「今年三
月以前に市町村が行う国民健康保険に加入して
おり、基礎年金のみを収入として一人暮らしを
していた方が、今年四月に後期高齢者医療の被
保険者となった場合においては、国民健康保険
の保険料に比べ後期高齢者医療の保険料の方が
安くなるものと承知している」とあるが、なぜ
か。その根拠をお教えいただきたい。

二 国民健康保険の保険料に比べ後期高齢者医療
の保険料が、高くなるケースはないのか。

右質問する。

内閣衆質一六九第三八七号

平成二十年五月二十三日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員山井和則君提出山口県各市等の自治体における後期高齢者医療制度と今年三月までの旧制度との保険料の比較に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員山井和則君提出山口県各市等の自治体における後期高齢者医療制度と今年三月までの旧制度との保険料の比較に関する再質問に対する答弁書

一について

お尋ねの山口県下松市、光市及び周南市が行う国民健康保険について、基礎年金のみを収入として一人暮らしをしている方（以下「基礎年金受給単身者」という。）の平成十九年度の保険料額を算定すると、国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）第二十九条の七に規定する所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額から基礎賦課額を算定する方式を採用している下松市及び周南市においては、それぞれ一万五千円及び一万七千三百四十円となり、同条に規定する所得割額、資産割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額から基礎賦課額を算定する方式を採用している光市においては、資産割額が被保険者ごとに異なるため資産割額を零として最も低くなる保険料額を算定すると、一万五千九百円となる。他方、山口県内に住所を有する基礎年金受給単身者の平成二十

年度の後期高齢者医療の保険料額を算定すると、一万四千八百一十円となる。これらのことから、今年三月までこれら三市が行う国民健康保険に加入しており、同年四月に後期高齢者医療の被保険者になった基礎年金受給単身者については、国民健康保険の保険料に比べ後期高齢者医療の保険料の方が安くなる旨お答えしたものである。

二について

お尋ねについては、先の答弁書（平成二十年五月十三日内閣衆質一六九第三四八号）八及び九についてお答えしたとおりである。

平成二十年五月十五日提出
質問 第三八八号

生活保護における医療扶助の移送費の見直しに関する質問主意書

提出者 山井 和則

生活保護における医療扶助の移送費の見直しに関する質問主意書

生活保護における医療扶助の移送費の見直しについて、次のとおり質問する。

一 平成二十年五月十五日、「民主党 生活保護問題ヒアリング」における厚生労働省資料では、生活保護で支給する医療扶助の移送費の範囲は、原則として、国民健康保険で支給される移送費の範囲とし、これによりがたい場合、個別に内容を審査するとされており、その一つとして「身体障害等で電車・バスの利用が困難な場合」が挙げられている。
この「等」には、人工透析を受ける場合や知的障

害、精神障害は含まれるか否かお教えいただきたい。

二 移送費の見直しにより、必要な医療が受けられず病状の悪化、あるいは死亡する場合もあり得ると聞いている。通院移送費は命綱であり、直ちに今回の通知を撤回すべきではないか。右質問する。

内閣衆質一六九第三八八号

平成二十年五月二十三日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員山井和則君提出生活保護における医療扶助の移送費の見直しに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員山井和則君提出生活保護における医療扶助の移送費の見直しに関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、「人工透析を受ける場合や知的障害、精神障害」も含まれるものであるが、実際に医療扶助の移送費を給付するか否かについては、福祉事務所において、「生活保護法による医療扶助運営要領について」の一部改正について（平成二十年四月一日付社援発第〇四〇一〇〇五号厚生労働省社会・援護局長通知。以下「移送費通知」という。）で示した一定の手順に従い、個々の事実ごとにその内容を審査の上、判断することとなる。

二について

厚生労働省としては、移送費通知は、移送費

の給付について、その範囲を明確化するとともに、十分な検討をせずに認めたり、一律に認めないといった不適切な取扱いをすることなく、福祉事務所において責任を持って審査するものであることを示すために発出したものである。もとより、移送費通知の発出により、必要な医療が受けられなくなるようなことがあってはならないと考えており、今後とも、移送費通知の趣旨の徹底に努めてまいりたい。

平成二十年五月十五日提出
質問 第三八九号

旧ソ連地域に抑留され、死没した者に対する扱い等に関する再質問主意書

提出者 日森 文尋

旧ソ連地域に抑留され、死没した者に対する扱い等に関する再質問主意書

前回答弁書（内閣衆質一六九第二四九号）を踏まえ、再質問する。

一 前回答弁書において、「これまでに、恩給法（大正十二年法律第四十八号）に基づく公務扶助料（以下単に「公務扶助料」という。）及び戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百七十七号）に基づく遺族年金等（以下単に「遺族年金等」という。）を支給された者の数は把握していない」と答弁しているが、旧ソ連地域で抑留され、死没した人数を把握するために必要と考える。何ゆえ把握していないのか、その理由を明らかにされたい。

二 今後、抑留死没者名が明らかになったにもかかわらず、公務扶助料、あるいは遺族年金等を

受け取る関係者がすでない場合の扱いはどのようになるのか。また公務扶助料、遺族年金等を受け取る権利に、時効は存在するのか。

三 「千九百五十一年六月十九日付け国際連合総会議長あて外務大臣書簡」添付書類「ステートメント」において、日本政府の調査の結果として、「北朝鮮における死亡者数を二七、七八名としている。この数は、厚生労働省が平成十七年四月にロシア政府から受領した「ソ連邦抑留者で朝鮮に移送された者」に関する名簿に掲載されている数二七、六七一名と近似している。両資料の照合を行なったのかお伺いしたい。またロシア政府から提供された名簿の二七、六七一名のうち、死亡が確認された人、生死不明の人について、政府は氏名を確認したのか。確認をしたのなら、その数をお示しいただきたい。

四 前掲「ステートメント」において示されている三四〇、五八五名の未帰還者についての氏名、住所を政府は把握していると考え。政府は、これをもとに抑留死没者数の実数を把握すべく一段の努力を傾注すべきと考えるが、見解はいかがか。

右質問する。

内閣衆質一六九第三八九号
平成二十年五月二十三日
衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員日森文尋君提出旧ソ連地域に抑留され、死没した者に対する扱い等に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員日森文尋君提出旧ソ連地域に抑留され、死没した者に対する扱い等に関する再質問に対する答弁書

一について

恩給法（大正十二年法律第四十八号）に基づく公務扶助料（以下単に「公務扶助料」という。）及び戦傷病者戦没者遺族等援護法昭和二十七年法律第二百七号。以下「援護法」という。）に基づく遺族年金等（以下単に「遺族年金等」という。）については、各年度における適切な予算執行の確保等の観点から、年度末時点の受給者数を把握してきたが、御指摘のこれまで支給を受けた者の総数については、そのような必要がないことから、これを把握していないものである。

二について

御指摘のように「今後、抑留死没者名が明らかにになった」場合であっても、当該者に係る公務扶助料又は遺族年金等（以下「公務扶助料等」という。）を受ける権利を有する者が現に存在しない場合には、それ以外の者に当該公務扶助料等が支払われることはない。

お尋ねの時効については、公務扶助料を受ける権利については恩給法第五条の規定により、また、遺族年金等を受ける権利については援護法第四十五条の規定により、いずれもこれを支給すべき事由の生じた日より七年間請求しないときは時効により消滅することとされている。

三について

政府において確認した限りでは、御指摘の

「ステートメント」に記述されている統計資料の積算の根拠となった資料（以下「資料」という。）の存在を確認できず、これと、御指摘の「ソ連邦抑留者で朝鮮に移送された者」に関する名簿（以下「名簿」という。）との照合は行うことができないものである。

また、「ソ連邦抑留者で朝鮮に移送された者」について、ロシア政府から名簿以外に情報が提供されていないこと、日本に帰還した者が少ないために帰還者による証言がほとんど得られないこと等から、政府として十分な情報を有していない。このため、名簿上の二万七千六百七十一名について、日本側で把握している死亡者、生死不明者のうち誰に該当するか確認する作業は困難を伴うものであるが、これまで、死亡者のうちの百八十二名について、その氏名が確認できたところである。生死不明者については、その氏名が確認できた者はいない。

四について

三についてお答えしたとおり、政府において確認した限りでは資料の存在を確認できず、御指摘の氏名、住所を把握しているわけではないため、これをもとに抑留中死亡者の実数を把握することは困難である。

平成二十年五月十五日提出
質問 第三九〇号

北朝鮮による核兵器開発を巡る六カ国協議についての外務省幹部の見解に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

北朝鮮による核兵器開発を巡る六カ国協議についての外務省幹部の見解に関する再質問主意書

「前回答弁書」（内閣衆質一六九第三三九号）を踏まえ、再質問する。

一 本年四月二十四日付の読売新聞四面に、「六カ国協議 交渉甘い」外務省幹部が苦言との見出しで、外務省幹部の一人が、北朝鮮による核開発問題等に対応するために日本、米国、韓国、ロシア、中国、北朝鮮の六カ国でつくられた協議のための枠組み以下、「六カ国協議」という。）について、我が国の「六カ国協議」における交渉は甘く、現在「六カ国協議」が停滞している原因となつていている旨の発言（以下、「発言」という。）をしたと書かれた記事（以下、「読売記事」という。）が掲載されていることにつき、「前回答弁書」で外務省は、「読売記事」は承知しているとしながらも、「外務省として、御指摘の発言の具体的内容を確認することができないため、お答えすることは困難である。」と答弁しているが、当方は「発言」はどこで行われたか、誰がしたものかを全て承知の上で問うている。また当方は、「発言」は我が国として北朝鮮の核開発問題によりきちんと対応する必要があるとの意志を示した前向きな提言であり、間違っているものとは考えておらず、むしろ好意的に評価しているものである。それなのに外務省が「発言」について、「具体的内容を確認できない」とごまかし、ウソをつくのはなぜか。

二 「発言」について、外務省はどの者に事実関係を問うた上で一の答弁にある様に「具体的内容

を確認できない」と答弁しているのか明らかにされたい。

三 「発言」に関する外務省の答弁に見られる様に、外務省の不誠実さが現在の日本外交の停滞につながっていると考えるが、外務省の見解如何。

四 「前回答弁書」で外務省は「北朝鮮の核問題の平和的・外交的な解決に当たっては、現時点では、六者会合が最も現実的な枠組みと考えており、引き続き、政府部内はもとより、米国及び韓国を始めとする関係国とも緊密に連携しつつ、最大限努力をしていく考えである。」と答弁しているが、北朝鮮の核開発問題が停滞していることを見ても、「発言」にある様に、我が国の「六カ国協議」における交渉に甘さがあつたことが原因ではないのか。

五 「前回答弁書」を含め、質問主意書に対する政府答弁書は閣議を経た上で決定されるものと承知しているが、各閣僚はそれぞれの答弁書の身にしきりと目を通し、内容を把握しているのか。

六 五で、内容を把握しているのなら、なぜ一で挙げた様ないいかげんな内容の答弁が認められるのか説明されたい。

右質問する。

内閣衆質一六九第三九〇号

平成二十年五月二十三日

衆議院議長 河野 洋平殿

内閣総理大臣 福田 康夫

平成二十年五月二十七日 衆議院会議録第三十三号 議長長の報告

衆議院議員鈴木宗男君提出北朝鮮による核兵器開発を巡る六カ国協議についての外務省幹部の見解に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出北朝鮮による核兵器開発を巡る六カ国協議についての外務省幹部の見解に関する再質問に対する答弁書

一から三まで及び六について

外務省としては、質問主意書の質問に対して誠意をもって答弁すべきものと考えている。外務省において、御指摘の発言に関する記録は存在しておらず、同発言の具体的内容を確認することができなかったため、先の答弁書(平成二十年五月十三日内閣衆質一六九第三三九号)二から五までについてでその旨お答えしたものである。

四について

先の答弁書(平成二十年五月十三日内閣衆質一六九第三三九号)二から五までについて述べたとおり、政府としては、北朝鮮の核問題の平和的・外交的な解決に当たっては、現時点では、六者会合が最も現実的な枠組みと考えており、引き続き、政府部内はもとより、米国及び韓国を始めとする関係国とも緊密に連携しつつ、最大限努力をしていく考えである。

五について

内閣としては、国会法(昭和二十二年法律第七十九号)第七十四条に基づく質問に対し、誠

実に答弁すべきものと考えている。御指摘の答弁書(平成二十年五月十三日内閣衆質一六九第三三九号)については、当該事務を所掌する外務省において、御質問の趣旨を踏まえ、御指摘の答弁を作成し、それを内閣が閣議において答弁として決定し、お答えしたものである。

平成二十年五月十五日提出
質問 第三三九一号

一九九六年五月のビザなし交流で起きたとされる暴行事件に対する外務省の説明に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

一九九六年五月のビザなし交流で起きたとされる暴行事件に対する外務省の説明に関する質問主意書

「政府答弁書」(内閣衆質一六九第三三九号)を踏まえ、質問する。なお、先の質問主意書において、当方が質問することは過去に起きた事項に関するものであるが、全て現時点で常識的に判断すれば明確に答弁することが可能な質問であり、質問に関する事項が起きてから十年以上の時間が経過していることを理由に答弁を避けられるものではないことを強調し、別途資料も添付したが、「政府答弁書」においても何ら明確な答弁はなされていない。外務省においては、誠実かつ明確に答弁することを再度求める。

一 当方が先の質問主意書(二〇〇八年四月二十五日提出質問第三三九号)を提出する際に添付した資料(以下、「添付資料」という。)は、一九

九六年五月二十五日から二十七日までの日程で国後島を訪問したビザなし交流(以下、「ビザなし交流」という。)による北方四島訪問団(以下、「訪問団」という。)の日程を記したものの写しであるが、「添付資料」は外務省のもとにきちんと届いているか。

二 「添付資料」に書かれている一九九六年五月二十六日の日程に、「記念樹の贈呈」という文言があるが、外務省は右を確認しているか。

三 「政府答弁書」で外務省は「苗木の持込み及び植樹については、御指摘の四島交流事業の実施団体において作成されたと承知する御指摘の訪問団の具体的な行程を記載した日程表に明記されていなかった」と答弁しているが、右答弁にある日程表(以下、「日程表」という。)は、現在外務省において保管されているか。

四 「日程表」は「添付資料」とは別のものか。

五 これまでの答弁書によると、「ビザなし交流」に同行した加賀美正人現国際情報統括官組織国際情報官(第四担当)は、一九九六年五月二十五日に行われた「訪問団」の出発式に出席した際、「訪問団」の日程として「ビザなし交流」五周年を記念した桜の植樹(以下、「植樹」という。)を行い、そのために苗木を持ち込むこと(以下、「苗木の持込」という。)を初めて知ったとのことである。当方はこの度、情報公開制度を利用して、顧問として「訪問団」に参加していた鈴木宗男衆議院議員から暴行(以下、「暴行」という。)を受けたと加賀美氏と外務省が主張しており、そう主張する根拠として加賀美氏が一九九六年

官 報 (号 外)

五月二十七日付で作成した報告書(以下、「報告書」という。)と同月三十日付の医師の診断書(以下、「診断書」という。)を入手した。「報告書」の二頁から三頁にかけて、「訪問団」の出発式についての記述がなされており、その中に「(一)出発式 (イ)花咲海岸壁に於ける訪問団出発式において、団長である辻中羅白町長が、『国後島に植樹するために、昨日の根室の植樹祭において、北海道知事及び根室市長より苗木を預かった。是非ともこれを実現したい。』旨表明した。(ロ)同訪問団に参加していた加賀美欧口補佐はこの時点で初めて苗木の持ち込みを知り、この記述があるが、外務省が保管している「報告書」にも同様の記述はなされているか。確認を求める。

六 五の記述以降の、加賀美氏が「植樹」及び「苗木の持込」を知った後にどの様な対応をとったかについては、全て黒塗りされ、事実が隠されている。加賀美氏の対応について、なぜ外務省はこの様に情報を隠すのか、その理由を明らかにされたい。

七 外務省は「政府答弁書」を含むこれまでの答弁書で、加賀美氏が「植樹」及び「苗木の持込」を初めて知ってからどの様な対応をとったのかを一切明らかにしない一方で、「外務省としては、本件に関する外務省及び御指摘の職員の対応に問題があったとは考えていない。」と答弁しているが、その根拠は何か。外務省が加賀美氏の対応に問題はなかったとするのなら、実際に加賀美氏がどの様な対応をとったのかを明らかにされたい。

八 当方が入手している「報告書」の写しの七頁には、「暴行」について(リ)これに対し加賀美補佐が拒否し、『書け』『書かない』の言い合いとなった結果、激昂した鈴木議員は『何をいうか』と言いつつ、加賀美補佐の足を蹴り、また顔面を殴った(鈴木議員は飲酒していた。)'との記述があるが、外務省が保管している「報告書」にも右同様の記述はなされているか。確認を求める。

九 例えば本年四月十一日に閣議決定された政府答弁書(内閣衆質一六九第二五六号)では、「暴行」とは具体的にどの様なものであったかという質問に対して、『報告書』からは明らかではない旨の答弁がなされているが、八で挙げた様に「報告書」には「暴行」について、足を蹴る、顔面を殴る等の生々しい記述がなされているのに、外務省が右の答弁書において「明らかではない」旨答弁したのはなぜか。

十 当方が入手した「診断書」の写しには、加賀美氏が診察を受けた病院及び診察した医師の名前の部分が黒塗りにされており、明らかではない。しかし、外務省において保管されている「診断書」には、それらは黒塗りされずきちんと確認できる状態であると承知するが、確認を求める。

十一 外務省は加賀美氏がどの病院で診察を受け、「診断書」を書いてもらったか把握しているのか。右の問いは、その病院名を問うているものではなく、外務省が把握しているか否かを問う

ているものであるところ、明確な答弁を求める。

十二 当方が入手した「診断書」の写しには、加賀美氏は「暴行」により、全治約一週間のケガを負ったと書かれているが、全治約一週間のケガとは、例えば自分自身で転んだ時に負う程度の極めて軽微なものではないのか。前回質問主意書でも、そのまた前の質問主意書でも重ねて同様の質問をしているが、「政府答弁書」でも何ら明確な答弁がなされていないところ、再度質問する。

十三 これまでの答弁書で、外務省が「報告書」を当時の欧亜局ロシア課、当時の条約局法規課及び大臣官房総務課、外務大臣、事務次官、外務審議官、官房長及び当時の欧亜局長に配付したことが明らかになっており、当時欧亜局ロシア課長、条約局法規課長、大臣官房総務課長、外務大臣、事務次官、外務審議官、官房長及び欧亜局長の任に就いていた人物の氏名を前回質問主意書でもそのまた前の質問主意書でも重ねて問うているが、「政府答弁書」でも何ら明確な答弁がなされていない。右は、時間の経過とは関係なく、外務省にある幹部名簿等を見れば答えられる質問であると思料するが、外務省が答弁をしない理由を説明されたい。

十四 「暴行」があったとされる当時、外務省欧亜局長の任に就いていた浦部氏は、現在も「暴行」があったと認識しているかと、これまで重ねて質問しているが、「政府答弁書」を含むこれまでの答弁書では何ら明確な答弁がなされていない

い。右は浦部氏に対して「暴行」に関する浦部氏の認識を問えば済む話であるのに、外務省が答弁をしないのはなぜか。その理由を明らかにされたい。

十五 これまでの質問主意書で重ねて述べている様に、当方は「訪問団」団長である辻中義一羅白町長、野村義次北海道議会議員、中津俊行根室支庁長、大濱芳嗣総務庁北方対策本部参事官補佐(いずれも当時)の四名に対して、「暴行」の事実があるか否かを明らかにすべく、二〇〇二年三月十三日と十四日の二日間にわたり、大室征男、関根靖弘両弁護士を通じて聞き取り調査を行い、それを記録した文書(以下、「文書」という。)も作成している。「文書」によると、右の四名は「暴行」についてそれぞれ次の様に述べている。

○大濱芳嗣総務庁北方対策本部参事官補佐(二〇〇二年三月十三日、関根靖弘弁護士が聴取)

「テーブル叩いて激昂されてたところはもちろん同じ部屋にありましたから、それはもうその場で感じ取っておりますけれども、先生がその立ち上がって加賀美氏を殴ったとか、足蹴にしたという場面、シーンというのは、私は見ておりませんから知らないという事です。事実としては。」

○辻中義一羅白町長(同日に同弁護士が聴取)
「激昂されておりまして、机たたいたり、なんかしておられまして、私らはそういう事で、自分らの落度ですから、これは仕方のな

いことだと思っております、ただね、私らいる時には、殴るとか、蹴るとかつていうのは無かったというふうに思っています。そういう記憶が全く無いんですよ。そういう場面に会ったっていうのは。」

○野村義次北海道議會議員(同日に同弁護士が聴取)

「だから私はあの今日の夕刊を見ましてね、こっちの夕刊にもそれ出てるんですよ、だから何を馬鹿なことを言っているんだと、鈴木先生にも言ったのは、行つて話しかつての、私が、そんなことはあり得ないことだから。それやつたことはね、それは手打ちであつたり、色んなことがありますよ。だからといって、政治家が一介の職員を殴つたり蹴つたりなんて、常識の問題ですよそんなことは。だから外務省そのものがかしいよ、僕らに言わせると。」

「だから、極端な言い方をするとね、テーブルを叩いて、手をあげてますからね。座つて、テーブル叩くわけですから、その時に、あの、外務省もそうそばにいますから、それにふれたかふれないかという問題はあのかもしれませんね。そんなことは殴つたとか何だとか言う問題とは全然違いますよ。」

○中津俊行根室支庁長(二〇〇二年三月十四日に大室征男弁護士が聴取)

「そのときですね、私、ずっとですね。最初の段階は、最初はいなかつたと思うんです。私ね。それで途中も何度かですね、中座というかしてますんですね、全部がです

ね、この場にいたわけじゃないんですけど。いわゆる暴行ということについてはあまり記憶がないんですけども。」

「私がいた時間帯、まあどのぐらいいたかちよつと記憶にないんですけども、少なくとも一緒に全部、外務省の人といたわけじゃないんですけど、私がいた時間の中ではですね、今、言つてる蹴るとか何かというものは私は無かつたと思います。」

「ただ、先生もですね。激昂されてですね。テーブル叩いたりなんかしてですね。手を置いたりなんかされてね。あのテーブルを叩いておりました、そういうことはありまして、たけどもね。でもその我々の一般的に言う暴行というようなね、そういう行為はなかつたという、私の知る限りではなかつたと思ひます。」

これら四名の証言は、八で挙げた「報告書」における「暴行」の記述と明白に食い違ふものであると考えるが、右四名の証言に対する外務省の評価如何。右質問する。

内閣衆質一六九第三九一号

平成二十年五月二十三日

内閣総理大臣 福田 康夫
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出一九九六年五月のビザなし交流で起きたとされる暴行事件に対する外務省の説明に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出一九九六年五月のビザなし交流で起きたとされる暴行事件に対する外務省の説明に関する質問に対する答弁書

一から四まで及び七について

外務省において保管されている御指摘の四島交流事業の実施団体において作成されたと承知する御指摘の訪問団の具体的な行程を記載した日程表(以下「日程表」という。)は、平成八年四月三十日付けの御指摘の添付資料と同じ内容であり、日程表には記念樹の贈呈という文言が記載されていると承知している。先の答弁書(平成二十年五月十三日内閣衆質一六九第三二九号)一及び二について等述述べているとおり、苗木の持込み及び植樹については、日程表に明記されていなかったと承知しており、また、北海道庁から事前に協議を受けていなかったことから、外務省としては、当時、本件に関する御指摘の職員の対応に問題があつたとは考えておらず、その判断に変わりはない。

五及び八について

外務省において保管されている御指摘の者から提出された当時の報告書(以下「報告書」という。)には、御指摘の記述がある。

六について

御指摘の箇所については、北方領土問題に関する交渉において、開示することが我が国にとつて交渉上不利となり得る内容が含まれており、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)第五条第三号に基づき、外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ等があると判断し、不開示としたものである。

九、十四及び十五について
先の答弁書(平成二十年五月十三日内閣衆質一六九第三二九号)三から十までについて等述述べているとおり、報告書には、御指摘の議員の御指摘の者への対応が具体的に記載されており、御指摘の事実は十分な客観性を有していると考えている。また、このことから御指摘の者に改めて確認していないものである。

十から十二までについて
御指摘の診断書が提出されてから相当の期間が経過しており、現在、外務省において保管されている診断書の写しにおいては御指摘の点は明らかにされておらず、御指摘の点については外務省として承知していない。その他のお尋ねについては、報告書又は外務省が保存している文書からは明らかでなく、お答えすることは困難である。

十三について

お尋ねについては、御指摘の報告書を作成してから相当の時間が経過しており、現時点においては、当該文書を実際に配布した時期を特定することが困難であることから、お答えを差し控えたものである。

金融商品取引法等の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。

平成二十年三月四日

内閣総理大臣 福田 康夫

金融商品取引法等の一部を改正する法律
(金融商品取引法の一部改正)

第一条 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二章の四 開示用電子情報処理組織による手続の特例等(第二十七条の三十の二―第二十七条の三十の十一)」を「第二章の四 開示用電子情報処理組織による手続の特例五 特定証券情報等の提供又は公表(第二十七条の三十一―第二十七条の三十五)の十一」に、「第四十条の三」を「第四十条の五」に改める。

に改める。

第二条第三項中「この項において」を削り、「次項第一号」の下に「及び第六項」を加え、「第二十三条の十三第三項」を「第二十三条の十三第四項」に改め、同項第一号中「適格機関投資家のみ」を「特定投資家のみ」に改め、同項第二号口中「及びイ」を「並びにイ及びロ」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 特定投資家のみを相手方として行う場合であつて、次に掲げる要件のすべてに該当するとき(イに掲げる場合を除く。)

(1) 当該取得勧誘の相手方が国、日本銀行及び適格機関投資家以外の者である場合にあつては、金融商品取引業者等(第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいう。次項及び第四条第三項において同じ。)が顧客からの委託によ

り又は自己のために当該取得勧誘を行うこと。

(2) 当該有価証券がその取得者から特定投資家等(特定投資家又は非居住者(外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第六条第一項第六号に規定する非居住者をいい、政令で定める者に限る。)をいう。以下同じ。))以外の者に譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定める場合に該当すること。

第二条第四項中「第二号において」を「以下」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 第一項有価証券 均一の条件で、多数の者を相手方として行う場合として政令で定める場合(次に掲げる要件のすべてに該当する場合を除く。)

イ 当該売付け勧誘等が特定投資家のみを相手方として行われること。

ロ 当該売付け勧誘等の相手方が国、日本銀行及び適格機関投資家以外の者である場合にあつては、金融商品取引業者等が顧客からの委託により又は自己のために当該売付け勧誘等を行うこと。

ハ 当該有価証券がその取得者から特定投資家等以外の者に譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定める場合に該当すること。

第二条第六項中「私募の下に」若しくは特定投資家向け売付け勧誘等(均一の条件で多数の者を相手方として行う場合として政令で定める場合に該当する第一項有価証券に係る売付け勧

誘等であつて、第四項第一号イからハまでに掲げる要件のすべてに該当するもの(取引所金融商品市場における有価証券の売買及びこれに準ずる取引その他の政令で定める有価証券の取引に係るものを除く。)をいう。以下同じ。))を加え、同条第八項第六号中「私募」の下に「若しくは特定投資家向け売付け勧誘等」を加え、同項第八号中「売出し」の下に「又は特定投資家向け売付け勧誘等」を加え、同項第九号中「私募」の下に「若しくは特定投資家向け売付け勧誘等」を加え、同項第十号中「行うもの」の下に「(取引所市場又は店頭売買有価証券市場第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。以下において行うことが投資者保護のため適当でないと認められるものとして政令で定めるものを除く。)」を加え、同条第十項中「又は同条第二項」を「同条第二項に改め、」該当するものを除く。の下に「又は同条第三項に規定する特定投資家等取得有価証券一般勧誘(有価証券の売出しに該当するものを除く。)」を加え、同条第十八項中「第六十六条の十第一項又は第三項ただし書」を「第八十七条の六第二項に規定する株式会社金融商品取引所を子会社(第五十五条の十六第四項に規定する子会社をいう。とする株式会社であつて、第六十六条の十第一項の規定により内閣総理大臣の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同条第三項ただし書に、」受けた者」を「受けているもの」に改め、同条に次の二項を加える。

32 この法律において「特定取引所金融商品市場」とは、第一百七十七条の二第一項の規定によ

り同項に規定する一般投資家等買付けをすることが禁止されている取引所金融商品市場をいう。

33 この法律において「特定上場有価証券」とは、特定取引所金融商品市場のみに上場されている有価証券をいう。

第四条第一項中「適格機関投資家取得有価証券一般勧誘」の下に「及び第三項に規定する特定投資家等取得有価証券一般勧誘」を加え、同項第四号中「新たに発行される有価証券の取得の申込みの勧誘」を「取得勧誘」に改め、同条第二項中「既に発行された有価証券の売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘」を「売付け勧誘等」に改め、同条第六項中「第四項並びに前項」を「第三項並びに前二項」に改め、同項第一号中「(適格機関投資家取得有価証券一般勧誘)」の下に「又は特定投資家等取得有価証券一般勧誘」を加え、「又は当該有価証券」を「当該有価証券」に改め、「第二項の規定による届出」の下に「又は当該有価証券について既に行われた特定投資家等取得有価証券一般勧誘に関する第三項の規定による届出」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項ただし書中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「適格機関投資家取得有価証券一般勧誘」の下に「若しくは第三項ただし書の規定により同項本文の規定の適用を受けない特定投資家等取得有価証券一般勧誘」を加え、「目論見書」を「資料」に、「又は第二項本文」を「第二項本文又は第三項本文」に、「記載しなければ」を「表示しなければ」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「除く。」の下に「特定投資家等

取得有価証券一般勧誘(有価証券の売出しに該当するものを除く。)を加え、「第五項を「第六項」に、「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 次の各号のいずれかに該当する有価証券(第二十四条第一項各号のいずれかに該当するもの又は多数の特定投資家に所有される見込みが少なく認められるものとして政令で定めるものを除く。以下「特定投資家向け有価証券」という。)の有価証券交付勧誘等で、金融商品取引業者等に委託して特定投資家等に対して行うもの以外のもの(国、日本銀行及び適格機関投資家に対して行うものその他政令で定めるものを除く。以下「特定投資家等取得有価証券一般勧誘」という。)は、発行者が当該特定投資家等取得有価証券一般勧誘に關し内閣総理大臣に届出をしているものでなければ、することができない。ただし、当該特定投資家向け有価証券に關して開示が行われている場合及び当該特定投資家等取得有価証券一般勧誘に關して届出が行われなくても公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣府令で定める場合は、この限りでない。

一 その取得勧誘が第二條第三項第二号口に掲げる場合に該当する取得勧誘(以下「特定投資家向け取得勧誘」という。)であつた有価証券
二 その売付け勧誘等が特定投資家向け売付け勧誘等であつた有価証券
三 前二号のいずれかに掲げる有価証券の発

行者が発行する有価証券であつて、前二号のいずれかに掲げる有価証券と同一種類の有価証券として内閣府令で定めるもの
四 特定上場有価証券その他流通状況がこれに準ずるものとして政令で定める有価証券

第五條第一項中「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、同條第二項中「又は第二項本文の規定の適用を受ける」を「第二項本文又は第三項本文の規定の適用を受ける」に改め、同條第二号中「又は第二項本文」を「第二項本文又は第三項本文」に改め、「提出した者」の下に「又は提出しなければならぬ者」を加え、同條第三項及び第四項中「又は第二項」を「から第三項まで」に改める。

第六條及び第七條中「又は第二項」を「から第三項まで」に改める。

第八條第一項中「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、同條第三項中「若しくは第二項」を「から第三項まで」に、「又は第二項」を「から第三項まで」に、「若しくは当該翌日」を「又は当該翌日」に改める。

第九條第二項及び第四項中「又は第二項」を「から第三項まで」に改める。

第十條第一項及び第二項中「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、同條第三項中「且つ」を「かつ」に改める。

第十三條第一項中「該当するものを除く。」の下に「及び特定投資家等取得有価証券一般勧誘(有価証券の売出しに該当するものを除く。)」を加え、「又は第二項本文」を「第二項本文又は第三項本文」に、「同條第一項第二号イ」を「同條第七項」に改め、同條第二項第一号イ及び第二

号イ中「又は第二項本文」を「第二項本文又は第三項本文」に改め、同條第四項及び第五項中「若しくは第二項本文」を「第二項本文若しくは第三項本文」に改める。

第十五條第一項中「除く。」の下に「又は特定投資家等取得有価証券一般勧誘開示が行われている場合における有価証券に係るものを除く。」を加え、「又は第二項本文」を「第二項本文又は第三項本文」に改め、同條第六項中「又は第二項」を「から第三項まで」に改める。

第十七條中「若しくは第二項本文」を「第二項本文若しくは第三項本文」に改める。

第二十條、第二十一條の三及び第二十三條第一項中「若しくは第二項」を「から第三項まで」に改める。

第二十三條の三第一項ただし書中「及び」を「その取得勧誘又は売付け勧誘等が特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等(同條第三項本文の規定の適用を受けるものに限る。)に該当するものであつた有価証券の売出し(当該有価証券に關して開示が行われている場合を除く。及び)に、「同條第三項」を「同條第四項」に改め、同條第三項中「及び第二項」を「から第三項まで」に改める。

第二十三條の八第四項中「第四條第四項及び第五項」を「第四條第五項及び第六項」に、「同條第四項」を「同條第五項」に、「同條第五項」を「同條第六項」に、「第三項」を「第四項」に改める。

第二十三條の十二第三項中「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、同條第五項中「若しくは第二項」を「から第三項まで」に改める。

第二十三條の十三第四項を同條第五項とし、

同條第三項中「第四條第一項の」を「同條第一項の」に改め、同條第一号イ中「第二條第三項第二号口」を「第二條第三項第二号ハ」に改め、同項を同條第四項とし、同條第二項の次に次の一項を加える。

3 次の各号に掲げる行為を行う者は、その相手方に対して、内閣府令で定めるところにより、当該各号に定める事項を告知しなければならない。ただし、当該行為に係る有価証券に關して開示が行われている場合は、この限りでない。

一 特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等 当該特定投資家向け取得勧誘又は当該特定投資家向け売付け勧誘等に關し第四條第一項の規定による届出が行われていないことその他の内閣府令で定める事項

二 特定投資家向け有価証券の有価証券交付勧誘等であつて、特定投資家向け売付け勧誘等及び特定投資家等取得有価証券一般勧誘(第四條第三項本文の規定の適用を受けるものに限る。)のいずれにも該当しないもの 当該特定投資家向け有価証券に關して開示が行われている場合に該当しないことその他の内閣府令で定める事項

第二十四條第一項中「という。」を「の下に「内閣府令があつては」を加え、「(当該会社が外国会社である場合には、を「やむを得ない理由により当該期間内に提出できないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ内閣総理大臣の承認を受けた期間内」、外国会社にあつては」に、「期間内」を「期間内」

官 報 (号 外)

に改め、同項ただし書中「当該有価証券の募集又は売出しにつき第四条第一項本文若しくは第二項本文」を「当該有価証券の募集又は売出しにつき第四条第一項本文、第二項本文若しくは第三項本文」に改め、同項第一号中「有価証券」の下に「(特定上場有価証券を除く。)」を加え、同項第二号中「定める有価証券」の下に「(流通状況が特定上場有価証券に準ずるものとして政令で定める有価証券を除く。)」を加え、同項第三号中若しくは第二項本文」を「第二項本文若しくは第三項本文」に改め、同条第二項第二号中「又は第二項本文」を「第二項本文又は第三項本文」に改め、「提出した者」の下に「又は提出しなればならない者」を加え、同条第五項中「若しくは第二項本文」を「第二項本文若しくは第三項本文」に改め、同条第十項中「当該事業年度経過後三月以内(当該会社が外国会社である場合には、)を「内国会社にあつては当該事業年度経過後三月以内(やむを得ない理由により当該期間内に提出できないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ内閣総理大臣の承認を受けた期間内)、外国会社にあつては」に、「期間内」を「期間内」に、「とし、」を「と、」に改める。

第二十四条の二第一項中「又は第二項」を「から第三項まで」に改める。

「訂正報告書の提出」に改める。

第二十四条の四の三第一項中「又は第二項」を「から第三項まで」に改める。

第二十四条の四の四第一項中「定めるものは」の下に「内閣府令で定めるところにより」を加える。

第二十四条の四の五第一項中「又は第二項」を「から第三項まで」に改める。

第二十四条の四の七第一項中「場合は」の下に「内閣府令で定めるところにより」を、「期間内」の下に「(やむを得ない理由により当該期間内に提出できないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ内閣総理大臣の承認を受けた期間内)」を加え、同条第四項中「又は第二項の規定」を「から第三項までの規定」に改める。

第二十四条の五第一項中「三月以内」の下に「(やむを得ない理由により当該期間内に提出できないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ内閣総理大臣の承認を受けた期間内)」を加え、同条第二項第二号中「又は第二項本文」を「第二項本文又は第三項本文」に改め、「提出した者」の下に「又は提出しなればならない者」を加え、同条第五項中「又は第二項」を「から第三項まで」に改める。

第二十四条の六第二項及び第二十四条の七第三項中「又は第二項」を「から第三項まで」に改める。

第二十五条第一項中「掲げる書類」の下に「(以下この条及び次条において「縦覧書類」という。)」を加え、「これらの書類」を「当該縦覧書類」に改め、同条第三項中「第一項各号に掲げる書類」を「縦覧書類」に、「当該各号に掲げる」を「第一項各号に定める」に改め、同条第五項中「第一項各号に掲げる書類」を「縦覧書類」に改め、同条に次の三項を加える。

6 内閣総理大臣は、次のいずれかに掲げる処分をするときは、第一項の規定にかかわらず、当該処分に係る縦覧書類について、その全部又は一部を公衆の縦覧に供しないものとすることができる。

一 第九条第一項又は第十条第一項の規定による訂正届出書の提出命令

二 第二十三条の九第一項若しくは第二十三条の十第一項の規定又は同条第五項において準用する同条第一項の規定による訂正発行登録書の提出命令

三 第二十四条の二第一項、第二十四条の四の五第一項、第二十四条の四の七第四項、第二十四条の五第五項、第二十四条の六第二項又は前条第三項(同条第六項において準用する場合を含む。))において準用する第九条第一項又は第十条第一項の規定による訂正報告書の提出命令

四 第二十四条の四の三第一項において準用する第九条第一項又は第十条第一項の規定による訂正確認書の提出命令

7 前項の場合において、内閣総理大臣は、第二項の規定により当該縦覧書類の写しを公衆の縦覧に供する者(当該縦覧書類が親会社等状況報告書又はその訂正報告書である場合にあっては、これらの縦覧書類を提出した者及びこれらの縦覧書類の写しを公衆の縦覧に供する者。次項において「提出者等」という。))及び第三項の規定により当該縦覧書類の写しを公衆の縦覧に供する金融商品取引所又は同項の政令で定める認可金融商品取引業協会に対し、当該縦覧書類の全部又は一部を公衆の縦覧に供しないこととした旨を通知するものとする。

8 前項の規定により提出者等又は金融商品取引所若しくは認可金融商品取引業協会が内閣総理大臣からの通知を受けたときは、その時以後、当該通知に係る縦覧書類の写しについては、第二項及び第三項の規定は、適用しない。

第二十六条中「有価証券届出書の届出者、発行登録書の提出者、有価証券報告書の提出者、自己株券買付状況報告書の提出者、親会社等状況報告書の提出者」を「縦覧書類を提出した者若しくは提出すべきであると認められる者」に改める。

第二十七条の二第一項中「ならない発行者」の下に「又は特定上場有価証券(流通状況がこれに準ずるものとして政令で定めるものを含む、株券等に限る。の発行者)」を加え、同条第八項第一号中「定めるところにより換算した株式に係る議決権の数」を「定める議決権の数」に改める。

第二十七条の三第一項中「定めるところにより株式に換算した数」を「定める数」に改める。

第二十七条の四第一項中「又は第二項本文」を「第二項本文又は第三項本文」に改め、同条第三項中「若しくは第二項」を「から第三項まで」に改める。

第二十七条の十四第二項中「書類を提出した者」を「書類(以下この条において「縦覧書類」という。))を提出した者(以下この条において「提出者」という。)」に、「これらの書類」を「当該縦覧書類」に改め、同条第三項中「同項の書類」を「縦覧書類」に、「書類の写し」を「当該縦覧書類の写し」に改め、同条に次の三項を加える。

6 内閣総理大臣は、次のいずれかに掲げる処分をするときは、第一項の規定にかかわらず、当該処分に係る縦覧書類について、その全部又は一部を公衆の縦覧に供しないものとすることができる。

一 第九条第一項又は第十条第一項の規定による訂正届出書の提出命令

二 第二十三条の九第一項若しくは第二十三条の十第一項の規定又は同条第五項において準用する同条第一項の規定による訂正発行登録書の提出命令

三 第二十四条の二第一項、第二十四条の四の五第一項、第二十四条の四の七第四項、第二十四条の五第五項、第二十四条の六第二項又は前条第三項(同条第六項において準用する場合を含む。))において準用する第九条第一項又は第十条第一項の規定による訂正報告書の提出命令

四 第二十四条の四の三第一項において準用する第九条第一項又は第十条第一項の規定による訂正確認書の提出命令

7 前項の場合において、内閣総理大臣は、第二項の規定により当該縦覧書類の写しを公衆の縦覧に供する者(当該縦覧書類が親会社等状況報告書又はその訂正報告書である場合にあっては、これらの縦覧書類を提出した者及びこれらの縦覧書類の写しを公衆の縦覧に供する者。次項において「提出者等」という。))及び第三項の規定により当該縦覧書類の写しを公衆の縦覧に供する金融商品取引所又は同項の政令で定める認可金融商品取引業協会に対し、当該縦覧書類の全部又は一部を公衆の縦覧に供しないこととした旨を通知するものとする。

8 前項の規定により提出者等又は金融商品取引所若しくは認可金融商品取引業協会が内閣総理大臣からの通知を受けたときは、その時以後、当該通知に係る縦覧書類の写しについては、第二項及び第三項の規定は、適用しない。

第二十六条中「有価証券届出書の届出者、発行登録書の提出者、有価証券報告書の提出者、自己株券買付状況報告書の提出者、親会社等状況報告書の提出者」を「縦覧書類を提出した者若しくは提出すべきであると認められる者」に改める。

第二十七条の二第一項中「ならない発行者」の下に「又は特定上場有価証券(流通状況がこれに準ずるものとして政令で定めるものを含む、株券等に限る。の発行者)」を加え、同条第八項第一号中「定めるところにより換算した株式に係る議決権の数」を「定める議決権の数」に改める。

第二十七条の三第一項中「定めるところにより株式に換算した数」を「定める数」に改める。

第二十七条の四第一項中「又は第二項本文」を「第二項本文又は第三項本文」に改め、同条第三項中「若しくは第二項」を「から第三項まで」に改める。

第二十七条の十四第二項中「書類を提出した者」を「書類(以下この条において「縦覧書類」という。))を提出した者(以下この条において「提出者」という。)」に、「これらの書類」を「当該縦覧書類」に改め、同条第三項中「同項の書類」を「縦覧書類」に、「書類の写し」を「当該縦覧書類の写し」に改め、同条に次の三項を加える。

5 内閣総理大臣は、次のいずれかに掲げる処分をするときは、第一項の規定にかかわらず、当該処分に係る縦覧書類について、その全部又は一部を公衆の縦覧に供しないものとすることができる。

一 第二十七条の八第三項又は第四項の規定による訂正届出書の提出命令

二 第二十七条の十第八項若しくは第十二項又は前条第三項において準用する第二十七条の八第三項又は第四項の規定による訂正報告書の提出命令

6 前項の場合において、内閣総理大臣は、第二項の規定により当該縦覧書類の写しを公衆の縦覧に供する提出者及び第三項の規定により当該縦覧書類の写しを公衆の縦覧に供する金融商品取引所又は同項の政令で定める認可金融商品取引業協会に対し、当該縦覧書類の全部又は一部を公衆の縦覧に供しないこととした旨を通知するものとする。

7 前項の規定により提出者又は金融商品取引所若しくは認可金融商品取引業協会が内閣総理大臣からの通知を受けたときは、その時以後、当該通知に係る縦覧書類の写しについては、第二項及び第三項の規定は、適用しない。

「第二十七条の二十二第二項中「その特別関係者」を「第二十七条の二第一項本文の規定により公開買付けによつて株券等の買付け等を行うべきであると認められる者若しくはこれらの特別関係者」に改め、同条第二項中「の提出者」を「提出した者」に、「その関係者」を「提出すべきであると認められる者若しくはこれらの関係者」

に改める。

第二十七条の二十二の二第二項中「第二十七条の二十二の三第五項」を「次条第五項」に改め、「の規定と、」の下に「同条第五項第一号中「第二十七条の八第三項」とあるのは「第二十七条の二十二の二第二項において準用する第二十七条の八第三項」と、同項第二号中「第二十七条の十第八項若しくは第十二項又は前条第三項」とあるのは「第二十七条の二十二の二第七項」と、」を加え、「前条第一項中「公開買付け者若しくはその特別関係者」とあるのは「公開買付け者」を「前条第一項中「若しくは第二十七条の二第一項本文の規定により公開買付けによつて株券等の買付け等を行うべきであると認められる者若しくはこれらの特別関係者」とあるのは「若しくは第二十七条の二十二の二第一項本文の規定により公開買付けによつて上場株券等の買付け等を行うべきであると認められる者」に改める。

第二十七条の二十三第四項中「定めるところにより株式に換算した数」を「定める数」に改め、「発行済株式の総数の下に「又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める数」を加える。

第二十七条の二十八第二項中「規定する書類」の下に「(以下この条において「縦覧書類」という。)を加え、「これらの書類」を「当該縦覧書類」に改め、同条第三項中「大量保有報告書若しくは変更報告書又はこれらの訂正報告書」を「縦覧書類」に、「これらの書類」を「当該縦覧書類」に改め、同条に次の三項を加える。

4 内閣総理大臣は、次条第一項において準用する第九条第一項又は第十条第一項の規定に

よる訂正報告書の提出命令をする場合には、第一項の規定にかかわらず、当該提出命令に係る縦覧書類について、その全部又は一部を公衆の縦覧に供しないものとすることができる。

5 前項の場合において、内閣総理大臣は、大量保有者及び第二項の規定により当該縦覧書類の写しを公衆の縦覧に供する金融商品取引所又は同項の政令で定める認可金融商品取引業協会に対し、当該縦覧書類の全部又は一部を公衆の縦覧に供しないこととした旨を通知するものとする。

6 前項の規定により金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が内閣総理大臣からの通知を受けたときは、その時以後、当該通知に係る縦覧書類については、第二項の規定は、適用しない。

第二十七条の二十九第一項中「又は第二項」を「から第三項まで」に改める。

第二十七条の三十第一項中「の提出者」を「提出した者」に、「当該提出者の」を「提出すべきであると認められる者若しくはこれらの」に改め、「共同保有者」の下に「第二十七条の二十三第五項に規定する共同保有者をいう。」を加える。

第二十七条の三十の二中「第四条第五項」を「第四条第六項」に改める。

第二十七条の三十の七第一項中「部分」の下に「及び特定部分」を加え、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の「特定部分」とは、第二十五条第六項(第二十七条において準用する場合を含む。)、第二十七条の十四第五項(第二十七条の二十二の二第二項において読み替えて準用する場合を含む。又は第二十七条の二十八第四項の規定により公衆の縦覧に供しないものとされた部分をいう。

第二十七条の三十の七に次の二項を加える。

5 第一項の場合において、内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、第二十五条第六項各号(第二十七条において準用する場合を含む。若しくは第二十七条の十四第五項各号(第二十七条の二十二の二第二項において読み替えて準用する場合を含む。))に掲げる処分をし、又は第二十七条の二十八第四項に規定する提出命令を発した旨その他第一項に規定する事項に関連する情報であつて投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすもの(次項において「重要参考情報」という。)を、当該事項に併せて、公衆の縦覧に供することができる。

6 前項の場合において、内閣総理大臣は、次条第一項の規定により当該重要参考情報に係る同項に規定する事項を公衆の縦覧に供する金融商品取引所又は同項の政令で定める認可金融商品取引業協会及び第二十五条第二項(第二十七条において準用する場合を含む。若しくは第二十七条の十四第二項(第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。))又は第二十七条の三十の十の規定により当該重要参考情報に係る同条に規定する事項を公衆の縦覧に供する者に対し、前項の

規定により重要参考情報を公衆の縦覧に供した旨を通知するものとする。

第二十七条の三十の八第一項中「部分の下に」及び特定部分(前条第二項に規定する特定部分をいう。第二十七条の三十の十において同じ。)を加える。

第二十七条の三十の九第二項中「第四項」を「第五項」に改める。

第二十七条の三十の十中「部分」の下に「及び特定部分」を加える。

第二章の四の次に次の一章を加える。

第二章の五 特定証券情報等の提供又は公表

(特定証券情報の提供又は公表)

第二十七条の三十一 特定投資家向け取得勧誘その他第四条第一項本文の規定の適用を受けない有価証券発行勧誘等のうち政令で定めるもの(以下この条及び第六章の二において「特定取得勧誘」という。)又は特定投資家向け売却勧誘等その他第四条第一項本文、第二項本文若しくは第三項本文の規定の適用を受けない有価証券交付勧誘等のうち政令で定めるもの(以下この条及び第六章の二において「特定売却勧誘」という。)は、当該特定取得勧誘又は特定売却勧誘等(以下「特定勧誘等」という。)に係る有価証券の発行者が、当該有価証券及び当該発行者に関して投資者に明らかにされるべき基本的な情報として内閣府令で定める情報(以下「特定証券情報」という。)を、次項に定めるところにより、当該特定勧誘等が行われる時までに、その相手方に提供し、又は公表しているものでなければ、

することができない。

2 特定証券情報の提供又は公表をしようとする発行者は、当該特定証券情報を、内閣府令で定めるところにより、自ら若しくは他の者に委託して提供し、又はインターネットの利用その他の方法により公表しなければならぬ。

3 次条第一項の規定により既に内閣府令で定める期間継続して発行者情報(同項に規定する発行者情報をいう。以下この項において同じ。)を公表している発行者は、前項の規定により特定証券情報を提供し、又は公表しようとする場合において、当該特定証券情報に、内閣府令で定めるところにより、その者に係る直近の発行者情報及び同条第三項に規定する訂正発行者情報(以下「参照情報」という。)を参照すべき旨を表示したときは、特定証券情報のうち発行者に関する情報として内閣府令で定める情報の提供又は公表をしたものとみなす。

4 第二項の規定により特定証券情報の提供又は公表をした発行者は、当該提供又は公表をした日から一年を経過する日までの間(公益又は投資者保護に欠けることがないものと認められる場合として内閣府令で定める場合には、内閣府令で定める期間)において、当該特定証券情報に訂正すべき事項があるときは、内閣府令で定めるところにより、これを訂正する旨の情報(以下「訂正特定証券情報」という。)の提供又は公表をしなければならぬ。

5 第二項の規定により特定証券情報の公表を

した発行者は、当該特定証券情報の公表をした日から一年を経過する日までの間(公益又は投資者保護に欠けることがないものと認められる場合として内閣府令で定める場合には、内閣府令で定める期間)において、当該訂正特定証券情報を含む。)を継続して公表しなければならない。

(発行者情報の提供又は公表)

第二十七条の三十二 次の各号に掲げる発行者は、内閣府令で定めるところにより、当該発行者に関する情報として内閣府令で定める情報(以下「発行者情報」という。)を、事業年度(発行者が会社以外の者である場合その他の内閣府令で定める場合にあつては、内閣府令で定める期間。第四項、第七十二条の十一第一項及び第八十五条の七第二十九項第五号において同じ。)ごとに一回以上、当該各号に定める有価証券を所有する者に提供し、又は公表しなければならない。ただし、流通性その他の事情を勘案し、公益又は投資者保護に欠けることがないものと認められる場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。

一 特定投資家向け有価証券の発行者 当該発行者の発行する特定投資家向け有価証券二 前条第二項に定めるところにより特定証券情報の提供又は公表をした発行者(前号に掲げるものを除く。) 当該提供又は公表をした特定証券情報に係る有価証券

2 特定投資家向け有価証券に該当しなかつた有価証券が特定投資家向け有価証券に該当す

ることとなつたとき(内閣府令で定める場合を除く。)は、当該有価証券の発行者は、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、発行者情報を、当該有価証券を所有する者に提供し、又は公表しなければならない。

3 発行者情報に訂正すべき事項があるときは、第一項各号に掲げる発行者は、内閣府令で定めるところにより、これを訂正する旨の情報(以下「訂正発行者情報」という。)を提供し、又は公表しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定により発行者情報の公表をした発行者は、当該発行者情報の公表をした日から当該発行者情報に係る事業年度の次の事業年度に係る発行者情報の提供又は公表をする日までの間(当該発行者情報に係る特定投資家向け有価証券が特定投資家向け有価証券でなくなつた場合その他の内閣府令で定める場合にあつては、内閣府令で定める期間)において、当該発行者情報に係る訂正発行者情報(訂正発行者情報を含む。)を継続して公表しなければならない。(虚偽の特定証券情報に係る賠償責任)

第二十七条の三十三 第十八条第一項、第十九条、第二十条及び第二十一条(第一項第三号、第二項第二号及び第三号並びに第三項を除く。)の規定は、特定証券等情報(特定証券情報、第二十七条の三十一第三項の規定の適用を受ける特定証券情報に係る参照情報又は訂正特定証券情報(当該訂正特定証券情報に係る参照情報を含む。)をいう。以下同じ。)について準用する。この場合において、第十八条第一項中「有価証券届出書のうちに」とある

のは「特定証券等情報」(第二十七条の三十三に規定する特定証券等情報をいう。以下同じ。)のうちに」と、「虚偽の記載」とあるのは「虚偽の情報」と、「記載すべき」とあるのは「提供し、若しくは公表すべき」と、「事実の記載」とあるのは「事実に関する情報」と、「有価証券届出書の届出者」とあるのは「特定証券等情報を提供し、又は公表した発行者」と、「募集又は売出しに応じて取得した者」とあるのは「特定証券等情報に係る特定勧誘等」(第二十七条の三十一第一項に規定する特定勧誘等をいう。以下同じ。)に応じて取得した者(当該特定証券等情報が公表されていない場合にあつては、当該特定証券等情報の提供を受けた者に限る。以下この項及び第二十七条の三十三において読み替えて準用する第二十一条において同じ。)」と、「記載が虚偽」とあるのは「情報」が虚偽」と、第十九条第二項中「有価証券届出書又は目論見書」とあるのは「特定証券等情報」と、「虚偽の記載」とあるのは「虚偽の情報」と、「記載すべき」とあるのは「提供し、若しくは公表すべき」と、「事実の記載」とあるのは「事実に関する情報」と、第二十条中「第十八条」とあるのは「第二十七条の三十三において読み替えて準用する第十八条」と、「有価証券届出書若しくは目論見書」とあるのは「特定証券等情報」と、「虚偽の記載」とあるのは「虚偽の情報」と、「記載すべき」とあるのは「提供し、若しくは公表すべき」と、「事実の記載」とあるのは「事実に関する情報」と、「有価証券の募集若しくは売出しに係る第四条第一項から第三項までの規定による届出がその

効力を生じた時又は当該目論見書の交付があつた時から七年間(第十条第一項又は第十一条第一項の規定による停止命令があつた場合には、当該停止命令があつた日からその解除があつた日までの期間は、算入しない。)」とあるのは「特定証券等情報の提供又は公表があつた時から七年間」と、第二十一条第一項各号列記以外の部分中「有価証券届出書」とあるのは「特定証券等情報」と、「虚偽の記載」とあるのは「虚偽の情報」と、「記載すべき」とあるのは「提供し、若しくは公表すべき」と、「事実の記載」とあるのは「事実に関する情報」と、「募集又は売出し」とあるのは「特定勧誘等」と、「記載が虚偽」とあるのは「情報が虚偽」と、同項第一号中「有価証券届出書を提出した会社」とあるのは「特定証券等情報を提供し、若しくは公表した発行者」と、「提出の時」とあるのは「提供若しくは公表の時」と、「当該会社の発起人」とあるのは「当該発行者の発起人その他これに準ずる者」と、「提出が会社の成立」とあるのは「提供又は公表が発行者の成立又は発足」と、同項第二号中「当該売出し」とあるのは「当該特定勧誘等(特定売付け勧誘等(第二十七条の三十一第一項に規定する特定売付け勧誘等をいう。以下この号において同じ。))であるものに限る。)」と、「その売出し」とあるのは「その特定売付け勧誘等」と、同項第四号中「募集」とあるのは「特定勧誘等(特定取得勧誘(第二十七条の三十一第一項に規定する特定取得勧誘をいう。))であるものに限る。)」と、同条第二項第一号中「又は第二号」とあるのは「第二号又は第四号」と、

「記載が虚偽」とあるのは「情報が虚偽」と、同条第四項中「有価証券の募集又は売出し」とあるのは「特定勧誘等」と、同項第一号中「有価証券」とあるのは「特定勧誘等に係る有価証券」と、同項第二号中「有価証券」とあるのは「特定勧誘等に係る有価証券」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(虚偽の特定情報に係る賠償責任)

第二十七条の三十四 第二十一条の二から第二十二条までの規定は、特定情報(特定証券等情報又は発行者等情報(発行者情報又は訂正発行者情報をいう。以下同じ。))をいう。次条において同じ。))について準用する。この場合において、第二十一条の二第一項中「第二十五条第一項各号(第五号及び第九号を除く。))に掲げる書類(以下この条において「書類」という。))とあるのは「特定情報(第二十七条の三十四に規定する特定情報をいう。以下同じ。))であつて第二十七条の三十一第二項、第四項若しくは第五項又は第二十七条の三十二の規定により公表されたもの(以下「公表情報」という。))と、「虚偽の記載」とあるのは「提供し、若しくは公表すべき」と、「事実の記載」とあるのは「事実に関する情報」と、「書類の提出者」とあるのは「公表情報を公表した発行者」と、「書類が同項の規定により公衆の縦覧に供されている間に当該書類(同項第十二号に掲げる書類を除く。))の提出者又は当該親会社等(第二十四条の七第一項に規定する

親会社等をいう。))とする者が発行者である」とあるのは「公表情報がこれらの規定により公表されている間に当該発行者の」と、「又は売出し」とあるのは「若しくは売出し又は特定勧誘等(第二十七条の三十一第一項に規定する特定勧誘等をいう。以下同じ。))と、「記載が虚偽」とあるのは「情報が虚偽」と、「虚偽の記載」とあるのは「虚偽情報等」と、同条第二項中「書類の虚偽記載等」とあるのは「公表情報に係る虚偽情報等」と、「当該虚偽記載等」とあるのは「当該虚偽情報等」と、同条第三項中「虚偽記載等」とあるのは「虚偽情報等」と、「書類の提出者」とあるのは「公表情報を公表した発行者」と、「当該提出者」とあるのは「当該発行者」と、「書類の虚偽記載等」とあるのは「公表情報に係る虚偽情報等」と、「記載すべき」とあるのは「提供し、若しくは公表すべき」と、「第二十五条第一項の規定による公衆の縦覧その他の手段により」とあるのは「内閣府令で定めるところにより」と、同条第四項及び第五項中「書類の虚偽記載等」とあるのは「公表情報に係る虚偽情報等」と、第二十一条の三十三「第二十一条の二」とあるのは「第二十七条の三十四において読み替えて準用する第二十一条の二」と、「第二十五条第一項各号(第五号及び第九号を除く。))に掲げる書類」とあるのは「公表情報(第二十七条の三十四において読み替えて準用する第二十一条の二第一項に規定する公表情報をいう。以下同じ。))と、「三年間」とあるのは「二年間」と」とあるのは「虚偽の記載」とあるのは「虚偽の情報」と、「記載すべき」とあるのは「提供し、

官 報 (号 外)

若しくは公表すべき」と、「事実の記載」とあるのは「事実に関する情報」と、「三年間」とあるのは「二年間」と、「当該書類が提出された時から五年間」とあるのは「当該公表情報が公表された日から五年間」と、第二十二條第一項中「有価証券届出書のうちに」とあるのは「特定情報のうちに」と、「虚偽の記載」とあるのは「虚偽の情報」と、「記載すべき」とあるのは「提供し、若しくは公表すべき」と、「事実の記載」とあるのは「事実に関する情報」と、「第二十一條第一項第一号及び第三号に掲げる者」とあるのは「当該特定情報を提供し、若しくは公表した発行者の、その提供若しくは公表の時における役員(第二十一條第一項第一号に規定する役員をいう。)又は当該発行者の発起人その他これに準ずる者(その提供又は公表が発行者の成立又は発足前にされたときに限る。)」と、「記載が虚偽」とあるのは「情報」が虚偽」と、「有価証券届出書の届出者が発行者である」とあるのは「特定情報を提供し、若しくは公表した発行者の」と、「募集又は売出しによらないで取得した者」とあるのは「取得した者(当該特定情報が公表されていない場合にあっては、当該特定情報の提供を受けた者に限り、当該特定情報が特定証券等情報(第二十七條の三十三に規定する特定証券等情報をいう。)である場合にあっては、募集若しくは売出し又は特定勧誘等によらないで取得した者に限る。)」と、同條第二項中「及び第二号の規定」とあるのは「の規定」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。	(特定情報の提供者等に対する報告の徴取及び検査) 第二十七條の三十五 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、特定情報を提供し、若しくは公表した発行者若しくは特定情報を提供し、若しくは公表すべきであると認められる発行者若しくは当該特定情報に係る有価証券の引受人その他の関係者若しくは参考人に対し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員をしてその者の帳簿書類その他の物件を検査させることができる。 第三十一條の四の見出し中「兼職制限等」を「就任等に係る届出」に改め、同條第一項及び第二項を次のように改める。 金融商品取引業者(第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者に限る。以下この項において同じ。)の取締役又は執行役員は、他の会社の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員。以下この項及び次項において同じ。)、監査役若しくは執行役に就任した場合(他の会社の取締役、会計参与、監査役又は執行役員が金融商品取引業者の取締役又は執行役を兼ねることとなつた場合を含む。)又は他の会社の取締役、会計参与、監査役若しくは執行役を退任した場合には、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。 2 金融商品取引業者(第一種金融商品取引業以外の有価証券関連業を行う者に限る。)の取締役又は執行役員は、当該金融商品取引業者の	親銀行等若しくは子銀行等の取締役、会計参与、監査役若しくは執行役に就任した場合(当該親銀行等又は子銀行等の取締役、会計参与、監査役又は執行役員が当該金融商品取引業者の取締役又は執行役を兼ねることとなつた場合を含む。)又は親銀行等若しくは子銀行等の取締役、会計参与、監査役若しくは執行役を退任した場合には、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。 第三十一條の四第三項及び第四項を削り、同條第五項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同條第三項とし、同條第六項を同條第四項とし、同條第七項中「第五項」を「第三項」に改め、同項を同條第五項とする。 第三十三條第二項第二号中「取扱い」の下に「及び特定投資家向け売付け勧誘等の取扱い」を加える。 第三十五條第一項第五号中「又は」を「若しくは」に改め、「支払」の下に「又は当該有価証券に係る信託財産に属する有価証券その他の資産の交付」を加え、同條第二項第五号の次に次の一号を加える。 五の二 商品投資に係る事業の規制に関する法律第二條第一項に規定する商品投資により、又は価格の変動が著しい物品若しくはその使用により得られる収益の予測が困難な物品として政令で定めるもの(同項第三号に規定する指定物品を除く。)の取得(生産を含む。)をし、譲渡をし、使用をし、若しくは使用をさせることにより、他人のため金銭その他の財産の運用を行う業務(第	一号及び第二号に掲げる業務に該当するものを除く。) 第三十五條第二項第六号中「行為を行う業務」の下に「並びに第一号、第二号及び前号に掲げる業務」を加える。 第三十六條に次の四項を加える。 2 特定金融商品取引業者等は、当該特定金融商品取引業者等又はその親金融機関等若しくは子金融機関等が行う取引に伴い、当該特定金融商品取引業者等又はその子金融機関等が行う金融商品関連業務(金融商品取引行為に係る業務その他の内閣府令で定める業務をいう。)に係る顧客の利益が不当に害されることのないよう、内閣府令で定めるところにより、当該金融商品関連業務に関する情報を適正に管理し、かつ、当該金融商品関連業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備その他必要な措置を講じなければならない。 3 この条において「特定金融商品取引業者等」とは、金融商品取引業を行う者のうち、有価証券関連業を行う金融商品取引業者(第一種金融商品取引業を行うことにつき第二十九條の登録を受けた者に限る。)その他の政令で定める者をいう。 4 第二項の「親金融機関等」とは、特定金融商品取引業者等の総株主等の議決権の過半数を保有している者その他の当該特定金融商品取引業者等と密接な関係を有する者として政令で定める者のうち、金融商品取引業者、銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融業を行う者をいう。 5 第二項の「子金融機関等」とは、特定金融商
---	---	---	--

品取引業者等が総株主等の議決権の過半数を保有している者その他の当該特定金融商品取引業者等と密接な関係を有する者として政令で定める者のうち、金融商品取引業者、銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融業を行う者をいう。

第三章第二節第一款に次の二条を加える。

(特定投資家向け有価証券の売買等の制限)

第四十条の四 金融商品取引業者等は、特定投資家向け有価証券について、一般投資家(特定投資家等、当該特定投資家向け有価証券の発行者その他内閣府令で定める者以外の者をいう。以下この条において同じ。)を相手方とし、又は一般投資家のために、第二条第八項第一号から第四号まで及び第十号に掲げる行為を行つてはならない。ただし、当該特定投資家向け有価証券に関して開示が行われている場合(第四条第七項に規定する開示が行われている場合をいう。次条第一項及び第六十六条の十四の二において同じ。)、一般投資家に対する勧誘に基づかないで一般投資家のために売付けの媒介を行う場合その他投資者の保護に欠けるおそれが少ない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。

(特定投資家向け有価証券に関する告知義務)

第四十条の五 金融商品取引業者等は、開示が行われている場合に該当しない特定投資家向け有価証券について、取得勧誘又は売付け勧誘等を行うことなく売付けその他の政令で定める行為を行う場合には、その相手方に対して、内閣府令で定めるところにより、当該特定投資家向け有価証券に関して開示が行われ

ている場合に該当しないことその他の内閣府令で定める事項を告知しなければならない。

2 金融商品取引業者等は、特定投資家等(第二条第三十一項第一号から第三号までに掲げる者を除く。)から特定投資家向け有価証券取引契約(特定投資家向け有価証券に係る同条第八項第一号から第四号まで又は第十号に掲げる行為を行うことを内容とする契約をいう。以下この項において同じ。)の申込みを初めて受けた場合には、当該申込みに係る特定投資家向け有価証券取引契約を締結するまでに、当該特定投資家等に対し、次に掲げる事項を告知し、かつ、当該事項を記載した書面を交付しなければならない。

一 特定投資家向け有価証券に関する情報提供の内容及び取引の特質その他の特定投資家向け有価証券に関し投資者が認識すべき重要な事項として内閣府令で定める事項

二 特定投資家向け有価証券の取引を行うことがその知識、経験及び財産の状況に照らして適当ではない者が特定投資家向け有価証券の取引を行う場合には、当該者の保護に欠けることとなるおそれがある旨

3 第三十四条の二第四項の規定は、前項の規定による書面の交付について準用する。

第五十条の二第四項中「第五十一条」を「次条」に、「又は第三項」を「第三項又は第四項」に改める。

第五十六条の二第三項中「第三十一条の四第一項若しくは第二項又は」を削り、「第三十一条の四第五項」を「第三十一条の四第三項」に、「第三十一条の四第六項」を「第三十一条の四第四

項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による場合を除き、第三十六条第二項の規定の遵守を確保するため必要かつ適当であると認めるときは、特定金融商品取引業者等(同条第三項に規定する特定金融商品取引業者等をいう。以下この項において同じ。)の親金融機関等(同条第四項に規定する親金融機関等をいう。以下この項において同じ。)若しくは子金融機関等(同条第五項に規定する子金融機関等をいう。以下この項において同じ。)に対し当該特定金融商品取引業者等の業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該特定金融商品取引業者等の親金融機関等若しくは子金融機関等の業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件の検査をさせることができる。

第五十九条の六中「第三十六条」を「第三十六条第一項」に改める。

第六十条の六中「事業年度」とあるのは「毎年四月一日から翌年三月三十一日までの期間」とし、「毎事業年度経過後三月以内」とあるのは「当該期間経過後政令で定める期間」とし、第四十九条の三第一項中「事業年度」とあるのは「毎年四月一日から翌年三月三十一日までの期間」とし、「当該事業年度」とあるのは「当該期間」を「三月以内」とあるのは「政令で定める期間内」に改める。

第六十条の十三中「第三十六条」を「第三十六条第一項」に改める。

第六十五条の五第一項中「若しくは第二号に掲げる権利の売買(デリバティブ取引に該当するものを除く。又はその代理若しくは媒介)を」又は第二号に掲げる権利についての次に掲げる行為」に改め、同項に次の各号を加える。

一 売買(デリバティブ取引に該当するものを除く。又はその代理若しくは媒介

二 第二条第八項第八号又は第九号に掲げる行為

第六十五条の五第二項及び第四項中「第三十六条」を「第三十六条第一項」に改め、「第四十条」の下に「第四十条の四、第四十条の五」を加える。

第六十六条の十四の次に次の一条を加える。

(特定投資家向け有価証券の売買の媒介等の制限)

第六十六条の十四の二 金融商品仲介業者は、特定投資家向け有価証券について、一般投資家(特定投資家等、当該特定投資家向け有価証券の発行者その他内閣府令で定める者以外の者をいう。以下この条において同じ。)を相手方として、第二条第十一項第一号又は第二号に掲げる行為を行つてはならない。ただし、当該特定投資家向け有価証券に関して開示が行われている場合、一般投資家に対する勧誘に基づかないで所屬金融商品取引業者等のために買付けの媒介を行う場合その他投資者の保護に欠けるおそれが少ない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。

第六十七条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 認可協会は、定款の定めるところにより、その開設する店頭売買有価証券市場ごとに、協会員が特定投資家等以外の者(当該有価証券の発行者その他の内閣府令で定める者を除く。)の委託を受けて行う有価証券の買付け(第六十七条の十二第五号において「一般投資家等買付け」という。)を禁止することができ

る。
第六十七条の十二第五号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五 第六十七条第三項の規定により一般投資家等買付けを禁止する場合にあつては、前各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項イ 店頭売買有価証券市場における協会員の有価証券の売上の受託の制限に関する事項

ロ 当該店頭売買有価証券市場において売買が行われる特定投資家向け有価証券(以下この号において「店頭売買特定投資家向け有価証券」という。)の発行者が提供又は公表をすべき特定証券情報及び発行者情報の内容、提供又は公表の方法及び時期その他店頭売買特定投資家向け有価証券に係る情報の提供又は公表に関し必要な事項

第八十五条に次の三項を加える。
4 金融商品取引所は、第一項の規定による場合のほか、当該金融商品取引所に係る自主規制業務の一部(特定取引所金融商品市場に係るものであつて、その内容等を勘案し、投資者保護の根幹にかかわる事項以外のものを取り扱う業務として内閣府令で定めるもの)に限

る。以下この条及び第百二条の十九において「特定業務」という。)を、他の者に委託することができ

る。
5 金融商品取引所は、前項の規定により特定業務を委託する場合においては、内閣府令で定めるところにより、当該特定業務の適正な実施を確保するための措置を講じなければならない。

6 第四項の規定により、特定株式会社金融商品取引所(第百五条の四第二項に規定する特定株式会社金融商品取引所をいう。以下この項において同じ。)がその特定業務を他の者に委託する場合には、当該特定株式会社金融商品取引所の自主規制委員会による当該特定業務の委託についての決定を経て行わなければならない。

第八十七条の二に次のただし書を加える。

ただし、内閣総理大臣の認可を受けた場合には、取引所金融商品市場の開設及びこれに附帯する業務の遂行を妨げない限度において、算定割当量(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第百十七号)第二条第六項に規定する算定割当量をいう。)に係る取引その他金融商品の取引に類似するものとして内閣府令で定める取引を行う市場の開設及びこれに附帯する業務を行うことができる。
第八十七条の二に次の一項を加える。

2 内閣総理大臣は、前項ただし書の認可の申請があつた場合において、当該申請に係る業務を行うことにより、金融商品取引所の業務の公共性に対する信頼を損なうおそれ又は取引所金融商品市場の開設及びこれに附帯する

業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがあると認めるときは、当該認可をしてはならない。
第八十七条の二に次の一条を加える。

(審問に関する規定の準用)

第八十七条の二の二 第八十五条の四の規定は、前条第一項ただし書の認可について準用する。

第百二条の十九に次のただし書を加える。

ただし、委託金融商品取引所(自主規制法人に自主規制業務を委託した金融商品取引所をいう。以下この章において同じ。)の同意を得て、特定業務を他の者に委託する場合においては、この限りでない。
第百二条の十九に次の一項を加える。

2 第八十五条第五項の規定は、自主規制法人が前項ただし書の規定により特定業務を委託する場合について準用する。この場合において、同条第五項中「前項」とあるのは、「第百二条の十九第一項ただし書」と読み替えるものとする。
第百二条の二十中「(自主規制業務を委託した金融商品取引所をいう。以下この章において同じ。)」を削る。

第百六条の十二第一項第一号中「認可申請者」の下に「又は認可を受けて設立される会社(以下この条において「認可申請者等」という。)」を加え、同項第二号及び第三号中「認可申請者」を「認可申請者等」に改め、同条第二項第一号及び第四号中「認可申請者」を「認可申請者等」に改める。

第百十七条の次に次の一条を加える。

(特定取引所金融商品市場)

第百十七条の二 金融商品取引所は、業務規程の定めるところにより、その開設する取引所金融商品市場ごとに、会員等が特定投資家等以外の者(当該有価証券の発行者その他の内閣府令で定める者を除く。)の委託を受けて行う有価証券の買付け(次項において「一般投資家等買付け」という。)を禁止することができ

る。
2 前項の規定により一般投資家等買付けを禁止する場合において、金融商品取引所は、その業務規程において、前条各号に掲げる事項のほか、特定取引所金融商品市場に関し、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 有価証券の売上の受託の制限に関する事項

二 特定上場有価証券の発行者が提供又は公表をすべき特定証券情報及び発行者情報の内容、提供又は公表の方法及び時期その他特定上場有価証券に係る情報の提供又は公表に関し必要な事項

第百五十六条の十九中「第八十七条の二」を「第八十七条の二第一項」に改める。

第百六十六条第五項中「又は第二項」を「若しくは第二項に」、「四半期報告書又は」を「四半期報告書若しくは」に改め、「供された」の下に「も」の、第二十七条の三十一第二項の規定により公表した特定証券情報又は第二十七条の三十二第二項若しくは第二項の規定により公表した発行者情報のうち、「を」を加え、「記載された」を「記載され、又は記録された」に改める。

第百六十八条第二項及び第三項並びに第百六

十九条中「する者」の下に、「特定投資家向け売却勧誘等をする者」を加える。

第百七十二条を次のように改める。

(届出が受理されていないのに有価証券の募集等をした者等に対する課徴金納付命令)

第百七十二条 第四条第一項の規定による届出を必要とする有価証券の募集若しくは売出し、同条第二項の規定による届出を必要とする適格機関投資家取得有価証券一般勧誘又は同条第三項の規定による届出を必要とする特定投資家等取得有価証券一般勧誘について、これらの届出が受理されていないのに当該募集若しくは売出し、適格機関投資家取得有価証券一般勧誘又は特定投資家等取得有価証券一般勧誘をした者(売出し、適格機関投資家取得有価証券一般勧誘又は特定投資家等取得有価証券一般勧誘をした者)については、自己の所有する有価証券に関してこれらの行為をした者に限る。があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、その者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(次の各号のいずれにも該当する場合は、当該各号に定める額の合計額)に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一 当該募集により有価証券を取得させた場合
 合 当該取得させた有価証券の発行価額の総額(当該有価証券が新株予約権証券その他これに準ずるものとして内閣府令で定める有価証券であるときは、当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額その他これに準ずるものとし

て内閣府令で定める額を含む。)の百分の二・二五(当該有価証券が株券等、優先出資法に規定する優先出資証券その他これらに準ずるものとして政令で定める有価証券をいう。以下この条、次条、第百七十二条の九及び第百七十二条の十において同じ。)である場合にあつては、百分の四・五)

二 当該売出し、適格機関投資家取得有価証券一般勧誘又は特定投資家等取得有価証券一般勧誘により当該者が所有する有価証券を売り付けた場合 当該売り付けた有価証券の売価額の総額(当該有価証券が新株予約権証券その他これに準ずるものとして内閣府令で定める有価証券であるときは、当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額その他これに準ずるものとして内閣府令で定める額を含む。)の百分の二・二五(当該有価証券が株券等である場合にあつては、百分の四・五)

2 第十五条第一項(第二十七条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、同項に規定する有価証券を募集(第四条第一項に規定する有価証券の募集をいう。第百七十三条から第百七十四条の三までを除き、以下この章において同じ。)により取得させた発行者又は売出し(第四条第四項に規定する有価証券の売出しをいう。次項、次条第四項及び第五項、第百七十八条第三項、第五項及び第八項並びに第百八十五条の七第十二項及び第十三項を除き、以下この章において同じ。)により

売り付けた者(自己の所有する有価証券を売り付けた者に限る。)があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、これらの者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(次の各号のいずれにも該当する場合は、当該各号に定める額の合計額)に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一 当該発行者が当該募集により有価証券を取得させた場合 当該取得させた有価証券の発行価額の総額(当該有価証券が新株予約権証券その他これに準ずるものとして内閣府令で定める有価証券であるときは、当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額その他これに準ずるものとして内閣府令で定める額を含む。)の百分の二・二五(当該有価証券が株券等である場合にあつては、百分の四・五)

二 当該者が当該売出しにより自己の所有する有価証券を売り付けた場合 当該売り付けた有価証券の売価額の総額(当該有価証券が新株予約権証券その他これに準ずるものとして内閣府令で定める有価証券であるときは、当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額その他これに準ずるものとして内閣府令で定める額を含む。)の百分の二・二五(当該有価証券が株券等である場合にあつては、百分の四・五)

書(第十三条第一項に規定する既に開示された有価証券の売出し(同項に規定する有価証券の売出しをいう。以下この項、次条第四項及び第五項、第百七十八条第五項及び第八項並びに第百八十五条の七第十二項において同じ。)に係る目録書に限る。以下この章において同じ。)を交付しないで売出しにより自己の所有する当該有価証券を売り付けた者があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、その者に対し、当該売り付けた有価証券の売価額の総額(当該有価証券が新株予約権証券その他これに準ずるものとして内閣府令で定める有価証券であるときは、当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額その他これに準ずるものとして内閣府令で定める額を含む。)の百分の二・二五(当該有価証券が株券等である場合にあつては、百分の四・五)に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

4 第二項の規定は、第二十三条の八第一項(第二十七条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、同項に規定する有価証券を募集により取得させた発行者又は売出しにより売り付けた者(自己の所有する有価証券を売り付けた者に限る。)がある場合について準用する。

第百七十二条の二の見出し中「発行者を」発行者等」に改め、同条第一項中「記載がある」を「記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている」に、「第二十七条において準用する場合を含む。」及び「を」において準用し、

及びこれらの規定を「に」、「第百七十八条第五項並びに第百八十五条の七第二項及び第三項」を「以下この章に改め、同項ただし書中「(当該発行者が第二十四条第一項(第二十七条において準用する場合を含む。))に規定する特定有価証券に係る第二十四条第五項において準用する同条第一項に規定する特定期間。以下この項及び第百八十五条の七第十九項において同じ。」を削り、同項第一号を次のように改める。

一 六百万円

第百七十二条の二第一項第二号イ中「この号」の下に「及び第百七十二条の十一第一項」を加え、同号ロを次のように改める。

ロ 十万分の六

第百七十二条の二第二項中「記載がある」を「記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている」に、「(第二十七条において準用する場合を含む。))及び第二十七条を」において準用し、及びこれらの規定を第二十七条「に」、「第百七十八条第五項並びに第百八十五条の七第二項及び第三項」を「以下この章に改め、同条第三項中「前項後段」を「第二項後段前項において準用する場合を含む。))」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定は、第二十四条の五第四項第二十七条において準用する場合を含む。の規定による臨時報告書のうち投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすものとして内閣府令で定める事項を記載すべきものを提出しない発行者がある場合について準用する。

第百七十二条の二を第百七十二条の四とし、同条の次に次の七条を加える。

(公開買付開始公告を行わないで株券等の買付け等をした者に対する課徴金納付命令)

第百七十二条の五 第二十七条の三第一項(第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。))の規定に違反して、第二十七条の三第一項の規定による公告(以下この章において「公開買付開始公告」という。))を行わないで株券等(第二十七条の二第一項に規定する株券等をいう。以下この条、次条及び第百七十八条第十三項において同じ。))又は上場株券等(第二十四条の六第一項に規定する上場株券等をいう。以下この条、次条、第百七十八条第十三項及び第百八十五条の七第十三項において同じ。))の買付け等(第二十七条の二第一項又は第二十七条の二十二の二第一項に規定する買付け等をいう。以下この条、次条及び第百七十八条第十三項において同じ。))をした者があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、その者に対し、第一号に掲げる額に第二号に掲げる数を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一 当該公開買付開始公告を行わないでした株券等又は上場株券等の買付け等の価格に当該買付け等の数量を乗じて得た額

二 百分の二十五

(虚偽表示のある公開買付開始公告を行った者等に対する課徴金納付命令)
第百七十二条の六 重要な事項につき虚偽の表

示があり、若しくは表示すべき重要な事項の表示が欠けている公開買付開始公告等(公開買付開始公告又は第二十七条の七第二項(第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。))の規定により公開買付開始公告の内容を訂正する公告若しくは公表をいう。以下この章において同じ。))を行った者又は重要な事項につき虚偽の記載があり、若しくは記載すべき重要な事項の記載が欠けている公開買付届出書等(第二十七条の三第二項(第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。))に規定する公開買付届出書、第二十七条の八第一項から第四項まで(これらの規定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。))の規定による訂正届出書、第二十七条の十第十一項に規定する対質問回答報告書又は同条第十二項において準用する第二十七条の八第一項から第四項までの規定による訂正報告書をいう。以下この章において同じ。))を提出した者があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、これらの者に対し、第一号に掲げる額に第二号に掲げる数を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一 当該公開買付開始公告等又は公開買付届出書等に係る公開買付け(第二十七条の二第一項又は第二十七条の二十二の二第二項に規定する公開買付けをいう。以下この条並びに第百八十五条の七第八項及び第九項において同じ。))について公開買付開始公告を行った日の前日における当該公開買付け

に係る株券等又は上場株券等の第六十七条の十九又は第百三十条に規定する最終の価格(当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定める額)に、当該公開買付けにより買付け等を行った当該株券等又は上場株券等の数を乗じて得た額

二 百分の二十五

2 前項の規定は、公開買付訂正届出書等(第二十七条の三第二項(第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。))に規定する公開買付届出書、第二十七条の八第二項(第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。))の規定による訂正届出書、第二十七条の十第十一項に規定する対質問回答報告書又は同条第十二項において準用する第二十七条の八第二項の規定による訂正報告書をいう。以下この章において同じ。))を提出しない者がある場合について準用する。(大量保有・変更報告書を提出しない者に対する課徴金納付命令)

第百七十二条の七 第二十七条の二十三第一項、第二十七条の二十五第一項又は第二十七条の二十六第一項、第二項、第四項若しくは第五項の規定に違反して、大量保有報告書又は変更報告書(以下この章において「大量保有・変更報告書」という。))を提出しない者があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、その者に対し、第一号に掲げる額に第二号に掲げる数を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一 当該提出すべき大量保有・変更報告書に

係る株券等(第二十七条の二十三第一項に規定する株券等をいう。次条において同じ。)の発行者同項に規定する発行者をいう。以下この条及び次条において同じ。)が発行する株券又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める有価証券の当該提出すべき大量保有・変更報告書の提出期限の翌日における第六十七条の十九又は第三百三十条に規定する最終の価格に、当該翌日における当該発行者の発行済株式の総数又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める数を乗じて得た額(当該価格がないときは、これに相当するものとして内閣府令で定めるところにより算出した額)

二 十万分の一

(虚偽記載のある大量保有・変更報告書等を提出した者に対する課徴金納付命令)

第一百七十二条の八 重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている大量保有・変更報告書等(大量保有・変更報告書又は第二十七条の二十五第四項(第二十七条の二十六第六項において準用する場合を含む。)若しくは第二十七条の二十九第一項において準用する第九条第一項若しくは第十条第一項の規定による訂正報告書をいう。以下この章において同じ。)を提出した者があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、その者に対し、第一号に掲げる額(第二号に掲げる数を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付すること)を命じなければならない。

一 当該大量保有・変更報告書に係る株券

等の発行者が発行する株券又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める有価証券の当該大量保有・変更報告書等が提出された日の翌日における第六十七条の十九又は第三百三十条に規定する最終の価格に、当該翌日における当該発行者の発行済株式の総数又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める数を乗じて得た額(当該価格がないときは、これに相当するものとして内閣府令で定めるところにより算出した額)

二 十万分の一

(特定証券情報の提供又は公表がされていないのに特定勧誘等をした者に対する課徴金納付命令)

第一百七十二条の九 有価証券の発行者が当該有価証券に係る特定証券情報を第二十七条の三十一第二項に定めるところにより、その相手方に提供し、又は公表していないのに特定勧誘等をした者(特定売付け勧誘等をした者)については、自己の所有する有価証券に関して特定売付け勧誘等をした者に限る。)があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、その者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(次の各号のいずれにも該当する場合は、当該各号に定める額の合計額)に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一 特定取得勧誘により有価証券を取得させた場合 当該取得させた有価証券の発行価額の総額(当該有価証券が新株予約権証券その他これに準ずるものとして内閣府令で

定める有価証券であるときは、当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額その他これに準ずるものとして内閣府令で定める額を含む。)の百分の二・二五(当該有価証券が株券等である場合にあつては、百分の四・五)

二 特定売付け勧誘等により当該者が所有する有価証券を売り付けた場合 当該売り付けた有価証券の価格の総額(当該有価証券が新株予約権証券その他これに準ずるものとして内閣府令で定める有価証券であるときは、当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額その他これに準ずるものとして内閣府令で定める額を含む。)の百分の二・二五(当該有価証券が株券等である場合にあつては、百分の四・五)

(虚偽のある特定証券等情報の提供又は公表をした発行者等に対する課徴金納付命令)

第一百七十二条の十 重要な事項につき虚偽の情報があり、又は提供し、若しくは公表すべき重要な事項に関する情報が欠けている特定証券等情報(以下この条、第一百七十八条第二十項及び第八十五条の七第十三項において「虚偽等のある特定証券等情報」という。)を提供し、又は公表した発行者が、当該虚偽等のある特定証券等情報に係る特定勧誘等、特定売付け勧誘等にあつては、当該発行者が所有する有価証券の特定売付け勧誘等に限定するものとして有価証券を取得させ、又は売り付けたときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該発行者に対し、第一号に掲げる額

(当該虚偽等のある特定証券等情報が公表されていない場合にあつては、当該額に第二号に掲げる数を乗じて得た額)の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額(次に掲げる場合のいずれにも該当する場合は、それぞれ次に定める額の合計額)に相当する額

イ 当該虚偽等のある特定証券等情報に係る特定取得勧誘により有価証券を取得させた場合 当該取得させた有価証券の発行価額の総額(当該有価証券が新株予約権証券その他これに準ずるものとして内閣府令で定める有価証券であるときは、当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額その他これに準ずるものとして内閣府令で定める額を含む。)の百分の二・二五(当該有価証券が株券等である場合にあつては、百分の四・五)

ロ 当該虚偽等のある特定証券等情報に係る特定売付け勧誘等により当該発行者が所有する有価証券を売り付けた場合 当該売り付けた有価証券の価格の総額(当該有価証券が新株予約権証券その他これに準ずるものとして内閣府令で定める有価証券であるときは、当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額その他これに準ずるものとして内閣府令で定める額を含む。)の百分の二・二五(当該有価証券が株券等である場合にあつては、百分の四・五)

二 イに掲げる数を口に掲げる数で除して得た数 イ 当該虚偽等のある特定証券等情報の提供を受けた者の数 ロ 当該特定勧誘等の相手方の数 2 虚偽等のある特定証券等情報を提供し、又は公表した発行者の役員等であつて、当該虚偽等のある特定証券等情報に虚偽の情報があり、又は提供し、若しくは公表すべき事項に関する情報が欠けていることを知りながら当該虚偽等のある特定証券等情報の提供又は公表に関与した者が、当該虚偽等のある特定証券等情報に係る特定売付け勧誘等により当該役員等が所有する有価証券を売り付けたときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該役員等に対し、当該売り付けた有価証券の価格の総額(当該有価証券が新株予約権証券その他これに準ずるものとして内閣府令で定める有価証券であるときは、当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額その他これに準ずるものとして内閣府令で定める額を含む。)の百分の二・二五(当該有価証券が株券等である場合に於ては、百分の四・五)に相当する額(当該虚偽等のある特定証券等情報が公表されていない場合に於ては、当該額に、前項第二号に掲げる数を乗じて得た額)の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。(虚偽のある発行者等情報の提供又は公表をした発行者に対する課徴金納付命令) 第一百七十二条の十一 発行者が、重要な事項に	つき虚偽の情報があり、又は提供し、若しくは公表すべき重要な事項に関する情報が欠けている発行者等情報(以下この項、第一百七十八条第二十一項及び第百八十五条の七第十三項において「虚偽等のある発行者等情報」という。)を提供し、又は公表したときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該発行者に対し、第一号に掲げる額(当該虚偽等のある発行者等情報が公表されていない場合に於ては、当該額に第二号に掲げる数を乗じて得た額)に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、発行者の事業年度が一年である場合以外の場合においては、当該額に当該事業年度の月数を十二で除して得た数を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。 一 イに掲げる額(口に掲げる額がイに掲げる額を超えるときは、口に掲げる額) イ 六百万円 ロ (1)に掲げる額に(2)に掲げる数を乗じて得た額 (1) 当該発行者が発行する算定基準有価証券の内閣府令で定めるところにより算出される市場価額の総額(当該算定基準有価証券の市場価額がないとき又は当該発行者が算定基準有価証券を発行していないときは、これに相当するものとして政令で定めるところにより算出した額) (2) 十万分の六	二 イに掲げる数を口に掲げる数で除して得た数 イ 当該虚偽等のある発行者等情報の提供を受けた者の数 ロ 第二十七条の三十二第一項から第三項までの規定により発行者等情報を提供する場合において提供を受けるべき相手方の数 2 前項ただし書の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。 第一百七十二条の次に次の二条を加える。 (虚偽記載のある発行開示書類を提出した発行者等に対する課徴金納付命令) 第一百七十二条の二 重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている発行開示書類を提出した発行者が、当該発行開示書類に基づく募集又は売出し(当該発行者が所有する有価証券の売出しに限る。)により有価証券を取得させ、又は売り付けたときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該発行者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(次の各号のいずれにも該当する場合に於ては、当該各号に定める額の合計額)に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。 一 当該発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた場合 当該取得させた有価証券の発行価額の総額(当該有価証券が新株予約権証券その他これに準ずるものとして内閣府令で定める有価証券であると	きは、当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額その他これに準ずるものとして内閣府令で定める額を含む。)の百分の二・二五(当該有価証券が株券等である場合に於ては、百分の四・五) 二 当該発行開示書類に基づく売出しにより当該発行者が所有する有価証券を売り付けた場合 当該売り付けた有価証券の売価額の総額(当該有価証券が新株予約権証券その他これに準ずるものとして内閣府令で定める有価証券であるときは、当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額その他これに準ずるものとして内閣府令で定める額を含む。)の百分の二・二五(当該有価証券が株券等である場合に於ては、百分の四・五) 2 重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている発行開示書類を提出した発行者の役員等(当該発行者の役員、代理人、使用人その他の従業者をいう。以下この項、第五項及び第一百七十二条の十第二項において同じ。)であつて、当該発行開示書類に虚偽の記載があり、又は記載すべき事項の記載が欠けていることを知りながら当該発行開示書類の提出に関与した者が、当該発行開示書類に基づく売出しにより当該役員等が所有する有価証券を売り付けたときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該役員等に対し、当該売り付けた有価証券の売価額の総額(当該有価証券が新株予約権証券その他これに準ずるものとし
--	--	--	---

て内閣府令で定める有価証券であるときは、当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額その他これに準ずるものとして内閣府令で定める額を含む。の百分の二・二五（当該有価証券が株券等である場合にあっては、百分の四・五に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。）

3 前二項の「発行開示書類」とは、第五条（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による届出書類（第五条第四項の規定の適用を受ける届出書の場合には、当該届出書に係る参照書類を含む。）、第七条、第九条第一項若しくは第十条第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書（当該訂正届出書に係る参照書類を含む。）、第二十三条の三第一項及び第二項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録書（当該発行登録書に係る参照書類を含む。）及びその添付書類、第二十三条の四若しくは第二十三条の九第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、若しくは第二十三条の十第一項（同条第五項第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正発行登録書（当該訂正発行登録書に係る参照書類を含む。）、又は第二十三条の八第一項及び第五項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録追補書類（当該発行登録追補書類に係る参照書類を含む。）及びその添付書類をいう。

4 第一項（第一号を除く。）の規定は、重要な事項（第五条第二項各号（第二十七条において準用する場合を含む。）に掲げる事項に係るものに限り、以下この項及び次項において同じ。）につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている目論見書に係る売出しにより当該発行者が所有する有価証券を売り付けた場合について準用する。

5 第二項の規定は、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている目論見書を使用した発行者の役員等であつて、当該目論見書に虚偽の記載があり、又は記載すべき事項の記載が欠けていることを知りながら当該目論見書の作成に関与した者が、当該目論見書に係る売出しにより当該役員等が所有する有価証券を売り付けた場合について準用する。

6 発行開示訂正書類（第七条前段（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書又は第二十三条の四前段（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正発行登録書をいう。以下この章において同じ。）を提出すべき発行者が、当該発行開示訂正書類を提出しないで募集又は売出し（当該発行者が所有する有価証券の売出しに限る。）により有価証券を取得させ、又は売り付けたときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該発行者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（次の各号のいずれにも該当する場合

は、当該各号に定める額の合計額）に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一 当該発行開示訂正書類を提出しないで行った募集により有価証券を取得させた場合 当該取得させた有価証券の発行価額の総額（当該有価証券が新株予約権証券その他のこれに準ずるものとして内閣府令で定める有価証券であるときは、当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額その他これに準ずるものとして内閣府令で定める額を含む。）の百分の二・二五（当該有価証券が株券等である場合にあっては、百分の四・五）

二 当該発行開示訂正書類を提出しないで行った売出しにより当該発行者が所有する有価証券を売り付けた場合 当該売り付けた有価証券の売価額の総額（当該有価証券が新株予約権証券その他これに準ずるものとして内閣府令で定める有価証券であるときは、当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額その他これに準ずるものとして内閣府令で定める額を含む。）の百分の二・二五（当該有価証券が株券等である場合にあっては、百分の四・五）

（有価証券報告書等を提出しない発行者に対する課徴金納付命令）

第一百七十二条の三 第二十四条第一項又は第三項（これらの規定を同条第五項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、有

価証券報告書を提出しない発行者があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該発行者に対し、これらの規定により提出すべきであつた有価証券報告書に係る事業年度（当該発行者が第五条第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する特定有価証券の発行者である場合には、当該特定有価証券に係る第二十四条第五項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第二十四条第一項に規定する特定期間。以下この条、次条第一項及び第八十五条の七第二十九項（第五号を除く。）において同じ。）の直前事業年度における監査報酬額（第九十三条の二第一項に規定する監査証明の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産の価額として内閣府令で定める額をいう。次項において同じ。）に相当する額（監査証明を受けるべき直前事業年度がない場合又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める場合には、四百万円）の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

2 第二十四条の四の七第一項（同条第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、又は第二十四条の五第一項（同条第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、四半期報告書又は半期報告書（以下この章において「四半期・半期報告書」という。）を提出しない発行者があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該発行者に対

官 報 (号 外)

し、これらの規定により提出すべきであつた四半期・半期報告書に係る期間の属する事業年度の直前事業年度における監査報酬額の二分の一に相当する額(監査証明を受けるべき直前事業年度がない場合又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める場合には、二百万円)の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

第百七十三条及び第百七十四条を次のように改める。

(風説の流布等により有価証券等の価格に影響を与えた者に対する課徴金納付命令)

第百七十三条 第百五十八条の規定に違反して、風説を流布し、又は偽計を用い、当該風説の流布又は偽計(以下この条において「違反行為」という。)により有価証券等の価格に影響を与えた者(以下この条において「違反者」という。)があるときは、内閣総理大臣は、次に定める手続に従い、当該違反者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(次の各号のうち二以上の号に掲げる場合に該当するときは、当該二以上の号に定める額の合計額)に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一 当該違反行為の開始時から終了時までの間(以下この条において「違反行為期間」という。)において、当該違反者が当該違反行為に係る有価証券等について自己の計算において行つた有価証券の売付け等の数量が、当該違反者が当該違反行為に係る有価証券等について自己の計算において行つた

有価証券の買付け等の数量を超える場合次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)

イ 当該超える数量に係る有価証券の売付け等の価額

ロ 当該違反行為が終了してから一月を経過するまでの間の各日における当該有価証券に係る有価証券の買付け等についての第六十七条の十九又は第百三十条に規定する最低の価格(当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定めるものをいい、当該違反行為が終了した日にあつては、内閣府令で定める額とする。)のうち最も低い価格に当該超える数量を乗じて得た額

二 違反行為期間において、当該違反者が当該違反行為に係る有価証券等について自己の計算において行つた有価証券の買付け等の数量が、当該違反者が当該違反行為に係る有価証券等について自己の計算において行つた有価証券の売付け等の数量を超える場合 次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)

イ 当該違反行為が終了してから一月を経過するまでの間の各日における当該有価証券に係る有価証券の売付け等についての第六十七条の十九又は第百三十条に規定する最高の価格(当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定めるものをいい、当該違反行為が

終了した日にあつては、内閣府令で定める額とする。)のうち最も高い価格に当該超える数量を乗じて得た額

ロ 当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額

三 当該違反行為の開始時から当該違反行為の終了後一月を経過するまでの間に当該違反者が自己又は第五項各号に掲げる者の発行する当該違反行為に係る有価証券を有価証券発行勧誘等により取得させ、又は組織再編成(第二条の二第一項に規定する組織再編成をいう。以下この章において同じ。)により交付した場合 次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)

イ 当該違反行為が終了してから一月を経過するまでの間の各日における当該有価証券発行勧誘等により取得させ、又は組織再編成により交付した有価証券についての第六十七条の十九又は第百三十条に規定する最高の価格(当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定めるものをいい、当該違反行為が終了した日にあつては、内閣府令で定める額とする。)のうち最も高い価格に当該有価証券発行勧誘等により取得させ、又は組織再編成により交付した有価証券の数量を乗じて得た額

ロ 当該有価証券発行勧誘等により取得させ、又は組織再編成により交付した有価証券の違反行為の直前の価格として政令で定めるもの(以下この条において「違反行為の開始前の価格」という。)に当該有価証券発行勧誘等により取得させ、又は組織再編成により交付した有価証券の数量を乗じて得た額

行為の開始前の価格」という。)に当該有価証券発行勧誘等により取得させ、又は組織再編成により交付した有価証券の数量を乗じて得た額

四 違反者(金融商品取引業者等に限る。)

が、その行う金融商品取引業(登録金融機関業務を含む。)の顧客又は第四十二条第一項に規定する権利者(第五項各号に掲げる者を除く。)の計算において、当該違反行為の開始時から当該違反行為の終了後一月を経過するまでの間に有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等をした場合 当該有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等に係る手数料、報酬その他の対価の額として内閣府令で定める額

2 この条において「有価証券の売付け等」とは、有価証券の売付け、第二条第二十一項第二号に掲げる取引(現実数値が約定数値を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。)、同項第三号に掲げる取引(オプションを付与する立場の当事者となるものに限る。その他の政令で定める取引をいう。)

3 この条において「有価証券の買付け等」とは、有価証券の買付け、第二条第二十一項第二号に掲げる取引(現実数値が約定数値を上回つた場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。)、同項第三号に掲げる取引(オプションを取得する立場の当事者となるものに限る。その他の政令で定める取引をいう。)

4 第一項の「価額」とは、有価証券の売付け等

又は有価証券の買付け等の価格にそれぞれその数量を乗じて得た額をいう。

5 第一項の場合において、違反者が次の各号に掲げる者の計算において有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等をした場合には、当該有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等(当該各号に掲げる者が当該違反者と同じ違反行為をした場合にあっては、当該各号に掲げる者が自己の計算において行つた有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等と同一のものを除く。)を自己の計算においてしたものとみなして、前各項の規定を適用する。

一 違反者がその総株主等の議決権の過半数を保有している会社その他の違反者と密接な関係を有する者として内閣府令で定める者

二 違反者と生計を一にする者その他の違反者と特殊の関係にある者として内閣府令で定める者

6 違反者が、違反行為の開始時に自己又は前項各号に掲げる者(当該違反行為と同一の違反行為をした者を除く。以下この項において同じ。)の計算において当該違反行為に係る有価証券を有しないで当該有価証券の売付けをしている場合、現実数値が約定数値を上回つた場合に金銭を支払う第二十一条第二号に掲げる取引(当該違反行為に係る有価証券に係るものに限る。)を自己又は前項各号に掲げる者の計算において約定している場合その他の政令で定める場合には、第一項各号に

掲げる額の計算において、当該違反者が、違反行為の開始時に違反行為の開始前の価格で有価証券の売付け等を自己の計算においてしたものとみなす。

7 違反者が、違反行為の開始時に当該違反行為に係る有価証券を所有している場合、現実数値が約定数値を上回つた場合に金銭を受領する第二十一条第二号に掲げる取引(当該違反行為に係る有価証券に係るものに限る。)を自己又は第五項各号に掲げる者(当該違反行為と同一の違反行為をした者を除く。)の計算において約定している場合その他の政令で定める場合には、第一項各号に掲げる額の計算において、当該違反者が、違反行為の開始時に違反行為の開始前の価格で有価証券の買付け等を自己の計算においてしたものとみなす。

8 第一項各号に掲げる額は、銘柄ごとに計算する。

9 第二十一条第二号に掲げる取引が現実数値に基づき金銭の授受により決済された場合、同項第三号に掲げる取引に係るオプションが行使されずに消滅した場合その他これらに類するものとして政令で定める場合における第一項の課徴金の計算に關し必要な事項は、政令で定める。

10 第二項から前項までに規定するもののほか、第一項に規定する有価証券の売付け等の価額及び有価証券の買付け等の価額の計算に關し必要な事項その他同項の課徴金の計算に關し必要な事項は、政令で定める。

(取引の状況に關し他人に誤解を生じさせる目的をもつて有価証券の売買等をした者に対する課徴金納付命令)

第一百七十四条 第一百五十九条第一項の規定に違反する有価証券の売買、市場デリバティブ取引若しくは店頭デリバティブ取引又はこれらの取引の申込み若しくは委託等(以下この条において「違反行為」という。)をした者(以下この条において「違反者」という。)があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該違反者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(次の各号のうち二以上の号に掲げる場合に該当するときは、当該二以上の号に定める額の合計額)に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一 当該違反行為の開始時から終了時までの間(以下この条において「違反行為期間」という。)において、当該違反者が当該違反行為に係る有価証券等(有価証券若しくはオプション又はデリバティブ取引に係る金融商品(有価証券を除く。若しくは金融指標をいう。以下この条及び次条において同じ。))について自己の計算において行つた有価証券の売付け等の数量が、当該違反者が当該違反行為に係る有価証券等について自己の計算において行つた有価証券の買付け等の数量を超える場合、次のイに掲げる額が零を下回る場合には、零とする。イ 当該超える数量に係る有価証券の売付け等の価額

ロ 当該違反行為が終了してから一月を経過するまでの間の各日における当該有価証券等に係る有価証券の買付け等についての第六十七条の十九又は第三百三十条に規定する最低の価格(当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定めるものをいい、当該違反行為が終了した日にあつては、内閣府令で定める額とする。)のうち最も低い価格に当該超える数量を乗じて得た額

二 違反行為期間において、当該違反者が当該違反行為に係る有価証券等について自己の計算において行つた有価証券の買付け等の数量が、当該違反者が当該違反行為に係る有価証券等について自己の計算において行つた有価証券の売付け等の数量を超える場合、次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)

イ 当該違反行為が終了してから一月を経過するまでの間の各日における当該有価証券等に係る有価証券の売付け等についての第六十七条の十九又は第三百三十条に規定する最高の価格(当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定めるものをいい、当該違反行為が終了した日にあつては、内閣府令で定める額とする。)のうち最も高い価格に当該超える数量を乗じて得た額
ロ 当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額
三 当該違反行為の開始時から当該違反行為

の終了後一月を経過するまでの間に当該違反者が自己又は第五項各号に掲げる者の発行する当該違反行為に係る有価証券を有価証券発行勧誘等により取得させ、又は組織再編成により交付した場合、次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

イ 当該違反行為が終了してから一月を経過するまでの間の各日における当該有価証券発行勧誘等により取得させ、又は組織再編成により交付した有価証券についての第六十七条の十九又は第三百十条に規定する最高の価格（当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定めるものをいい、当該違反行為が終了した日にあつては、内閣府令で定める額とする。）のうち最も高い価格に当該有価証券発行勧誘等により取得させ、又は組織再編成により交付した有価証券の数量を乗じて得た額

ロ 当該有価証券発行勧誘等により取得させ、又は組織再編成により交付した有価証券の当該違反行為の開始時における価格に当該有価証券発行勧誘等により取得させ、又は組織再編成により交付した有価証券の数量を乗じて得た額

四 違反者（金融商品取引業者等に限る。）が、その行う金融商品取引業（登録金融機関業務を含む。）の顧客又は第四十二条第一項に規定する権利者（第五項各号に掲げる者を除く。）の計算において、当該違反行為

の開始時から当該違反行為の終了後一月を経過するまでの間に違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等をした場合、当該違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等に係る手数料、報酬その他の対価の額として内閣府令で定める額

2 この条において「有価証券の売付け等」とは、有価証券の売付け、第二条第二十一項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）、同項第三号に掲げる取引（オプションを付与する立場の当事者となるものに限る。）その他の政令で定める取引をいう。

3 この条において「有価証券の買付け等」とは、有価証券の買付け、第二条第二十一項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）、同項第三号に掲げる取引（オプションを取得する立場の当事者となるものに限る。）その他の政令で定める取引をいう。

4 第一項の「価額」とは、有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等の価格にそれぞれその数量を乗じて得た額をいう。

5 第一項の場合において、違反者が次の各号に掲げる者の計算において有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等をした場合には、当該有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等（当該各号に掲げる者が当該違反者と同じの違反行為をした場合にあつては、当該各

号に掲げる者が自己の計算において行つた有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等と同一のものを除く。）を自己の計算においてしたものとし、前各項の規定を適用する。

一 違反者がその総株主等の議決権の過半数を保有している会社その他の違反者と密接な関係を有する者として内閣府令で定める者

二 違反者と生計を一にする者その他の違反者と特殊の関係にある者として内閣府令で定める者

6 違反者が、違反行為の開始時に自己又は前項各号に掲げる者（当該違反行為と同一の違反行為をした者を除く。以下この項において同じ。）の計算において当該違反行為に係る有価証券を有しないので当該有価証券の売付けをしている場合、現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を支払う第二条第二十一項第二号に掲げる取引（当該違反行為に係る有価証券に係るものに限る。）を自己又は前項各号に掲げる者の計算において約定している場合その他の政令で定める場合には、第一項各号に掲げる額の計算において、当該違反者が、違反行為の開始時にその時における価格で有価証券の売付け等を自己の計算においてしたものとみなす。

7 違反者が、違反行為の開始時に当該違反行為に係る有価証券を所有している場合、現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を受領する第二条第二十一項第二号に掲げる取引（当該違反行為に係る有価証券に係るもの

に限る。）を自己又は第五項各号に掲げる者（当該違反行為と同一の違反行為をした者を除く。）の計算において約定している場合その他の政令で定める場合には、第一項各号に掲げる額の計算において、当該違反者が、違反行為の開始時にその時における価格で有価証券の買付け等を自己の計算においてしたものとみなす。

8 第一項各号に掲げる額は、銘柄ごとに計算する。

9 第二条第二十一項第二号に掲げる取引が現実数値に基づき金銭の授受により決済された場合、同項第三号に掲げる取引に係るオプションが行使されずに消滅した場合その他これらに類するものとして政令で定める場合における第一項の課徴金の計算に關し必要な事項は、政令で定める。

10 第二項から前項までに規定するもののほか、第一項に規定する有価証券の売付け等の価額及び有価証券の買付け等の価額の計算に關し必要な事項その他同項の課徴金の計算に關し必要な事項は、政令で定める。

（取引を誘引する目的をもつて一連の有価証券売買等をした者に対する課徴金納付命令）

第七百七十四条の二 第五百九十九条第二項第一号の規定に違反する一連の有価証券売買等（同項に規定する有価証券売買等をいう。）又はその申込み若しくは委託等（以下この条において「違反行為」という。）をした者（以下この条において「違反者」という。）があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当

該違反者に対し、次の各号に掲げる額の合計額(第十項及び第十一項において「合算対象額」という。)に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。 一 次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額 イ 自己の計算による有価証券の売付け等(当該違反行為に係る売買対当数量に係るものに限る。)の価額 ロ 自己の計算による有価証券の買付け等(当該違反行為に係る売買対当数量に係るものに限る。)の価額 二 次のイから二までに掲げる場合の区分に応じ、当該イから二までに定める額(次のイから二までのうち二以上に掲げる場合に該当するときは、当該二以上のイから二までに定める額の合計額) イ 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量が当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量を超える場合 次の(1)に掲げる額から次の(2)に掲げる額を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。) (1) 当該超える数量に係る有価証券の売付け等の価額 (2) 当該違反行為が終了してから一月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券等に係る有価証券の買付け等についての第六十七条の十九又は第三百三十条に規定する最低の価格(当該価格がない場合は、これ	
に相当するものとして内閣府令で定めるものをいい、当該違反行為が終了した日にあつては、内閣府令で定める額とする。)のうち最も低い価格に当該超える数量を乗じて得た額 ロ 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量が当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量を超える場合 次の(1)に掲げる額から次の(2)に掲げる額を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。) (1) 当該違反行為が終了してから一月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券等に係る有価証券の売付け等についての第六十七条の十九又は第三百三十条に規定する最高の価格(当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定める額とする。) (2) 当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額 ハ 当該違反行為の開始時から当該違反行為の終了後一月を経過するまでの間に当該違反者が自己又は第六項各号に掲げる者の発行する当該違反行為に係る有価証券を有価証券発行勧誘等により取得させ、又は組織再編成により交付した場合 次の(1)に掲げる額から次の(2)に掲げ	
る額を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。) (1) 当該違反行為が終了してから一月を経過するまでの間の各日における当該有価証券発行勧誘等により取得させ、又は組織再編成により交付した有価証券についての第六十七条の十九又は第三百三十条に規定する最高の価格(当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定めるものをいい、当該違反行為が終了した日にあつては、内閣府令で定める額とする。)のうち最も高い価格に当該有価証券発行勧誘等により取得させ、又は組織再編成により交付した有価証券の数量を乗じて得た額 (2) 当該有価証券発行勧誘等により取得させ、又は組織再編成により交付した有価証券の当該違反行為の開始時における価格に当該有価証券発行勧誘等により取得させ、又は組織再編成により交付した有価証券の数量を乗じて得た額 二 違反者(金融商品取引業者等に限る。)が、その行う金融商品取引業(登録金融機関業務を含む。)の顧客又は第四十二条第一項に規定する権利者(第六項各号に掲げる者を除く。)の計算において、当該違反行為の開始時から当該違反行為の終了後一月を経過するまでの間に違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等をした場合 当該違反行為	
又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等に係る手数料、報酬その他の対価の額として内閣府令で定める額 2 この条において「有価証券の売付け等」とは、有価証券の売付け、第二条第二十一項第二号に掲げる取引(現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。)、同項第三号に掲げる取引(オプションを付与する立場の当事者となるものに限る。) 3 この条において「有価証券の買付け等」とは、有価証券の買付け、第二条第二十一項第二号に掲げる取引(現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。)、同項第三号に掲げる取引(オプションを取得する立場の当事者となるものに限る。) 4 第一項第一号の「売買対当数量」とは、違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量と当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量のうちいずれか少ない数量をいう。 5 第一項の「価額」とは、有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等の価格にそれぞれその数量を乗じて得た額をいう。 6 第一項の場合において、違反者が次の各号に掲げる者の計算において違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等をした場合には、当該違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等(当	

官 報 (号 外)

該各号に掲げる者が当該違反者と同じ違反行為をした場合にあっては、当該各号に掲げる者が自己の計算において行つた違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等と同じものを除く。）を自己の計算においてしたもののみならず、前各項の規定を適用する。 一 違反者がその総株主等の議決権の過半数を保有している会社その他の違反者と密接な関係を有する者として内閣府令で定める者 二 違反者と生計を一にする者その他の違反者と特殊の関係にある者として内閣府令で定める者 7 違反者が、違反行為の開始時に自己又は前項各号に掲げる者（当該違反行為と同じ違反行為をした者を除く。以下この項において同じ。）の計算において当該違反行為に係る有価証券を有しないで当該有価証券の売付けをしている場合、現実数値が約定数値を上回つた場合に金銭を支払う第二十一条第二号に掲げる取引（当該違反行為に係る有価証券に係るものに限る。）を自己又は前項各号に掲げる者の計算において約定している場合その他の政令で定める場合には、第一項各号に掲げる額の計算において、当該違反者が、当該違反行為の開始時にその時における価格で当該違反行為に係る有価証券の売付け等を自己の計算においてしたもののみならず、	する第二十一条第二号に掲げる取引（当該違反行為に係る有価証券に係るものに限る。）を自己又は第六項各号に掲げる者（当該違反行為と同じ違反行為をした者を除く。）の計算において約定している場合その他の政令で定める場合には、第一項各号に掲げる額の計算において、当該違反者が、当該違反行為の開始時にその時における価格で当該違反行為に係る有価証券の買付け等を自己の計算においてしたもののみならず、 9 第一項各号に掲げる額は、銘柄ごとに計算する。 10 一の銘柄に係る第一項第一号に掲げる額につき控除しきれない額がある場合における合算対象額は、当該控除しきれない額を当該銘柄に係る同項第二号に掲げる額から控除した額とする。 11 違反行為に係る二以上の銘柄がある場合において、そのいずれかの銘柄につき前項の規定により控除してもなお控除しきれない額があるときは、当該控除しきれない額は、他の銘柄に係る合算対象額から控除する。 12 第二十一条第二号に掲げる取引が現実数値に基づき金銭の授受により決済された場合、同項第三号に掲げる取引に係るオプションが行使されずに消滅した場合その他これらに類するものとして政令で定める場合における第一項の課徴金の計算に關し必要な事項は、政令で定める。 13 第二項から前項までに規定するもののほか、第一項に規定する有価証券の売付け等の価額及び有価証券の買付け等の価額の計算に	關し必要な事項その他同項の課徴金の計算に關し必要な事項は、政令で定める。 （安定操作取引等の禁止に違反した者に対する課徴金納付命令） 第七十四条の三 第五十九条第三項の規定に違反する一連の有価証券売買等（同条第二項に規定する有価証券売買等をいう。）又はその申込み若しくは委託等（以下この条において「違反行為」という。）をした者（以下この条において「違反者」という。）があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該違反者に対し、次の各号に掲げる額の合計額（第十一項及び第十二項において「合算対象額」という。）に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。 一 次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額 イ 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の価額 ロ 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の価額 二 次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからニまでに定める額（次のイからニまでのうち二以上に掲げる場合に該当するときは、当該二以上のイからニまでに定める額の合計額） イ 当該違反行為の開始時における当該違反行為に係る上場金融商品等（第五十九条九条第二項第一号に規定する上場金融商品等をいう。以下この条において同じ。）又は店頭売買有価証券等（以下この条において同じ。）の当該違反者の売付け等数量が買付け等数量を超える場合	場合 次の(1)に掲げる額から次の(2)に掲げる額を控除した額に次の(3)に掲げる数量を乗じて得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。） (1) 当該上場金融商品等又は店頭売買有価証券に係る有価証券の買付け等の当該違反行為後の価格（当該違反行為が終了してから一月を経過するまでの間の平均価格として内閣府令で定めるところにより算出される額をいう。以下この項において同じ。） (2) 当該上場金融商品等又は店頭売買有価証券に係る有価証券の買付け等の当該違反行為中の価格（当該違反行為の開始時から終了時までの間の平均価格として内閣府令で定めるところにより算出される額をいう。以下この項において同じ。） (3) 当該超える数量 ロ 当該違反行為の開始時における当該違反行為に係る上場金融商品等又は店頭売買有価証券等（以下この条において同じ。）の当該違反者の買付け等数量が売付け等数量を超える場合 次の(1)に掲げる額から次の(2)に掲げる額を控除した額に次の(3)に掲げる数量を乗じて得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。） (1) 当該上場金融商品等又は店頭売買有価証券に係る有価証券の売付け等の当該違反行為中の価格 (2) 当該上場金融商品等又は店頭売買有
--	--	--	--

有価証券に係る有価証券の売付け等の当該違反行為後の価格 (3) 当該超える数量 ハ 当該違反行為の開始時から当該違反行為の終了後一月を経過するまでの間に当該違反者が自己又は特定関係者の発行する当該違反行為に係る有価証券を有価証券発行勧誘等により取得させ、又は組織再編成により交付した場合 次の(1)に掲げる額から次の(2)に掲げる額を控除した額に次の(3)に掲げる数量を乗じて得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。) (1) 当該有価証券発行勧誘等により取得させ、又は組織再編成により交付した有価証券の当該違反行為中の価格 (2) 当該有価証券発行勧誘等により取得させ、又は組織再編成により交付した有価証券の当該違反行為後の価格 (3) 当該有価証券発行勧誘等により取得させ、又は組織再編成により交付した有価証券の数量 二 違反者(金融商品取引業者等に限る。)が、その行う金融商品取引業(登録金融機関業務を含む。)の顧客又は第四十二条第一項に規定する権利者(特定関係者を除く。)の計算において、当該違反行為の開始時から当該違反行為の終了後一月を経過するまでの間に違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等をした場合 当該違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け	等に係る手数料、報酬その他の対価の額として内閣府令で定める額 2 この条において「有価証券の売付け等」とは、有価証券の売付け、第二十一条第二号に掲げる取引(現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。)、同項第三号に掲げる取引(オプションを付与する立場の当事者となるものに限る。)その他の政令で定める取引をいう。 3 この条において「有価証券の買付け等」とは、有価証券の買付け、第二十一条第二号に掲げる取引(現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。)、同項第三号に掲げる取引(オプションを取得する立場の当事者となるものに限る。)その他の政令で定める取引をいう。 4 第一項第一号の「価額」とは、有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等の価格にそれぞれその数量を乗じて得た額をいう。 5 この条において「売付け等数量」とは、違反者が自己若しくは特定関係者の計算において有価証券を有しない状態で当該有価証券の売付けをしている場合その他の政令で定める取引をしている場合における当該取引に係る有価証券の数量又は違反者が自己若しくは特定関係者の計算において約定している第二十一条第二号に掲げる取引(現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。)その他の政令で定める取引の数量として政令で定めるところにより算	定する数量をいう。 6 この条において「買付け等数量」とは、違反者若しくは特定関係者が所有している有価証券その他これに準ずる有価証券として政令で定めるものの数量又は違反者が自己若しくは特定関係者の計算において約定している第二十一条第二号に掲げる取引(現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。)その他の政令で定める取引の数量として政令で定めるところにより算定する数量をいう。 7 この条において「特定関係者」とは、次に掲げる者をいう。 一 違反者がその総株主等の議決権の過半数を保有している会社その他の違反者と密接な関係を有する者として内閣府令で定める者 二 違反者と生計を一にする者その他の違反者と特殊の関係にある者として内閣府令で定める者 8 特定関係者が違反者と同一の違反行為をした場合には、当該違反行為の開始時において当該違反行為に係る上場金融商品等又は店頭売買有価証券について、特定関係者が自己の計算において有価証券を有しない状態で当該有価証券の売付けをしている場合その他の政令で定める取引をしている場合における当該取引に係る有価証券の数量又は特定関係者が自己の計算において約定している第二十一条第二号に掲げる取引(現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。)その他の政令で定める取	引の数量として政令で定めるところにより算定する数量については、売付け等数量から除くものとする。 9 特定関係者が違反者と同一の違反行為をした場合には、当該違反行為の開始時において当該違反行為に係る上場金融商品等又は店頭売買有価証券について、特定関係者が所有している有価証券その他これに準ずる有価証券として政令で定めるものの数量又は特定関係者が自己の計算において約定している第二十一条第二号に掲げる取引(現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。)その他の政令で定める取引の数量として政令で定めるところにより算定する数量については、買付け等数量から除くものとする。 10 第一項各号に掲げる額は、銘柄ごとに計算する。 11 一の銘柄に係る第一項第一号に掲げる額につき控除しきれない額がある場合における合算対象額は、当該控除しきれない額を当該銘柄に係る同項第二号に掲げる額から控除した額とする。 12 違反行為に係る二以上の銘柄がある場合において、そのいずれかの銘柄につき前項の規定により控除してもなお控除しきれない額があるときは、当該控除しきれない額は、他の銘柄に係る合算対象額から控除する。 13 第二十一条第二号に掲げる取引が現実数値に基づき金銭の授受により決済された場合、同項第三号に掲げる取引に係るオプションが行使されずに消滅した場合その他こ
---	--	---	--

官 報 (号 外)

れらに類するものとして政令で定める場合における第一項の課徴金の計算に關し必要な事項は、政令で定める。

14 第二項から前項までに規定するもののほか、第一項第一号に規定する有価証券の売付け等の価額及び有価証券の買付け等の価額の計算に關し必要な事項その他同項の課徴金の計算に關し必要な事項は、政令で定める。

第七百七十五条第一項中「自己の計算において同条第一項」を「同条第一項」に改め、「定める額」の下に「(次の各号のうち二以上の号に掲げる場合に該当するときは、当該二以上の号に定める額の合計額)を加え、同項第一号中「日前六月以内」を「日前六月以内」に改め、「行われたもの」の下に「(当該公表がされた日については、当該公表がされた後に行われたものを除く。)」を加え、同号口中「における」を「二週間に

三 第六百六十六条第一項に規定する売買等をした者(金融商品取引業者等に限る。)が、その行う金融商品取引業(登録金融機関業務を含む。)の顧客又は第四十二条第一項に規定する権利者(第十項各号に掲げる者を除く。)の計算において、当該売買等をした場合 当該売買等に係る手数料、報酬その他の対価の額として内閣府令で定める額

第七百七十五条第二項中「自己の計算において同条第一項」を「同条第一項」に改め、「定める額」の下に「(次の各号のうち二以上の号に掲げる場合に該当するときは、当該二以上の号に定める額の合計額)を加え、同項第一号中「日前六月以内」を「日前六月以内」に改め、「行われたもの」の下に「(当該公表がされた日については、当該公表がされた後に行われたものを除く。)」を加え、同号口中「における」を「二週間に

三 第六百七十七条第一項に規定する特定株券等若しくは関連株券等に係る買付け等又は同項に規定する株券等に係る売付け等をした者(金融商品取引業者等に限る。)が、その行う金融商品取引業(登録金融機関業務を含む。)の顧客又は第四十二条第一項に規定する権利者(第十項各号に掲げる者を除く。)の計算において、当該買付け等又は売付け等をした場合 当該買付け等又は売付け等に係る手数料、報酬その他の対価の額として内閣府令で定める額

第七百七十五条第五項中「第一項」を「第一項第一号」に、「における価格」を「二週間における最も低い価格」に、「日の翌日」を「時から二週間を経過するまでの間の各日」に、「最終」を「最低」に、「もの」を「ものをいい、当該重要事

実の公表がされた日にあつては、内閣府令で定める額とする。)のうち最も低い価格」に改め、同条第八項中「第六項まで」を「第八項まで及び前二項」に、「前項」を「第九項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第七項中「第一項」を「第二項(第三号を除く。)」に、「同項各号中」を「同項第一号及び第二号中」に改め、同項を同条第九項とし、同項の次に次の二項を加える。

10 第一項の場合において、次の各号に掲げる者の計算において第六百六十六条第一項に規定する売買等をした者は、自己の計算において当該売買等(当該各号に掲げる者が同条第一項又は第三項の規定に違反して、自己の計算において同条第一項に規定する売買等をした場合にあつては、当該売買等と同一のものを除く。)をしたものとみなして、第一項の規定を適用する。

一 当該売買等をした者がその総株主等の議決権の過半数を保有している会社その他の当該者と密接な関係を有する者として内閣府令で定める者

二 当該売買等をした者と生計を一にする者その他の当該売買等をした者と特殊の関係にある者として内閣府令で定める者

11 第二項の場合において、次の各号に掲げる者の計算において第六百六十七条第一項に規定する特定株券等若しくは関連株券等に係る買付け等又は同項に規定する株券等に係る売付け等をした者は、自己の計算において当該買付け等又は売付け等(当該各号に掲げる者が同条第一項又は第三項の規定に違反して、自己の計算において同条第一項に規定する特定

株券等若しくは関連株券等に係る買付け等又は同項に規定する株券等に係る売付け等をした場合にあつては、当該買付け等又は売付け等と同一のものを除く。)をしたものとみなして、第二項の規定を適用する。

一 当該買付け等又は売付け等をした者がその総株主等の議決権の過半数を保有している会社その他の当該者と密接な関係を有する者として内閣府令で定める者

二 当該買付け等又は売付け等をした者と生計を一にする者その他の当該買付け等又は売付け等をした者と特殊の関係にある者として内閣府令で定める者

第七百七十五条第六項中「第二項」を「第二項第一号」に、「における価格」を「二週間における最も低い価格」に、「日の翌日」を「時から二週間を経過するまでの間の各日」に、「最終」を「最低」に、「もの」を「ものをいい、当該事実の公表がされた日にあつては、内閣府令で定める額とする。)のうち最も低い価格」に改め、同項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8 第二項第二号イの「公開買付け等の実施に關する事実又は公開買付け等の中止に關する事実の公表がされた後二週間における最も高い価格」とは、第六百六十七条第一項に規定する公開買付け等の実施に關する事実又は公開買付け等の中止に關する事実の公表がされた時から二週間を経過するまでの間の各日における第六百六十七条の十九又は第三百三十条に規定する最高の価格(当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定めるも

のをいい、当該事実の公表がされた日にあつては、内閣府令で定める額とする。)のうち最も高い価格をいう。

第百七十五条第五項の次に次の一項を加える。

6 第一項第二号イの「業務等に関する重要事実の公表がされた後二週間における最も高い価格」とは、第百六十六条第一項に規定する業務等に関する重要事実の公表がされた時から二週間を経過するまでの間の各日における第六十七条の十九又は第百三十条に規定する最高の価格(当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定めるものをいい、当該重要事実の公表がされた日にあつては、内閣府令で定める額とする。)のうち最も高い価格をいう。

第百七十六条第四項中「第百七十二条第一項若しくは第四項に規定する発行者、第百七十二条の二第一項若しくは第二項に規定する発行者、第百七十三条第一項に規定する者を「第百七十二条各項に規定する者、第百七十二条の二第一項、第四項若しくは第六項に規定する発行者、第百七十二条の三各項に規定する発行者、第百七十二条の四第一項から第三項までに規定する発行者、第百七十二条の五に規定する者、第百七十二条の六各項に規定する者、第百七十二条の七に規定する者、第百七十二条の八に規定する者、第百七十二条の九に規定する者、第百七十二条の十第一項に規定する発行者、第百七十二条の十一第一項に規定する発行者、第百七十三条第一項に規定する違反者」に、「前条第一項」を「第百七十四条の二第一項に規定する違反者、第百七十四条の三第一項に規定する違反者、前条第一項」に、「同条第七項」を「同条第九項」に改める。

第百七十七条中「第百七十四条第一項」の下に「第百七十四条の二第一項、第百七十四条の三第一項」を加え、「同条第七項」を「同条第九項」に改める。

第百七十八条を次のように改める。

(審判手続開始の決定)

第百七十八条 内閣総理大臣は、次に掲げる事実のいずれかがあると認めるときは、当該事実に係る事件について審判手続開始の決定をしなければならない。

一 第百七十二条第一項、第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)又は第三項に該当する事実

二 第百七十二条の二第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)、第二項同条第五項において準用する場合を含む。)又は第六項に該当する事実

三 第百七十二条の三各項に該当する事実

四 第百七十二条の四第一項又は第二項同条第三項において準用する場合を含む。)に該当する事実

五 第百七十二条の五に該当する事実

六 第百七十二条の六第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)に該当する事実

七 第百七十二条の七に該当する事実

八 第百七十二条の八に該当する事実

九 第百七十二条の九に該当する事実

十 第百七十二条の十各項に該当する事実

反者、第百七十四条の三第一項に規定する違反者、前条第一項」に、「同条第七項」を「同条第九項」に改める。

第百七十七条中「第百七十四条第一項」の下に「第百七十四条の二第一項、第百七十四条の三第一項」を加え、「同条第七項」を「同条第九項」に改める。

第百七十八条を次のように改める。

(審判手続開始の決定)

第百七十八条 内閣総理大臣は、次に掲げる事実のいずれかがあると認めるときは、当該事実に係る事件について審判手続開始の決定をしなければならない。

一 第百七十二条第一項、第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)又は第三項に該当する事実

二 第百七十二条の二第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)、第二項同条第五項において準用する場合を含む。)又は第六項に該当する事実

三 第百七十二条の三各項に該当する事実

四 第百七十二条の四第一項又は第二項同条第三項において準用する場合を含む。)に該当する事実

五 第百七十二条の五に該当する事実

六 第百七十二条の六第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)に該当する事実

七 第百七十二条の七に該当する事実

八 第百七十二条の八に該当する事実

九 第百七十二条の九に該当する事実

十 第百七十二条の十各項に該当する事実

十一 第百七十二条の十一第一項に該当する事実

十二 第百七十三条第一項に該当する事実

十三 第百七十四条第一項に該当する事実

十四 第百七十四条の二第一項に該当する事実

十五 第百七十四条の三第一項に該当する事実

十六 第百七十五条第一項(同条第九項において準用する場合を含む。)又は第二項に該当する事実

十七 第百七十五条第二項(同条第二十七條において準用する場合を含む。)の規定に違反して、目論見書を交付しないで売出しにより有価証券を売り付けた日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該売り付けた有価証券に係る第一項第一号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

2 内閣総理大臣は、審判手続開始の決定をした場合においては、当該決定に係る前項各号に掲げる事実が当該各号のうち他の号に掲げる事実にも該当することを理由として、審判手続開始の決定をすることができない。

3 第四条第一項の規定による届出を必要とする有価証券の募集若しくは売出し、同条第二項の規定による届出を必要とする適格機関投資家取得有価証券一般勧誘又は同条第三項の規定による届出を必要とする特定投資家等取得有価証券一般勧誘を開始した日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該募集若しくは売出し、適格機関投資家取得有価証券一般勧誘又は特定投資家等取得有価証券一般勧誘に係る第一項第一号に掲げる事実(第百七十二条第一項に該当する事実に限る。)について、審判手続開始の決定をすることができない。

4 第十五条第一項(第二十七條において準用する場合を含む。)の規定に違反して、同項に規定する有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けた日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該取得させ、又は売り付けた有価証券に係る第一項第一号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

7 重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている第百七十二条の二第三項に規定する発行開示書類を提出した日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該発行開示書類に係る第一項第二号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

8 第百七十二条の二第四項に規定する重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき同項に規定する重要な事項の記載が欠けている目論見書に係る売出しを開始した日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該

得させ、又は売り付けた日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該取得させ、又は売り付けた有価証券に係る第一項第一号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

得させ、又は売り付けた日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該取得させ、又は売り付けた有価証券に係る第一項第一号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

5 第十五条第二項(第二十七條において準用する場合を含む。)の規定に違反して、目論見書を交付しないで売出しにより有価証券を売り付けた日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該売り付けた有価証券に係る第一項第一号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

6 第二十三条の八第一項(第二十七條において準用する場合を含む。)の規定に違反して、同項に規定する有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けた日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該取得させ、又は売り付けた有価証券に係る第一項第一号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

7 重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている第百七十二条の二第三項に規定する発行開示書類を提出した日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該発行開示書類に係る第一項第二号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

8 第百七十二条の二第四項に規定する重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき同項に規定する重要な事項の記載が欠けている目論見書に係る売出しを開始した日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該

得させ、又は売り付けた日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該取得させ、又は売り付けた有価証券に係る第一項第一号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

7 重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている第百七十二条の二第三項に規定する発行開示書類を提出した日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該発行開示書類に係る第一項第二号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

8 第百七十二条の二第四項に規定する重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき同項に規定する重要な事項の記載が欠けている目論見書に係る売出しを開始した日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該

得させ、又は売り付けた日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該取得させ、又は売り付けた有価証券に係る第一項第一号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

該目論見書に係る第一項第二号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

9 発行開示訂正書類を提出しないで募集又は売出しにより有価証券を取得させ、又は売り付けた日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該発行開示訂正書類に係る第一項第二号に掲げる事実(第百七十二條の二第六項に該当する事実に限る。)について、審判手続開始の決定をすることができない。

10 有価証券報告書又は四半期・半期報告書のそれぞれの提出期限(第二十四條第三項(同條第五項において準用し、及びこれらの規定を第二十七條において準用する場合を含む。))の規定による有価証券報告書にあつては当該有価証券報告書を提出しなければならない事由が生じた日)から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該有価証券報告書又は四半期・半期報告書に係る第一項第三号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

11 重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている有価証券報告書等又は四半期・半期・臨時報告書等のそれぞれを提出した日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該有価証券報告書等又は四半期・半期・臨時報告書等に係る第一項第四号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

12 臨時報告書を提出しなければならない事由が生じた日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該臨時報告書に係る第一項第

四号に掲げる事実(第百七十二條の四第三項において準用する同條第二項に該当する事実に限る。)について審判手続開始の決定をすることができない。

13 第二十七條の三第一項(第二十七條の二の二第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、公開買付開始公告を行わないで株券等又は上場株券等の買付け等が行われた日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該買付け等に係る第一項第五号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

14 重要な事項につき虚偽の表示があり、又は表示すべき重要な事項の表示が欠けている公開買付開始公告等を行った日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該公開買付開始公告等に係る第一項第六号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

15 重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている公開買付届出書等を提出した日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該公開買付届出書等に係る第一項第六号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

16 公開買付訂正届出書等の提出期限(第二十七條の八第二項(第二十七條の二十二の二第二項において準用する場合を含む。))の規定による訂正届出書又は第二十七條の十第十二項において準用する第二十七條の八第二項の規定による訂正報告書にあつては、これらの書

類のそれぞれを提出しなければならない事由が生じた日)から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該公開買付訂正届出書等に係る第一項第六号に掲げる事実(第百七十二條の六第二項において準用する同條第一項に該当する事実に限る。)について、審判手続開始の決定をすることができない。

17 大量保有・変更報告書の提出期限から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該大量保有・変更報告書に係る第一項第七号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

18 重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている大量保有・変更報告書等を提出した日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該大量保有・変更報告書等に係る第一項第八号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

19 特定勧誘等を開始した日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該特定勧誘等に係る第一項第九号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

20 虚偽等のある特定証券等情報を提供し、又は公表した日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該虚偽等のある特定証券等情報に係る第一項第十号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

21 虚偽等のある発行者等情報を提供し、又は公表した日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該虚偽等のある発行者等情報

に係る第一項第十一号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

22 第百七十三條第一項に規定する違反行為が終了した日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該違反行為に係る第一項第十二号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

23 第百七十四條第一項に規定する違反行為が終了した日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該違反行為に係る第一項第十三号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

24 第百七十四條の二第二項に規定する違反行為が終了した日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該違反行為に係る第一項第十四号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

25 第百七十四條の三第一項に規定する違反行為が終了した日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該違反行為に係る第一項第十五号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

26 第百六十六條第一項に規定する売買等が行われた日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該売買等に係る第一項第十六号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

27 第百六十七條第一項に規定する特定株券等若しくは関連株券等に係る買付け等又は同項に規定する株券等に係る売付け等が行われた日から五年を経過したときは、内閣総理大臣

は、当該買付け等又は売付け等に係る第一項第十六号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

第百八十条第一項中「第百八十五条の七第七項」を「第百八十五条の七第十七項」に改める。

第百八十五条の七を次のように改める。

(課徴金の納付命令の決定等)

第百八十五条の七 内閣総理大臣は、審判手続を経た後、第百七十八号第一項各号に掲げる事実のいずれかがあると認めるときは、この条に別段の定めがある場合を除き、被審人に對し、第百七十二号第一項、第二項、同条第四項において準用する場合を含む。若しくは第三項、第百七十二号の二第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)、第二項(同条第五項において準用する場合を含む。))若しくは第六項、第百七十二号の三第一項若しくは第二項、第百七十二号の四第一項若しくは第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)、第百七十二号の五、第百七十二号の六第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第百七十二号の七から第百七十二号の九まで、第百七十二号の十第一項若しくは第二項、第百七十二号の十一第一項、第百七十三号第一項、第百七十四号第一項、第百七十四号の二第一項、第百七十四号の三第一項又は第百七十五号第一項(同条第九項において準用する場合を含む。))若しくは第二項の規定による課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。

2 内閣総理大臣は、同一の募集又は売出しについて第百七十二号第一項に該当する事実及

び同条第二項に該当する事実のそれぞれについて前項の決定(第百七十八号第一項第一号に係るものに限る。))をしなければならないときは、第百七十二号第一項又は第二項の規定による額に代えて、同条第一項の規定により算出した額をそれぞれの決定に係る事実について同条第一項又は第二項の規定により算出した額に應じて按分して得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。

3 内閣総理大臣は、第百七十二号第一項及び第二項のいずれにも該当する募集又は売出しについて既に第一項(第百七十八号第一項第一号に掲げる事実があると認める場合に限る。以下この項において同じ。)、前項又は第十三項(同号に掲げる事実があると認める場合に限る。))の規定により決定をしているときは、当該募集又は売出しについて前二項の規定により新たな決定をすることができない。

4 内閣総理大臣は、同一の記載対象事業年度に係る二以上の継続開示書類(有価証券報告書又は四半期・半期報告書をいう。次項において同じ。))の提出について第一項の決定(第百七十八号第一項第三号に係るものに限る。))をしなければならないときは、第百七十二号の三第一項又は第二項の規定による額に代えて、同条第一項の規定により算出した額を個別決定ごとの算出額(それぞれの決定に係る事実について同条第一項又は第二項の規定により算出した額をいう。次項において同じ。))に應じて按分して得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定を

しなければならない。

5 内閣総理大臣は、第一項(第百七十八号第一項第三号に掲げる事実があると認める場合に限る。以下この項において同じ。))又は前項の決定をしなければならない場合において、既に第一項、前項、この項又は第十三項(同号に掲げる事実があると認める場合に限る。以下この項において同じ。))の規定によりなされた一以上の決定(以下この項において「既定」という。))に係る継続開示書類と同一の記載対象事業年度に係る継続開示書類について一以上の決定(以下この項において「新決定」という。))をしなければならないときは、当該新決定について、第百七十二号の三第一項若しくは第二項又は前項の規定による額に代えて、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額を内閣府令で定めるところによりそれぞれの新決定に係る事実について個別決定ごとの算出額に應じて按分して得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。ただし、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超えないときは、同条第一項若しくは第二項又は前項の規定による課徴金の納付を命ずることができない。

一 第百七十二号の三第一項の規定により算出した額

二 当該既定に係る第百七十二号の三第一項若しくは第二項又は前項、この項若しくは第十三項の規定による課徴金の額を合計した額

6 内閣総理大臣は、同一の記載対象事業年度

に係る二以上の継続開示書類等(有価証券報告書等又は四半期・半期・臨時報告書等をいい、これらの書類に係る虚偽の記載を訂正し、又は記載すべき重要な事項の不備を補正する第二十四条の二第一項、第二十四条の四の七第四項及び第二十四条の五第五項(これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。))において準用する第七号、第九号第一項又は第十号第一項の規定による訂正報告書を除く。次項において同じ。))について第一項の決定(第百七十八号第一項第四号に係るものに限る。))をしなければならない場合において、それぞれの決定に係る事実について第百七十二号の四第一項又は第二項(同条第三項において準用する場合を含む。))の規定により算出した額(以下この項、次項及び第十四項(同号に掲げる事実があると認める場合に限る。))において「個別決定ごとの算出額」という。))を合計した額が次の各号に掲げる額のいずれか高い額を超えるときは、第百七十二号の四第一項又は第二項(同条第三項において準用する場合を含む。))の規定による額に代えて、当該高い額を内閣府令で定めるところにより当該個別決定ごとの算出額に應じて按分して得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。

二 それぞれの四半期・半期・臨時報告書等

7 内閣総理大臣は、第一項(第百七十八条第一項第四号に掲げる事実があると認める場合に限る。以下この項において同じ。)又は前項の決定をしなければならない場合において、既に第一項、前項、この項、第十二項(同号に掲げる事実があると認める場合に限る。以下この項において同じ。)第十三項(同号に掲げる事実があると認める場合に限る。以下この項において同じ。)又は第十四項(同号に掲げる事実があると認める場合に限る。以下この項において同じ。)の規定によりなされた一以上の決定(以下この項において「既決定」という。)に係る継続開示書類等と同一の記載対象事業年度に係る継続開示書類等について一以上の決定(以下この項において「新決定」という。)をしなければならないときは、当該新決定について、第百七十二条の四第一項若しくは第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)又は前項の規定による額に代えて、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額を内閣府令で定めるところによりそれぞれの新決定に係る事実について個別決定ごとの算出額に応じて按分して得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。ただし、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超えないときは、同条第一項若しくは第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)	又は前項の規定による課徴金の納付を命ずることができない。 一 それぞれの既決定及び新決定に係る事実について個別決定ごとの算出額を合計した額(その額が次のイ又はロに掲げる額のいずれか高い額を超えるときは、当該高い額) イ それぞれの有価証券報告書等についての当該既決定又は当該新決定に係る事実について第百七十二条の四第一項の規定により算出した額のうち最も高い額 ロ それぞれの四半期・半期・臨時報告書等についての当該既決定又は当該新決定に係る事実について第百七十二条の四第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定により算出した額に二を乗じて得た額のうち最も高い額 二 当該既決定に係る第百七十二条の四第一項若しくは第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)又は前項、この項若しくは第十二項から第十四項までの規定による課徴金の額を合計した額 8 内閣総理大臣は、同一の公開買付けに係る二以上の公開買付書類等(公開買付開始公告等又は公開買付届出書等をいう。次項において同じ。)について第一項の決定(第百七十八条第一項第六号に係るものに限る。)をしなければならないときは、第百七十二条の六第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定による額に代えて、同条第一項の規定により算出した額をそれぞれの決定に係る事実について同項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定により算出した額
9 内閣総理大臣は、公開買付書類等について既に第一項(第百七十八条第一項第六号に掲げる事実があると認める場合に限る。以下この項において同じ。)、前項又は第十三項(同号に掲げる事実があると認める場合に限る。以下この項において同じ。)の規定により決定をしているときは、当該公開買付書類等と同一の公開買付けに係る公開買付書類等について第一項又は前項の規定により新たな決定をすることができない。 10 内閣総理大臣は、同一の記載対象事業年度に係る二以上の発行者等情報(発行者等情報に係る虚偽の情報を訂正し、又は提供し、若しくは公表すべき重要な事項に関する情報の不備を補正する訂正発行者情報を除く。次項において同じ。)について第一項の決定(第百七十八条第一項第十一号に係るものに限る。)をしなければならないときは、第百七十二条の十一第一項の規定による額に代えて、それぞれの決定に係る事実について同項の規定により算出した額(以下この項、次項及び第十四項(同号に掲げる事実があると認める場合に限る。以下この項において「個別決定」との算出額)という。)のうち最も高い額を内閣府令で定めるところにより当該個別決定ごとの算出額に応じて按分して得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。 11 内閣総理大臣は、第一項(第百七十八条第一項第十一号に掲げる事実があると認める場合に限る。以下この項において同じ。)又は前	に於いて按分して得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。 12 内閣総理大臣は、第一項(第百七十八条第一項第二号に掲げる事実のうち第百七十二条の項の決定をしなければならない場合において、既に第一項、前項、この項、次項(同号に掲げる事実があると認める場合に限る。以下この項において同じ。)、第十三項(同号に掲げる事実があると認める場合に限る。以下この項において同じ。))又は第十四項(同号に掲げる事実があると認める場合に限る。以下この項において同じ。))の規定によりなされた一以上の決定(以下この項において「既決定」という。)に係る発行者等情報と同一の記載対象事業年度に係る発行者等情報について一以上の決定(以下この項において「新決定」という。)をしなければならないときは、当該新決定について、第百七十二条の十一第一項又は前項の規定による額に代えて、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額を内閣府令で定めるところによりそれぞれの新決定に係る事実について個別決定ごとの算出額に応じて按分して得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。ただし、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超えないときは、同条第一項又は前項の規定による課徴金の納付を命ずることができない。 一 それぞれの既決定及び新決定に係る事実について個別決定ごとの算出額のうち最も高い額 二 当該既決定に係る第百七十二条の十一第一項又は前項、この項若しくは次項から第十四項までの規定による課徴金の額を合計した額 内閣総理大臣は、第一項(第百七十八条第一項第二号に掲げる事実のうち第百七十二条

の二第二項(同条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)に該当する事実、第百七十八条第一項第四号に掲げる事実のうち第百七十二条の四第一項若しくは第二項に該当する事実、第百七十八条第一項第七号に掲げる事実、同項第十号に掲げる事実のうち第百七十二条の十第一項に該当する事実、第百七十八条第一項第十一号に掲げる事実又は同項第十六号に掲げる事実のうち第百七十五条第一項(同条第九項において準用する場合を含む。)に該当する事実があると認める場合に限る。以下この項において同じ。)、第六項、第七項又は前二項の決定をしなければならない場合(同号に掲げる事実のうち同条第一項(同条第九項において準用する場合を含む。)に該当する事実があると認める場合にあつては、当該事実に係る第百六十

六条第一項に規定する売買等が、第百七十五条第九項に規定する上場会社等による会社法第百五十六条第一項(同法第百六十三条及び第百六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定による自己の株式の取得である場合その他これに準ずる場合として内閣府令で定める場合に限る。)において、次の表の第一欄に掲げる者が、同表の第二欄に掲げる規定に該当する事実について同表の第三欄に掲げる処分が行われる前に、当該事実を内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣に報告しているときは、同表の第四欄に掲げる額に代えて、当該額に百分の五十を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
第百七十二条の二第二項に規定する発行者	第百七十二条の二第二項	第二十六条第二十七條において準用する場合を含む。(の)の規定による報告若しくは資料の提出の命令又は帳簿書類その他の物件の検査のいずれか	第百七十二条の二第二項の規定による額(二以上の発行開示書類(同条第三項に規定する発行開示書類をいう。以下この項において同じ。))の提出又は目論見書に係る売出しについて第一項の決定をしなければならない場合には、当該発行開示書類の提出又は目論見書に係る売出しのうち当該提出又は当該売出しの開始が最も遅いものに係る額に限る。)

第百七十二条の四第一項又は第二項に規定する発行者	第百七十二条の四第一項又は第二項	第二十六条(第二十七條において準用する場合を含む。)(の)の規定による報告若しくは資料の提出の命令又は帳簿書類その他の物件の検査のいずれか	第百七十二条の四第一項若しくは第二項又は本条第六項若しくは第七項の規定による額(二以上の有価証券報告書等又は四半期・半期・臨時報告書等の提出について第一項、第六項又は第七項の決定をしなければならない場合には、当該有価証券報告書等又は四半期・半期・臨時報告書等の提出のうち最も遅いものに係る額に限る。)
第百七十二条の七に規定する者	第百七十二条の七	第二十七條の三十一項の規定による報告若しくは資料の提出の命令又は帳簿書類その他の物件の検査のいずれか	第百七十二条の七の規定による額(二以上の大量保有・変更報告書について第一項の決定をしなければならない場合には、当該大量保有・変更報告書のうちその提出期限が最も遅いものに係る額に限る。)
第百七十二条の十第一項に規定する発行者	第百七十二条の十第一項	第二十七條の三十五の規定による報告若しくは資料の提出の命令又は帳簿書類その他の物件の検査のいずれか	第百七十二条の十第一項の規定による額(二以上の特定証券等情報の提供又は公表について第一項の決定をしなければならない場合には、当該提供又は公表のうち最も遅いものに係る額に限る。)
第百七十二条の十一第一項に規定する発行者	第百七十二条の十一第一項	第二十七條の三十五の規定による報告若しくは資料の提出の命令又は帳簿書類その他の物件の検査のいずれか	第百七十二条の十一第一項又は前二項の規定による額(二以上の発行者等情報の提供又は公表について第一項又は前二項の決定をしなければならない場合には、当該提供又は公表のうち最も遅いものに係る額に限る。)

第百七十五条 第一項に規定する者又は同条第九項に規定する上場会社等	第百七十五条 第一項(同条第九項において準用する場合を含む。)	第百七十七条各号に掲げる項において準用する場合を含む。の規定による額(二以上の第百六十六条第一項に規定する売買等について第一項の決定をしなければならぬ場合には、当該売買等のうち最も遅いものに係る額に限る。)
--------------------------------------	------------------------------------	---

13

内閣総理大臣は、第一項、第二項、第四項から第八項まで又は前三項の規定により決定をしなければならぬ場合において、当該決定を受けるべき次の表の上欄に掲げる者が、同表の中欄に掲げる日からさかのぼり五年以内に、第百八十五条の十五第一項に規定する課徴金納付命令(当該課徴金納付命令に係る第百八十五条の十八第一項の訴えの提起があつたときは、当該訴えに係る裁判が確定している場合に限る。)(又は第十六項に規定する決定(第三項、第五項ただし書、第七項ただし書、第九項、第十一項ただし書、次項ただし書又は第十五項ただし書に該当する旨の決定に限る。))を受けたことがあるときは、同表の下欄に掲げる規定による額に代えて、当該額の一・五倍に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。

第百七十二条第一項に規定する者	第四条第一項の規定による届出を必要とする有価証券の募集若しくは売出し、同条第二項の規定による届出を必要とする適格機関投資家取得有価証券一般勧誘又は同条第三項の規定による届出を必要とする特定投資家等取得有価証券一般勧誘を開始した日	第百七十二条第一項又は本条第二項
第百七十二条第二項に規定する発行者又は同項に規定する者	第十五条第一項(第二十七条において準用する場合を含む。)(の規定に違反して、同項に規定する有価証券を募集又は第百七十二条第二項に規定する売出しにより取得させ、又は売り付けた日	第百七十二条第二項又は本条第二項

第百七十二条第三項に規定する者	第十五条第二項(第二十七条において準用する場合を含む。)(の規定に違反して、目論見書を交付しないで第百七十二条第三項に規定する売出しにより有価証券を売り付けた日	第百七十二条第三項
第百七十二条第四項に規定する発行者又は同項に規定する者	第二十三条の八第一項(第二十七条において準用する場合を含む。)(の規定に違反して、同項に規定する有価証券を募集又は第百七十二条第二項に規定する売出しにより取得させ、又は売り付けた日	第百七十二条第四項において準用する同条第二項
第百七十二条の二第一項に規定する発行者又はその同条第二項に規定する役員等	重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている第百七十二条の二第三項に規定する発行開示書類を提出した日	第百七十二条の二第一項若しくは第二項又は前項(第百七十八条第一項第二号に掲げる事実のうち第百七十二条の二第一項に該当する事実があることを認める場合に限る。)
第百七十二条の二第四項に規定する発行者又はその同条第二項に規定する役員等	第百七十二条の二第四項に規定する重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき同項に規定する重要な事項の記載が欠けている目論見書に係る第百七十二条第三項に規定する売出しを開始した日	第百七十二条の二第四項において準用する同条第一項に該当する事実があると認める場合に限る。)

第百七十二条の二第六項に規定する発行者	発行開示訂正書類を提出しないで募集又は第百七十二条第二項に規定する売出しにより有価証券を取得させ、又は売り付けた日	第百七十二条の二第六項
第百七十二条の三各項に規定する発行者	有価証券報告書又は四半期・半期報告書のそれぞれの提出期限(第二十四条第三項(同条第五項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。))の規定による有価証券報告書にあつては当該有価証券報告書を提出しなければならない事由が生じた日	第百七十二条の三第一項若しくは第二項又は本条第四項若しくは第五項
第百七十二条の四第一項又は第二項に規定する発行者	重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている有価証券報告書等又は四半期・半期・臨時報告書等のそれぞれを提出した日	第百七十二条の四第一項若しくは第二項又は本条第六項、第七項若しくは前項(第百七十八条第一項第四号に掲げる事実があると認める場合に限る。)
第百七十二条の四第三項に規定する発行者	臨時報告書を提出しなければならない事由が生じた日	第百七十二条の四第三項において準用する同条第三項又は本条第六項若しくは第七項
第百七十二条の五に規定する者	第二十七条の三第一項(第二十七条の十二の二第二項において準用する場合を含む。))の規定に違反して、公開買付開始公告を行わないで第二十七条の二第一項に規定する株券等又は上場株券等の同項又は第二十七条の二十二の二第一項に規定する買付け等が行われた日	第百七十二条の五

第百七十二条の六第一項に規定する者	重要な事項につき虚偽の表示があり、若しくは表示すべき重要な事項の表示が欠けている公開買付開始公告等を行つた日又は重要な事項につき虚偽の記載があり、若しくは記載すべき重要な事項の記載が欠けている公開買付届出書等を提出した日	第百七十二条の六第一項又は本条第八項
第百七十二条の六第二項に規定する者	公開買付訂正届出書等の提出期限(第二十七条の八第二項(第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。))の規定による訂正届出書又は第二十七条の十第十二項において準用する第二十七条の八第二項の規定による訂正報告書にあつては、これらの書類のそれぞれを提出しなければならない事由が生じた日	第百七十二条の六第二項において準用する同条第一項又は本条第八項
第百七十二条の七に規定する者	大量保有・変更報告書の提出期限	第百七十二条の七又は前項(第百七十八条第一項第七号に掲げる事実があると認める場合に限る。)
第百七十二条の八に規定する者	重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている大量保有・変更報告書等を提出した日	第百七十二条の八
第百七十二条の九に規定する者	特定勧誘等を開始した日	第百七十二条の九
第百七十二条の十第一項に規定する発行者又はその第百七十二条の二第二項に規定する役員等	虚偽等のある特定証券等情報を提供し、又は公表した日	第百七十二条の十第一項若しくは第二項又は前項(第百七十八条第一項第十号に掲げる事実があると認める場合に限る。)

官 報 (号 外)

第七十二條の十一第一項に規定する発行者	虚偽等のある発行者等情報を提供し、又は公表した日	第七十二條の十一第一項又は本条第十項、第十一項若しくは前項(第七十八條第一項第十一号に掲げる事実があると認める場合に限る。)
第七十三條第一項に規定する違反者	第七十三條第一項に規定する違反行為が開始された日	第七十三條第一項
第七十四條第一項に規定する違反者	第七十四條第一項に規定する違反行為が開始された日	第七十四條第一項
第七十四條の二第一項に規定する違反者	第七十四條の二第一項に規定する違反行為が開始された日	第七十四條の二第一項
第七十四條の三第一項に規定する違反者	第七十四條の三第一項に規定する違反行為が開始された日	第七十四條の三第一項
第七十五條第一項に規定する者、同条第二項に規定する者又は同条第九項に規定する上場会社等	第七十六條第一項に規定する売買等が行われた日又は第七十七條第一項に規定する特定株券等若しくは関連株券等に係る買付け等若しくは同項に規定する株券等に係る売付け等が行われた日	第七十五條第一項(同条第九項において準用する場合を含む。若しくは第二項又は前項(第七十八條第一項第十六号に掲げる事実があると認める場合に限る。))

14 内閣総理大臣は、第一項(第七十八條第一項第四号又は第十一号に掲げる事実がある)と認める場合に限る。第六項、第七項、第十項、第十一項又は前二項(同条第一項第四号又は第十一号に掲げる事実があると認める場合に限る。以下この項において同じ。)の規定により一以上の決定をしなければならぬときであつて、同一事件について、被審人に

対し、罰金の確定裁判があるときは、第七十二條の四第一項若しくは第二項(同条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)、第七十二條の十一第一項の規定又は第六項、第七項若しくは第十項から前項までの規定による額に代えて、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額を内閣府令で定めるところにより当該一以

上の決定に係る事実について個別決定ごとの算出額に応じて按分して得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。ただし、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超えないときは、第七十二條の四第一項若しくは第二項、第七十二條の十一第一項の規定又は第六項、第七項若しくは第十項から前項までの規定による課徴金の納付を命ずることができない。

一 当該一以上の決定に係る事実について第七十二條の四第一項若しくは第二項、第七十二條の十一第一項の規定又は第六項、第七項若しくは第十項から前項までの規定により算出した額を合計した額

二 当該罰金の額

15 内閣総理大臣は、第一項(第七十八條第一項第十二号から第十六号までに掲げる事実のいずれかがありと認める場合に限る。)、第十二項(同号に掲げる事実があると認める場合に限る。以下この項において同じ。又は第十三項(同条第一項第十二号から第十六号までに掲げる事実のいずれかがありと認める場合に限る。以下この項において同じ。))の場合において、同一事件について、被審人に対し、第七十九條の二第一項各号に掲げる財産の没収又は同項各号に掲げる財産の価額の追徴の確定裁判があるときは、第七十三條第一項、第七十四條第一項、第七十四條の二第一項、第七十四條の三第一項若しくは第七十五條第一項(同条第九項において準用する場合を含む。若しくは第二項の規定又は第十三項若しくは第十三項の規定による額が、没収等相当額を超えないときは、これらの規定による課徴金の納付を命ずることができない。)

又は第十二項若しくは第十三項の規定による額に代えて、当該額から当該裁判において没収を命じられた第七十八條の二第一項各号に掲げる財産に相当する額又は当該裁判において追徴を命じられた同項各号に掲げる財産の価額に相当する額(当該裁判において同項各号に掲げる財産の没収及び同項各号に掲げる財産の価額の追徴が命じられたときは、当該裁判において没収を命じられた同項各号に掲げる財産に相当する額及び当該裁判において追徴を命じられた同項各号に掲げる財産の価額に相当する額の合計額。以下この項において「没収等相当額」という。)を控除した額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。ただし、第七十三條第一項、第七十四條第一項、第七十四條の二第一項、第七十四條の三第一項若しくは第七十五條第一項(同条第九項において準用する場合を含む。若しくは第二項の規定又は第十三項若しくは第十三項の規定による額が、没収等相当額を超えないときは、これらの規定による課徴金の納付を命ずることができない。)

16 内閣総理大臣は、審判手続を経た後、第七十八條第一項各号に掲げる事実がないと認めるとき又は第三項、第五項ただし書、第七項ただし書、第九項、第十一項ただし書、第十四項ただし書若しくは前項ただし書に該当するときは、その旨を明らかにする決定をしなければならない。

17 第一項、第二項、第四項から第八項まで及び第十項から前項までの決定は、文書によつ

て、前条の規定により審判官が提出した決定案に基づいて行わなければならない。

18 前項に規定する決定に係る決定書には、内閣総理大臣が認定した事実及びこれに対する法令の適用（第一項、第二項、第四項から第八項まで及び第十項から第十五項までの決定にあつては、課徴金の計算の基礎及び納付期限を含む。）を記載しなければならない。

19 前項の納付期限は、同項に規定する決定書（第一項、第二項、第四項から第八項まで及び第十項から第十五項までの決定に係るものに限る。）の謄本を発送した日から二月を経過した日とする。

20 第十七項に規定する決定は、被審人に当該決定に係る決定書の謄本を送達することによつて、その効力を生ずる。

21 第一項の決定（第七十八条第一項第四号又は第十一号に係るものに限る。）並びに第六項、第七項、第十項、第十一項、第十二項（同条第一項第四号又は第十一号に掲げる事実があると認める場合に限る。）及び第十三項（同条第一項第四号又は第十一号に掲げる事実があると認める場合に限る。）の決定は、これらの決定の時に於いて、同一事件について公訴が提起されている場合であつて、当該事件が裁判所に係属するときは、前項の規定にかかわらず、当該事件についての裁判が確定した時から、その効力を生ずる。ただし、当該事件について、当該決定を受けた者に対し、罰金の確定裁判があつたときは、次条第六項の規定による変更の処分に係る文書の謄本が送達された時から、その効力を生ずる。

本が送達された時から、その効力を生ずる。

22 第二項の決定（第七十八条第一項第十二号から第十六号までに係るものに限る。）並びに第十二項（同号に掲げる事実があると認める場合に限る。）及び第十三項（同条第一項第十二号から第十六号までに掲げる事実のいずれかがあると認める場合に限る。）の決定は、当該決定の時に於いて、同一事件について公訴が提起されている場合であつて、当該事件が裁判所に係属するときは、第二十項の規定にかかわらず、当該事件についての裁判が確定した時から、その効力を生ずる。ただし、当該事件について、当該決定を受けた者に対し、第九十八条の二第一項各号に掲げる財産の没収又は同項各号に掲げる財産の価額の追徴の確定裁判があつたときは、次条第七項の規定による変更の処分に係る文書の謄本が送達された時から、その効力を生ずる。

23 第二十一項本文及び前項本文の規定は、当該事件についての裁判が確定した時において、第一項、第六項、第七項又は第十項から第十三項までの決定に係る決定書の謄本が送達されていない場合には、適用しない。

24 第二十一項ただし書の規定は、次条第六項の規定による変更の処分に係る文書の謄本が送達された時において、第一項の決定（第七十八条第一項第四号又は第十一号に係るものに限る。）又は第六項、第七項、第十項、第十一項、第十二項（第七十八条第一項第四号又は第十一号に掲げる事実があると認める場合に限る。）若しくは第十三項（第七十八

条第一項第四号又は第十一号に掲げる事実があると認める場合に限る。）の決定に係る決定書の謄本が送達されていない場合には、適用しない。

25 第二十二項ただし書の規定は、次条第七項の規定による変更の処分に係る文書の謄本が送達された時において、第一項の決定（第七十八条第一項第十二号から第十六号までに係るものに限る。）又は第十二項（同号に掲げる事実があると認める場合に限る。）若しくは第十三項（第七十八条第一項第十二号から第十六号までに掲げる事実のいずれかがあると認める場合に限る。）の決定に係る決定書の謄本が送達されていない場合には、適用しない。

26 第二十一項本文又は第二十二項本文の場合において、課徴金の納付期限は、第十九項の規定にかかわらず、当該事件についての裁判が確定した日から二月を経過した日とする。

27 第二十一項ただし書又は第二十二項ただし書の場合において、課徴金の納付期限は、第十九項の規定にかかわらず、次条第六項又は第七項の規定による変更の処分に係る文書の謄本を発送した日から二月を経過した日とする。

28 第二項、第四項から第八項まで及び第十項から第十四項までの規定により計算した課徴金の額に一円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

29 第四項から第七項まで、第十項及び第十一項の「記載対象事業年度」とは、次の各号に掲

げる書類又は情報の区分に応じ、当該各号に定める事業年度をいう。

一 第二十四条第一項又は第三項（これらの規定を同条第五項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十四条第六項（第二十七条において準用する場合を含む。）並びに第二十四条の二第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第七條、第九條第一項又は第十條第一項の規定による有価証券報告書及びその添付書類並びにこれらの訂正報告書 当該有価証券報告書及びその添付書類に係る事業年度

二 第二十四条の四の七第一項又は第二項（これらの規定を同条第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十四条の四の七第四項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第七條、第九條第一項又は第十條第一項の規定による四半期報告書及びその訂正報告書 当該四半期報告書に係る期間の属する事業年度

三 第二十四条の五第一項（同条第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十四条の五第五項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第七條、第九條第一項又は第十條第一項の規定による半期報告書及びその訂正報告書 当該半期報告書に係る期間の属する事業年度

に次の一項を加える。

4 金融庁長官は、第一項の規定により委任された権限(前二項の規定により委員会に委任されたものを除く。)のうち、次に掲げるものを委員会に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

一 第一百八十七条の規定による権限(次号に

二 掲げる権限に係るものに限る。）

第二百九十二条第一項の規定による権限

第百九十五条中「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

第百九十七条第一項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 第二十七条の三十一 第二項の規定による特定証券情報(同条第三項の規定の適用を受ける特定証券情報の場合には、当該特定証券情報に係る参照情報を含む)、同条第四項の規定による訂正特定証券情報

(当該訂正特定証券情報に係る参照情報を含む)、第二十七条の三十二第一項若しくは第二項の規定による発行者情報又は同条第三項の規定による訂正発行者情報であつて、重要な事項につき虚偽のあるものの提

供又は公表をした者
 第百九十七条の二第一号中「又は同条第二項」
 を、「同条第二項」に改め、「必要とする適格機
 関投資家取得有価証券一般勧誘の下に」又は同

「適格機関投資家取得有価証券一般勧誘若しくは適格機関投資家取得有価証券一般勧誘」を加え、「若し資家等取得有価証券一般勧誘」を

くは特定投資家等取得有価証券一般勧誘に改め、同条第十号の次に次の三号を加える。

十の二 特定勧誘等について、当該特定勧誘等に係る特定証券情報が提供され、又は公表されていないのに当該特定勧誘等又はその取扱いをした者

十の三 第二十七条の三十二第一項若しくは第二項の規定による発行者情報の提供若しくは公表をしない者又は同条第四項の規定（発行者情報に係る部分に限る。）に違反した者

十の四 第四十条の四又は第六十六条の十四の二の規定に違反した者

第二百条第十二号の次に次の一号を加える。

十二の二 重要な事項につき第二十七条の三十一第四項の規定による訂正特定証券情報の提供若しくは公表をしない者又は当該訂正特定証券情報につき同条第五項の規定（訂正特定証券情報に係る部分に限る。）に違反した者

第二百四十四条中「又は第七十八条の八第四項を」第七十八條の八第四項又は第七十九條の十三に改める。

第二百五条第一号中「第四条第三項、同条第五項を」第四条第四項、同条第六項に改め、同条第五号中「第二十七条の三十」の下に「第二十七條の三十五」を加え、同条第六号中「第二十七條の三十第一項」の下に「第二十七條の三十五」を加える。

第二百五条の二中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第十五号までを一号ずつ

繰り上げる。

第二百六条第一号中「第六十七條の十二」の下に「第八十七條の二第一項」を加える。

第二百七条第一項第六号中「第十四号及び第十五号」を「第十三号及び第十四号」に改める。

第二百八条第一号中「第四条第四項を」第四条第五項に改め、同条第四号中「第三十一條の四第四項を」第三十一條の四第一項若しくは第二項に改める。

第二百九条第一号中「若しくは第三項」を「第三項若しくは第四項」に改め、同条第二号中「第四項」を「第五項」に改め、同条第六号の次に次の一号を加える。

六の二 第四十条の五第一項の規定に違反した者

（投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正）

第二条 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第八項中「適格機関投資家私募」を「適格機関投資家私募等」に改め、同条第九項を次のように改める。

9 この法律において「適格機関投資家私募等」とは、新たに発行される受益証券の取得の申込みの勧誘のうち、次に掲げる場合に該当するものをいう。

一 適格機関投資家（金融商品取引法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家をいう。）のみを相手方として行う場合で政令で定める場合

二 特定投資家（金融商品取引法第二条第三十一項に規定する特定投資家をいい、同法第三十四條の三第四項（同法第三十四條の四第四項において準用する場合を含む。）又は同法第三十四條の三第六項（同法第三十四條の四第四項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者のうち内閣府令で定める者を含み、同法第三十四條の二第五項又は第八項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者のうち内閣府令で定める者を除く。）のみを相手方として行う場合で政令で定める場合

第二条第十項中「適格機関投資家私募」を「適格機関投資家私募等」に改める。

第四条第二項第十二号中「適格機関投資家私募」の下に「（新たに発行される受益証券の取得の申込みの勧誘のうち、第二条第九項第一号に掲げる場合に該当するものをいう。以下同じ。）、特定投資家私募（新たに発行される受益証券の取得の申込みの勧誘のうち、同項第二号に掲げる場合に該当するものをいう。以下同じ。）」を加える。

第六条第六項第七号中「適格機関投資家私募」の下に「特定投資家私募」を加える。

第八条第一項中「証券投資信託」を「主として換価の容易な資産に対する投資として運用することを目的とする投資信託」に改める。

第十三条第三項を次のように改める。

3 前二項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 投資信託財産についてその受益証券の取得の申込みの勧誘が適格機関投資家私募の方法により行われるものであつて、投資信託約款において第一項の書面を交付しない旨を定めている場合

二 投資信託財産についてその受益証券が金融商品取引法第四条第三項に規定する特定投資家向け有価証券に該当するものであつて、第一項の書面に記載すべき事項に係る情報が同法第二十七條の三十二第一項に規定する発行者情報として同項又は同条第二項の規定によりすべての受益者（政令で定める者を含む。）に提供され、又は公表される場合（投資信託約款において第一項の書面の交付に代えて当該情報の提供又は公表が行われる旨を定めている場合に限る。）

第四十九條第二項第十三号及び第五十條第二項第七号中「適格機関投資家私募」の下に「特定投資家私募」を加える。

第九十七條中「第三十六條」を「第三十六條第一項」に改める。

第二百二十三條の三第一項の表第二十九條の三第一項の項及び第三十一條第五項の項中「国土交通大臣その他の政令で定める関係行政機関」を「当該業務の内容及び方法を勘案して関係があると認められる国土交通大臣その他の政令で定める行政機関」に改め、同表第三十一條第五項の項の次に次のように加える。

第三十五条第二項第五号の二

第一号

特定投資運用行為を行う業務並びに第一号

官 報 (号 外)

第二百二十三条の第三項の表第三十五条第五項の項中「国土交通大臣その他の政令で定める関係行政機関」を「当該業務の内容及び方法を勘案して関係があると認められる国土交通大臣その他の政令で定める行政機関」に改める。
(商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部改正)

第三条 商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成三年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項ただし書中「(次項ただし書)を(以下この条)に、」の運用財産(同法第三十五条第一項第十五号)を「が投資信託及び投資法人に関する法律第三条第二号に規定する投資信託財産又は同法第十二条第三項に規定する登録投資法人の資産(次項ただし書及び第四十条第二項において「投資信託財産等」という。)を商品投資により運用することを内容とする商品投資契約及び投資運用業を行う者の運用財産(金融商品取引法第三十五条第一項第十五号)に改め、同条第二項ただし書中「商品投資に係る商品投資受益権」の下に「並びに投資運用業を行う者が投資信託財産等を商品投資により運用することを内容とする契約に係る商品投資受益権」を加える。

第四十条第二項中「者」の下に「投資信託財産等を商品投資により運用する場合及び」を加える。

(農業協同組合法の一部改正)
第四条 農業協同組合法(昭和二十二年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。
第十条第六項第八号中「定める者」の下に「(外

国の法令に準拠して外国において銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第二項に規定する銀行業を営む者(同法第四条第五項に規定する銀行等を除く。)を除く。」を加え、同項第十三号中「商品の価格」の下に「算定割当量地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第七十七号)第二条第六項に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。次項第七号において同じ。)の価格」を加え、同条第七項中「金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第三十三条第二項各号に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に定める行為を行う事業(前項の規定により行う事業を除く。)」を「次の事業に改め、同項に次の各号を加える。」
一 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二十八条第六項に規定する投資助言業務に係る事業
二 金融商品取引法第三十三条第二項各号に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に定める行為を行う事業(前項の規定により行う事業を除く。)
三 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)により行う同法第一条第一項に規定する信託業務に係る事業
四 信託法(平成十八年法律第八号)第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務に関する事業
五 地方債又は社債その他の債券の募集又は管理の受託
六 担保付社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)により行う担保付社債に関する

信託事業

七 算定割当量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う事業(前項の規定により行う事業を除く。)であつて、主務省令で定めるもの

第十条第十一項中「第十四項」を「第十二項」に改め、同条第十八項中「第八項第二号及び第九項に規定する」を「第七項第四号から第六号までの」に改め、同条第十九項中「第九項」を「第七項第五号及び第六号」に改め、同項ただし書中「及び第七項から第十項まで」を「第七項及び第八項に改め、同条第二十二項及び第二十三項中「第十九項」を「第十七項」に改め、同条第二十四項中「第十九項ただし書及び第二十項」を「第十七項ただし書及び第十八項」に改め、同条第二十五項中「から第九項まで」を「及び第七項」に改め、同条第二十六項中「第十項」を「第八項」に改め、同条第八項及び第九項を削る。
第十一条第二項中「から第九項まで」を「及び第七項」に改める。

第十一条の二の三第三号中「所属組合をいう」の下に「。第十一条の五の二第一項において同じ」を加え、「同項」を「第九十二条の二第三項」に改め、「特定信用事業代理業者をいう」の下に「。第十一条の五の二第二項において同じ」を加える。

第十一条の二の四中「。第四十条の二並びに第四十条の三」を「並びに第四十条の二から第四十条の五まで」に改める。

第十一条の五の次に次の一条を加える。
第十一条の五の二 第十条第一項第三号の事業

を行う組合は、当該組合、当該組合を所属組合とする特定信用事業代理業者又は当該組合の子金融機関等が行う取引に伴い、これらの者が行う事業又は業務(同項第二号又は第三号の事業、第九十二条の二第二項に規定する特定信用事業代理業者その他の主務省令で定める事業又は業務に限る。)に係る利用者又は顧客の利益が不当に害されることのないよう、主務省令で定めるところにより、当該事業又は業務に関する情報を適正に管理し、かつ、当該事業又は業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備その他必要な措置を講じなければならない。

前項の「子金融機関等」とは、組合が総株主等の議決権の過半数を保有している者その他の当該組合と密接な関係を有する者として政令で定める者のうち、銀行、金融商品取引業者(金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。以下同じ。)、保険会社その他政令で定める金融業を行う者をいう。

第十一条の七第二項中「同条第十項」を「同条第八項」に改める。

第十一条の十の三中「。第四十条の二並びに第四十条の三」を「並びに第四十条の二から第四十条の五まで」に改める。

第十一条の十二の次に次の一条を加える。

第十一条の十二の二 第十条第一項第十号の事業を行う組合は、当該組合又はその子金融機関等が行う取引に伴い、これらの者が行う事業又は業務(同号の事業その他の農林水産省令で定める事業又は業務に限る。)に係る利用

者又は顧客の利益が不当に害されることのないよう、農林水産省令で定めるところにより、当該事業又は業務に関する情報を適正に管理し、かつ、当該事業又は業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備その他必要な措置を講じなければならない。

前項の「子金融機関等」とは、組合が総株主等の議決権の過半数を保有している者その他の当該組合と密接な関係を有する者として政令で定める者のうち、保険会社、銀行、金融商品取引業者その他政令で定める金融業を行う者をいう。

第十二条の四十七第一項第一号中「昭和五十六年法律第五十九号」を削り、同項第二号中「金融商品取引法第二条第九項に規定する」を削り、「同法」を「金融商品取引法」に改め、同項第六号中「開拓する会社」の下に「又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社」を加え、同条第十項中「第十条第八項」を「第十条第七項」に、「同項第一号に掲げる」を「同項第三号」に改める。

第十一条の四十八第三項、第十一条の四十九第一項第四号及び第十一条の五十第三項中「開拓する会社」の下に「又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社」を加える。

第三十条の四第二項第二号中「第十号」を「第十号の三」に、「第十二号」を「第十二号の二」に改める。

第九十二条の四第一項中「第七章の三」を「第七章の四」に改め、同条第二項中「第五十二条の二十八」を「第五十二条の二十八第一項」に改め

る。

第九十二条の五中「第四十条の二並びに第四十条の三」を並びに第四十条の二から第四十条の五まで」に改める。

第九十九条の六第三号中「又は」を「若しくは」に改め、「交付した者」の下に「又は同条第二項において準用する同法第三十四条の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者」を加える。

第一百条の二第三号中「又は」を「若しくは」に改め、「交付した者」の下に「又は同条第二項において準用する同法第三十四条の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者」を加え、同条第四号中「又は」を「若しくは」に改め、「交付した者」の下に「又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法により虚偽の事項の提供をした者」を加える。

（水産業協同組合法の一部改正）

第五条 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条第三項第七号中「定める者」の下に「（外国の法令に準拠して外国において銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第二項に規定する銀行業を営む者（同法第四条第五項に規定する銀行等を除く。以下「外国銀行」という。）を除く。」を加え、同条第四項第二号中「に限る。」の下に「第十一条の十三第二項、第十五条の九の二第二項及び」を加え、同条第五項に次の一号を加える。

三 金融商品取引法第二十八条第六項に規定

する投資助言業務に係る事業

第十一条の四第二項中「第十一条の十三」を「第十一条の十四」に改める。

第十一条の八第三号中「所属組合をいう」の下に「。第十一条の十三第一項において同じ」を加え、「同項」を「第二百一十一条の二第三項」に改め、「特定信用事業代理業者をいう」の下に「。第十一条の十三第一項において同じ」を加える。

第十一条の九中「第四十条の二並びに第四十条の三」を並びに第四十条の二から第四十条の五まで」に改める。

第十一条の十三を第十一条の十四とし、第十一条の十二の次に次の一条を加える。

（信用事業の利用者等の利益の保護のための体制整備）

第十一条の十三 第十一条第一項第四号の事業を行う組合は、当該組合、当該組合を所属組合とする特定信用事業代理業者又は当該組合の子金融機関等が行う取引に伴い、これらの者が行う事業又は業務（同項第三号又は第四号の事業、第二百一十一条の二第二項に規定する特定信用事業代理業者その他の主務省令で定める事業又は業務に限る。）に係る利用者又は顧客の利益が不当に害されることのないよう、主務省令で定めるところにより、当該事業又は業務に関する情報を適正に管理し、かつ、当該事業又は業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備その他必要な措置を講じなければならない。

2 前項の「子金融機関等」とは、組合が総株主等の議決権の過半数を保有している者その他

の当該組合と密接な関係を有する者として政令で定める者のうち、銀行、金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。第十五条の九の二第二項において同じ。）、保険会社その他政令で定める金融業を行う者をいう。

第十五条の七中「第四十条の二並びに第四十条の三」を並びに第四十条の二から第四十条の五まで」に改める。

第十五条の九の次に次の一条を加える。

（共済事業の利用者等の利益の保護のための体制整備）

第十五条の九の二 第十一条第一項第十一号の事業を行う組合は、当該組合又はその子金融機関等が行う取引に伴い、これらの者が行う事業又は業務（同号の事業その他の農林水産省令で定める事業又は業務に限る。）に係る利用者又は顧客の利益が不当に害されることのないよう、農林水産省令で定めるところにより、当該事業又は業務に関する情報を適正に管理し、かつ、当該事業又は業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備その他必要な措置を講じなければならない。

2 前項の「子金融機関等」とは、組合が総株主等の議決権の過半数を保有している者その他の当該組合と密接な関係を有する者として政令で定める者のうち、保険会社、銀行、金融商品取引業者その他政令で定める金融業を行う者をいう。

第三十四条の四第二項第二号中「第十号」を「第十号の三」に、「第十二号」を「第十二号の二」に改める。

第五十七条の三中「第十一条の十三」を「第十四」に改める。

第八十七条第四項第七号中「定める者」の下に「(外国銀行を除く。)」を加え、同条第六項に次の一号を加える。

三 金融商品取引法第二十八条第六項に規定する投資助言業務に係る事業

第八十七条の三第一項第一号中「(昭和五十六年法律第五十九号)」を削り、同項第六号中「開拓する会社」の下に「又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社」を加える。

第八十七条の四第三項中「開拓する会社」の下に「又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社」を加える。

第九十二条第一項中「第十一条の十二まで」を「第十一条の十三まで」に、「及び第十一条の十一第一項」を「第十一条の十一第一項及び第十一条の十三第一項」に改める。

第九十三条第二項第七号中「定める者」の下に「(外国銀行を除く。)」を加え、同条第四項に次の一号を加える。

三 金融商品取引法第二十八条第六項に規定する投資助言業務に係る事業

第九十六条第一項中「第十一条の十三」を「第十一条の十三第一項、第十一条の十四」に改め、「組合員」との下に「、第十一条の十三第三項中「同項第三号又は第四号」とあるのは「同項第一号又は第二号」とを加え、「から第十五条の十一まで」を「第十五条の九の二第一項、第十五条の十、第十五条の十一」に改める。

第九十七条第三項第七号中「定める者」の下に

「(外国銀行を除く。)」を加え、同条第五項に次の一号を加える。

三 金融商品取引法第二十八条第六項に規定する投資助言業務に係る事業

第一百条第一項中「第十一条の十二まで」を「第十一条の十三まで」に、「及び第十一条の十一第一項」を「、第十一条の十一第一項及び第十一条の十三第一項」に改め、「所屬員」との下に「、第十一条の十三第一項中「同項第三号又は第四号」とあるのは「同項第一号又は第二号」とを加える。

第一百条の八第一項中「から第十五条の十一まで」を「第十五条の九の二第一項、第十五条の十、第十五条の十一」に改める。

第二百一条の四第一項中「第七章の三」を「第七章の四」に改める。

第二百一条の五中「、第四十条の二並びに第四十条の三」を「並びに第四十条の二から第四十条の五まで」に改める。

第二百九条の三第三号中「又は」を「若しくは」に改め、「交付した者」の下に「又は同条第二項において準用する同法第三十四条の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者」を加える。

第二百九条の七第三号中「又は」を「若しくは」に改め、「交付した者」の下に「又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定

する方法により虚偽の事項の提供をした者」を加える。

第三百十条第一項第三号中「第十一条の十三」を「第十四」に改める。

(中小企業等協同組合法の一部改正)

第六条 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第九条の七の五第三項中「、第四十条の二並びに第四十条の三」を「並びに第四十条の二から第四十条の五まで」に改める。

第九条の八第二項第十二号中「定める者」の下に「(外国の法令に準拠して外国において銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第二項(定義等)に規定する銀行業を営む者(同法第四条第五項(営業の免許)に規定する銀行等を除く。))を除く。」を加え、同項第十七号中「商品の価格」の下に「、算定割当量(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第十七号)第二条第六項(定義)に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。以下同じ。))の価格」を加え、同条第七項中「金融商品取引法第三十三条第二項各号(金融機関の有価証券関連業の禁止等)に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に定める行為を行う事業(第二項の規定により行う事業を除く。))」を「次に掲げる事業(第五号及び第六号に掲げる事業にあつては、組合員、地方公共団体その他内閣府令で定める者のために行うものに限る。))」に改め、同項に次の各号を加える。

一 金融商品取引法第二十八条第六項(通則)に規定する投資助言業務に係る事業

二 金融商品取引法第三十三条第二項各号(金融機関の有価証券関連業の禁止等)に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に定める行為を行う事業(第二項の規定により行う事業を除く。)

三 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)により行う同法第一条第一項(兼営の認可)に規定する信託業務に係る事業

四 信託法(平成十八年法律第八号)第三条第三号(信託の方法)に掲げる方法によつてする信託に係る事務に関する事業

五 地方債又は社債その他の債券の募集又は管理の受託

六 担保付社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)により行う担保付社債に関する信託事業

七 算定割当量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う事業(第二項の規定により行う事業を除く。)であつて、内閣府令で定めるもの

第九条の八第八項及び第九項を削り、同条第十項中「第八項第二号に掲げる事業及び前項に規定する」を「前項第四号から第六号までに掲げる」に改め、同項を同条第八項とする。

第九条の九第六項中「第五号」を「第七号」に改め、同項第五号中「前条第九項各号」を「前条第七項第五号及び第六号」に改め、同号を同項第六号とし、同項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同項第二号中「前号」を「第一号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の

次に次の一号を加える。

二 金融商品取引法第二十八條第六項(通則)に規定する投資助言業務に係る事業

第九條の九第六項に次の一号を加える。

七 算定割当量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う事業(第一号の事業を除く。)であつて、内閣府令で定めるもの

第九條の九第七項中「及び第十項を」及び第八項に、「同条第十項中「第八項第二号に掲げる事業及び前項に規定する」を「同条第八項中「前項第四号から第六号まで」に、「次条第六項第四号及び第五号に掲げる」を「次条第六項第五号及び第六号」に改める。

第五十七條の三第七項中「(昭和五十六年法律第五十九号)」を削る。

第五十八條の五の次に次の一条を加える。

(共済事業の利用者等の利益の保護のための体制整備)

第五十八條の五の二 共済事業を行う組合は、当該組合又はその子金融機関等が行う取引に伴い、これらの者が行う事業又は業務(共済事業その他の主務省令で定める事業又は業務に限る。)に係る利用者又は顧客の利益が不当に害されることのないよう、主務省令で定めるところにより、当該事業又は業務に関する情報を適正に管理し、かつ、当該事業又は業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備その他必要な措置を講じなければならない。

2 前項の「子金融機関等」とは、前項の組合の

子会社その他の当該組合と密接な関係を有する者として政令で定める者のうち、保険会社、銀行、金融商品取引業者(金融商品取引法第二條第九項(定義)に規定する金融商品取引業者をいう。)その他政令で定める金融業者を行う者をいう。

第一百二十二條の五第三号中「又は」を「若しくは」に改め、「交付した者」の下に「又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四條の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者」を加え、同条第四号中「又は」を「若しくは」に改め、「交付した者」の下に「又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四條の二第四項に規定する方法により虚偽の事項の提供をした者」を加える。

(協同組合による金融事業に関する法律の一部改正)

第七條 協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第百八十三号)の一部を次のように改正する。

第四條の二第二項第二号及び第四條の三第七項中「開拓する会社」の下に「又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社」を加える。

第四條の四第一項第七号中「開拓する会社」の下に「又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社」を加え、同条第七項中「同項第三号」を「同項第四号」に改める。

第四條の五第二項中「開拓する会社」の下に「又は経営の向上に相当程度寄与すると認めら

れる新たな事業活動を行う会社」を加える。

第五條の四第四号中「第十号」を「第十号の三」に、「第十二号」を「第十二号の二」に改める。

第五條の五中「組合員又は会員」を「監事」に改める。

第六條第一項中「第十三條の三」を「第十三條の三の二(第二項を除く。)」に改め、「禁止行為」の下に「顧客の利益の保護のための体制整備」を加え、「第十八條第一項(利益準備金の積立て等)」を「第十八條(資本準備金及び利益準備金の額)」に改め、同条第二項中「第十二條の二」の下に「及び第十三條の三」を加え、「同法第十三條の三」中「次条」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六條の五の二」とを削る。

第六條の五第一項中「第七章の三」を「第七章の四」に改める。

第六條の五の二中「及び社債」を「社債」に、

「第四十條の二(最良執行方針等)並びに第四十條の三分別管理が確保されていない場合の四十條の五まで(最良執行方針等、分別管理が確保されていない場合の売買等の禁止、特定投資家向け有価証券の売買等の制限、特定投資家向け有価証券に関する告知義務)」に改める。

第十條の二の四第三号中「又は」を「若しくは」に改め、「交付した者」の下に「又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四條の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者」を加え、同条第四号中「又は」を「若しくは」に改め、「交付した者」の下に「又は同条第二項にお

いて準用する金融商品取引法第三十四條の二第四項に規定する方法により虚偽の事項の提供をした者」を加える。

第十二條第一項第十六号中「第十八條第一項」を「第十八條」に改める。

(信用金庫法の一部改正)

第八條 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五章の二 全国連合会債の発行(第五十四條の二―第五十四條の二十)」を「第五章の二 外国銀行代理業務に関する特則(第五十の三 全国連合会債の発行(第五十四條の二の四―第五十四條の二十))」に、「第五章の三」を「第五章の四」に改める。

第三十二條第六項中「第五章の三」を「第五章の四」に改める。

第三十四條第四号中「第十号」を「第十号の三」に、「第十二号」を「第十二号の二」に改める。

第三十五條の六中「会員」を「監事」に改める。

第五十三條第三項第七号中「定める者」の下に「(外国の法令に準拠して外国において銀行業(銀行法第二條第二項(定義等)に規定する銀行業をいう。第五十四條の二十三第一項第六号において同じ。)を営む者(同法第四條第五項(営業の免許)に規定する銀行等を除く。以下「外国銀行」という。を除く。))」を、「業務」の下に「(次条第四項第七号の二に掲げる業務を除く。))」を加え、同項第十三号中「商品の価格」の下に「算定割当量(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第百十七号)第二條第六項(定義)に規定する算定割当量その他これに類似するも

のをいう。以下同じ。の価格を加え、同条第六項中「金融商品取引法第三十三条第二項各号（金融機関の有価証券関連業務の禁止等）に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に定める行為を行う業務（第三項の規定により行う業務を除く。）」を「次に掲げる業務（第五号及び第六号に掲げる業務にあつては、会員、地方公共団体その他内閣府令で定める者のために行うものに限る。）」に改め、同項に次の各号を加える。

一 金融商品取引法第二十八條第六項（通則）に規定する投資助言業務

二 金融商品取引法第三十三條第二項各号（金融機関の有価証券関連業務の禁止等）に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に定める行為を行う業務（第三項の規定により行う業務を除く。）

三 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により行う同法第一條第一項（兼営の認可）に規定する信託業務

四 信託法（平成十八年法律第百八号）第三條第三号（信託の方法）に掲げる方法によつてする信託に係る事務に関する業務

五 地方債又は社債その他の債券の募集又は管理の受託

六 担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）により行う担保付社債に関する信託業務

七 算定割当量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務（第三項の規定により行う業務を除く。）であつて、内閣府令で定めるもの

第五十三條中第七項及び第八項を削り、第九項を第七項とし、第十項を第八項とし、同条第十一項中「第七項第二号に掲げる業務及び第八項に規定する」を「第六項第四号から第六号までに掲げる」に改め、同項を同条第九項とする。

第五十四條第四項第七号中「定める者」の下に「（外国銀行を除く。）」を、「業務」の下に「（次に掲げる業務に該当するものを除く。）」を加え、同号の次に次の一号を加える。

七の二 当該信用金庫連合会の子会社である外国銀行の業務（内閣府令で定めるものに限る。）の代理又は媒介

第五十四條第四項第十三号中「商品の価格」の下に「算定割当量の価格」を加え、同条第五項中「金融商品取引法第三十三條第二項各号（金融機関の有価証券関連業務の禁止等）に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に定める行為を行う業務（前項の規定により行う業務を除く。）」を「次に掲げる業務」に改め、同項に次の各号を加える。

一 金融商品取引法第二十八條第六項（通則）に規定する投資助言業務

二 金融商品取引法第三十三條第二項各号（金融機関の有価証券関連業務の禁止等）に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に定める行為を行う業務（前項の規定により行う業務を除く。）

三 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により行う同法第一條第一項（兼営の認可）に規定する信託業務

四 信託法第三條第三号（信託の方法）に掲げる方法によつてする信託に係る事務に関する業務

る業務

五 地方債又は社債その他の債券の募集又は管理の受託

六 担保付社債信託法により行う担保付社債に関する信託業務

七 算定割当量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務（前項の規定により行う業務を除く。）であつて、内閣府令で定めるもの

第五十四條第六項及び第七項を削り、同条第八項中「第九項から第十一項まで」を「第七項から第九項まで」に、「同条第十項」を「同条第八項」に、「同条第十一項」を「同条第九項」に、「第七項第二号に掲げる業務及び第八項」を「第六項第四号から第六号まで」に、「次条第六項第二号に掲げる業務及び同条第七項」を「次条第五項第四号から第六号まで」に改め、同項を同条第六項とする。

第五十四條の二十一第一項第二号及び第五十四條の二十二第七項中「開拓する会社」の下に「又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社」を加える。

第五十四條の二十三第一項第六号中「（銀行法第二條第二項（定義等）に規定する銀行業をいう。）」を削り、同項第十一号中「開拓する会社」の下に「又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社」を加え、同条第七項中「第五十四條第六項を（第五十四條第五項）に、「同項第一号」を「同項第三号」に改める。

第五十四條の二十四第二項中「開拓する会社」

の下に「又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社」を加える。

第五章の三を第五章の四とする。

第五十四條の二を第五十四條の二の四とする。

第五章の二を第五章の三とし、第五章の次に次の一章を加える。

第五章の二 外国銀行代理業務に関する特則

（外国銀行代理業務に係る届出）

第五十四條の二 信用金庫連合会は、前条第四項第七号の二に掲げる業務（以下「外国銀行代理業務」という。）を行おうとするときは、当該外国銀行代理業務の委託を受ける旨の契約の相手方である外国銀行（以下「所属外国銀行」という。）ごとに、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、内閣総理大臣に届け出なければならない。

（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の特例）

第五十四條の二の二 信用金庫連合会が、前条の規定による届出をして外国銀行代理業務を行つている場合には、当該外国銀行代理業務に係る所属外国銀行が業としてする預り金（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）第二條第二項（預り金の禁止）に規定する預り金をいう。）であつて当該外国銀行代理業務に係るものについては、同法第二條第一項の規定は、適用しない。

定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

(長期信用銀行法の一部改正)

第九条 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項第二号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二十八條第六項(通則)に規定する投資助言業務

三 算定割当量(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第百十七号)第二条

第六項(定義)に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。次項第十一号において同じ。)を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務であつて、内閣府令で定めるもの

第六条第三項第三号中「(昭和二十三年法律第二十五号)」を削り、同項第五号中「(行う者)」の下に「(外国銀行(銀行法第十條第二項第八号(業務の範囲)に規定する外国銀行をいう。以下同じ。)を除く。)」を、「業務」の下に「(次号に掲げる業務に該当するものを除く。)」を加え、同号の次に次の一号を加える。

五の二 外国銀行の業務の代理又は媒介(長期信用銀行の子会社(第十三條の二第二項に規定する子会社をいう。第六條の三第二項において同じ。))である外国銀行の業務の代理又は媒介を当該長期信用銀行が行う場合における当該代理又は媒介その他の内閣

府令で定めるものに限る。)

第六条第三項第十一号中「商品の価格」の下に「算定割当量の価格」を加える。

第六条の二の次に次の一条を加える。

(外国銀行代理業務に係る認可等)

第六条の三 長期信用銀行は、第六條第三項第五号の二に掲げる業務(以下「外国銀行代理業務」という。)を営もうとするときは、当該外国銀行代理業務の委託を受ける旨の契約の相手方である外国銀行(以下「所屬外国銀行」という。))ごとに、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の規定は、長期信用銀行が当該長期信用銀行の子会社である外国銀行その他の内閣府令で定める外国銀行を所屬外国銀行として外国銀行代理業務を営もうとするときは、適用しない。この場合において、当該長期信用銀行は、当該外国銀行代理業務に係る所屬外国銀行ごとに、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、内閣総理大臣に届け出なければならない。

第十三條の二 第二項第十二号中「開拓する会社」の下に「又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社」を加え、同項第十三号中「とする持株会社」の下に「(第十六條の二の四第一項に規定する持株会社をいう。以下この条において同じ。)」を加え、同条第四項第六号中「(第一項)」を「(第二項)」に改める。

第十六條の四 第一項中「会社(以下この条の下に「及び次条第二項」を加え、同項第十一号中

「開拓する会社」の下に「又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(長期信用銀行持株会社の子会社の範囲等の特例)

第十六條の四の二 長期信用銀行持株会社は、前条第一項の規定にかかわらず、次に掲げる会社(以下「特例子会社対象会社」という。)を子会社(当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の子会社を除く。以下「持株特定子会社」という。)とすることができ

一 特例子会社対象業務を専ら営む会社(次に掲げる会社を除く。)

イ 前条第一項第十号イ又はロに掲げる業務を専ら営む会社(同号イに掲げる業務(次項において「従属業務」という。))を営む会社に限る。))であつて、主として当該長期信用銀行持株会社、その子会社(長期信用銀行並びに同条第一項第一号及び第六号に掲げる会社に限る。))その他これらに類する者として内閣府令で定められるものの営む業務のためにその業務を営んでいる会社

ロ 前条第一項第十一号に掲げる会社

二 前条第一項各号(第十一号を除く。))に掲げる会社が営むことができる業務及び特例子会社対象業務を専ら営む会社(前号ロに掲げる会社を除く。)

2 前項各号の「特例子会社対象業務」とは、子会社対象会社(前条第一項第十一号に掲げる

会社を除く。))が営むことができる業務(従属業務を除く。以下この項において「特定業務」という。))以外の業務であつて、第六條第三項第十一号に規定する金融等デリバティブ取引に係る同号に規定する商品の売買その他の特定業務に準ずるものとして内閣府令で定めるものをいう。

3 長期信用銀行持株会社は、第一項の規定により特例子会社対象会社を持株特定子会社としようとするときは、あらかじめ、当該持株特定子会社が営もうとする特例子会社対象業務(前項に規定する特例子会社対象業務をいう。以下この条及び第二十七條第六号において同じ。))を定めて、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

4 長期信用銀行持株会社は、第一項の規定により特例子会社対象会社を持株特定子会社としている場合には、当該持株特定子会社が、その営む特例子会社対象業務につき当該特例子会社対象業務の内容その他の事情を勘案し、当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要と認められる要件として内閣府令で定められるものを満たすために必要な措置を講じなければならない。

5 第三項の規定は、特例子会社対象会社が、前条第四項に規定する内閣府令で定める事由により長期信用銀行持株会社の持株特定子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該長期信用銀行持株会社は、その持株特定子会社となつた特例子会社対象会社を引き続き持株特定子会社とすることについて内閣総理

大臣の認可を受けた場合を除き、当該特例子会社対象会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに持株特定子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

6 第三項の規定は、長期信用銀行持株会社が、その持株特定子会社としての特例子会社対象会社を同項の認可に係る特例子会社対象業務以外の特例子会社対象業務を営む持株特定子会社としようとするときについて準用する。

7 第四項の規定は、第五項本文に規定する場合(同項ただし書の規定により内閣総理大臣の認可を受けて持株特定子会社となつた特例子会社対象会社を引き続き持株特定子会社とする場合を除く。)には、適用しない。

第十七条中「外国銀行支店」、第五十二条の二の下に「(外国銀行代理業務に係る認可等)」、第五十二条の二の二(外国銀行の免許に関する特例)、第五十二条の二の五(外国銀行代理銀行についての金融商品取引法の準用)、第五十二条の二の十一を、「銀行持株会社の子会社の範囲等」の下に、「第五十二条の二十三の二(銀行持株会社の子会社の範囲等の特例)」を、「あつては長期信用銀行について」の下に、「外国銀行代理銀行に係るものにあつては外国銀行代理長期信用銀行(第六条の三第一項の認可を受け、又は同条第二項の規定による届出をして外国銀行代理業務を営んでいる長期信用銀行をいう。以下同じ。)」についてを加え、「必要な」を、「必要な」に改める。

第十七条の二中「同じ。」の締結の下に「又は

外国銀行代理長期信用銀行が行う外国銀行代理業務に係る特定預金等契約の締結の代理若しくは媒介」を加え、「及び社債」を、「社債」に改め、「受領に係る書面の交付」の下に、「第三十七条の六(書面による解除)」を加え、「第四十条の二(最良執行方針等)並びに第四十条の三(分別管理が確保されていない場合の売買等の禁止)」を「並びに第四十条の二から第四十条の五まで(最良執行方針等、分別管理が確保されていない場合の売買等の禁止、特定投資家向け有価証券の売買等の制限、特定投資家向け有価証券に関する告知義務)」に改め、「又は長期信用銀行代理業者を削り、「行う特定預金等契約の締結又はその代理」を行う特定預金等契約の締結、外国銀行代理長期信用銀行が行う外国銀行代理業務に係る特定預金等契約の締結の代理若しくは媒介又は長期信用銀行代理業者が行う長期信用銀行代理業務に係る特定預金等契約の締結の代理」に改め、「媒介について」の下に、「同法第三十七条の六(書面による解除)」の規定は長期信用銀行が行う特定預金等契約の締結又は長期信用銀行代理業者が行う長期信用銀行代理業務に係る特定預金等契約の締結の代理若しくは媒介について」を、「業務」との下に、「締結の勧誘又は締結」とあるのは「締結の勧誘又は締結若しくはその代理若しくは媒介」とを加え、「同法第三十七条の六第三項」を「同条第三項」に改め、「規定する特定預金等契約」との下に「過去に当該特定投資家との間で締結とあるのは」の締結又はその代理若しくは媒介を過去に当該特定投資家との間で」と、同条及び同法第三十四条の二第九項中「を締結する」とあ

るのは「締結又はその代理若しくは媒介をする」と、同条第五項第二号及び同法第三十四条の三第四項第二号中「締結する」とあるのは「締結又はその代理若しくは媒介をする」と、同条第二項第四号イ中「金融商品取引業者等と対象契約」とあるのは「長期信用銀行と対象契約を締結し、若しくは当該外国銀行代理長期信用銀行(長期信用銀行法第十七条に規定する外国銀行代理長期信用銀行をいう。以下同じ。)による代理若しくは媒介により対象契約」とを、「同項第一号中「金融商品取引業者等」とあるのは「長期信用銀行」の下に、「当該外国銀行代理長期信用銀行の所属外国銀行(長期信用銀行法第六条の三第一項に規定する所属外国銀行をいう。)」を加え、「(長期信用銀行法)」を「(同法)」に改め、「第三十七条の六」との下に、「締結した」とあるのは「締結若しくはその代理若しくは媒介をした」とを加える。

第二十三条の二第五号中「第五十二条の四十一」の下に「(銀行法第五十二条の二の十において準用する場合を含む。)」を、「長期信用銀行代理業務」の下に「銀行法第五十二条の二の十において準用する場合にあつては、外国銀行代理業務」を加える。

第二十五条第一号を同条第一号の二とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 第六条の三第一項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで外国銀行代理業務を営んだ者

第二十五条第三号中「第五十二条の五十第一項」の下に「(銀行法第五十二条の二の十において準用する場合を含む。)」を加え、同条第三号

の三中「若しくは第二項の下に」「第五十二条の二の六第一項を、「同じ。」の下に」「第五十二条の二の六第二項を、「銀行法第二十一条第四項」の下に」「第五十二条の二の六第二項」を加える。

第二十五条の二中「第五十二条の四十五(第一号に係る部分に限る。)」を「第五十二条の四十五(第一号に係る部分に限り、銀行法第五十二条の二の十において準用する場合を含む。)」に改める。

第二十五条の二の四第三号中「又は」を「若しくは」に改め、「交付した者」の下に「又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者」を加え、同条第四号中「又は」を「若しくは」に改め、「交付した者」の下に「又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法により虚偽の事項の提供をした者」を加える。

第二十五条の三第二号中「第五十二条の四十一」の下に「(銀行法第五十二条の二の十において準用する場合を含む。次号において同じ。)」を加え、同条第三号中「第五十二条の四十二」の下に「(銀行法第五十二条の二の十において準用する場合を含む。)」を加え、「同条第一項」を「銀行法第五十二条の四十第一項」に改める。

第二十六条第一項第二号中「第二十五条第一号」を「第二十五条第一号の二」に改め、同項第四号中「第二十五条第六号」を「第二十五条第一号、第六号」に改める。

官 報 (号 外)

第二十七条第二号中「第十条第一項」を「第六
条の三第二項、第十条第一項」に改め、「第三十
八条」の下に、「第五十二条の二の九」を加え、
同条第六号中又は「を若しくは」に改め、「該
当する子会社としたとき」の下に「又は第十六条
の四の二第六項において準用する同条第三項の
規定による内閣総理大臣の認可を受けないで特
例子会社対象会社を同項の認可に係る特例子会
社対象業務以外の特例子会社対象業務を営む持
株特定子会社としたとき」を加え、同条第七号
中「条件」の下に「第六条の三第一項」を加え、
「若しくは第十六条の四第三項」を「第十六条
の四第三項」に改め、「同条第五項において準用
する場合を含む。」の下に「若しくは第十六条の
四の二第三項(同条第六項において準用する場合
を含む。)」を加え、同条第十四号の次に次の
一号を加える。

十四の二 銀行法第五十二条の二の八の規定
による報告若しくは資料の提出をせず、又
は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたと
き。

第二十七条第十五号中「第五十二条の四十三」
の下に「(銀行法第五十二条の二の十において準
用する場合を含む。)」を加え、同条第十六号中
「第五十二条の四十九」の下に「(銀行法第五十二
条の二の十において準用する場合を含む。)」を
加える。

(労働金庫法の一部改正)
第十条 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百
十七号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第四号中「第十号」を「第十号の三」
に、「第十二号」を「第十二号の二」に改める。

第三十七条の四中「会員」を「監事」に改め
る。

第五十八条第二項第十三号中「定める者」の下
に「(外国の法令に準拠して外国において銀行法
第二条第二項(定義等)に規定する銀行業を営む
者(同法第四条第五項(営業の免許)に規定する
銀行等を除く。次条第一項第十一号において
「外国銀行」という。を除外。))」を加え、同項第
十八号中「商品の価格」の下に「算定割当量地
球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法
律第百十七号)第二条第六項(定義)に規定する
算定割当量その他これに類似するものをいう。
以下同じ。の価格」を加え、同条第七項中「金融
商品取引法第三十三条第二項各号(金融機関の
有価証券関連業務の禁止等)に掲げる有価証券又
は取引について、同項各号に定める行為を行う
業務(第二項の規定により行う業務を除く。)」を
「次に掲げる業務」に改め、同項に次の各号を加
える。

一 金融商品取引法第二十八条第六項(通則)
に規定する投資助言業務

二 金融商品取引法第三十三条第二項各号
(金融機関の有価証券関連業務の禁止等)に掲
げる有価証券又は取引について、同項各号
に定める行為を行う業務(第二項の規定に
より行う業務を除く。)

三 金融機関の信託業務の兼営等に関する法
律により行う同法第一条第一項(兼営の認
可)に規定する信託業務

四 信託法(平成十八年法律第百八号)第三条
第三号(信託の方法)に掲げる方法によつて
する信託に係る事務に関する業務

五 算定割当量を取得し、若しくは譲渡する
ことを内容とする契約の締結又はその媒
介、取次ぎ若しくは代理を行う業務(第二
項の規定により行う業務を除く。)であつ
て、内閣府令・厚生労働省令で定めるもの
第五十八条第八項を削り、同条第九項中「前
項第二号を「前項第四号」に改め、同項を同条
第八項とする。

第五十八条の二第二項第十一号中「定める者」
の下に「(外国銀行を除く。)」を加え、同項第十
六号中「商品の価格」の下に「算定割当量の価
格」を加え、同条第三項中「金融商品取引法第
三十三条第二項各号(金融機関の有価証券関連
業務の禁止等)に掲げる有価証券又は取引につ
いて、同項各号に定める行為を行う業務(第一
項の規定により行う業務を除く。)」を「次に掲げる
業務」に改め、同項に次の各号を加える。

一 金融商品取引法第二十八条第六項(通則)
に規定する投資助言業務

二 金融商品取引法第三十三条第二項各号
(金融機関の有価証券関連業務の禁止等)に掲
げる有価証券又は取引について、同項各号
に定める行為を行う業務(第一項の規定に
より行う業務を除く。)

三 金融機関の信託業務の兼営等に関する法
律により行う同法第一条第一項(兼営の認
可)に規定する信託業務

四 信託法第三十三条第三号(信託の方法)に掲
げる方法によつてする信託に係る事務に関す
る業務

五 地方債又は社債その他の債券の募集又は
管理の受託

六 担保付社債信託法(明治三十八年法律第
五十二号)により行う担保付社債に関する
信託業務

七 算定割当量を取得し、若しくは譲渡する
ことを内容とする契約の締結又はその媒
介、取次ぎ若しくは代理を行う業務(第一
項の規定により行う業務を除く。)であつ
て、内閣府令・厚生労働省令で定めるもの
第五十八条の二第四項及び第五項を削り、同
条第六項中「第四項第二号に掲げる業務及び前
項に規定する」を「前項第四号から第六号まで
に掲げる」に改め、同項を同条第四項とし、同条
第七項を同条第五項とする。

第五十八条の三第一項第二号及び第五十八
条の四第七項中「開拓する会社」の下に「又は経営
の向上に相当程度寄与すると認められる新たな
事業活動を行う会社」を加える。

第五十八条の五第一項第七号中「開拓する会
社」の下に「又は経営の向上に相当程度寄与する
と認められる新たな事業活動を行う会社」を加
え、同条第七項中「第五十八条の二第四項」を
「第五十八条の二第三項」に、「同項第一号」を
「同項第三号」に改める。

第五十八条の六第二項中「開拓する会社」の下
に「又は経営の向上に相当程度寄与すると認め
られる新たな事業活動を行う会社」を加える。

第六十二条の五第七項中「及び第六十三条」を
「次条、第六十四条及び第七十四条」に改め
る。

第九十四条第一項中「第十三条の三」を「第十
三条の三の二(第二項を除く。)」に改め、「禁止
行為」の下に「顧客の利益の保護のための体制

整備」を加え、同条第三項中「第七章の二」を「第七章の四」に改める。

第九十四条の二中「及び社債」を「社債に、
「第四十条の二(最良執行方針等)並びに第四十条の三(分別管理が確保されていない場合の売買等の禁止)」を並びに第四十条の二から第四十条の五まで(最良執行方針等、分別管理が確保されていない場合の売買等の禁止、特定投資家向け有価証券の売買等の制限、特定投資家向け有価証券に関する告知義務)」に改める。

第百条第五号中「及び」を「又は」に改める。

第百条の四の四第三号中「又は」を「若しくは」に改め、「交付した者」の下に「又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者」を加え、同条第四号中「又は」を「若しくは」に改め、「交付した者」の下に「又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法により虚偽の事項の提供をした者」を加える。

(銀行法の一部改正)

第十一条 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七章の二 株主」を「第七章の二 外国銀行代理業務に関する特則(第五十二条の株主」

二「第五十二条の二の十」に、「第五十二条の二」を「第五十二条の二の十一」に、「第七章の三」を「第七章の四」に改める。

第三条の二第一項中「第七章の二第一節」を「第七章の三第一節」に改める。

「第七章の三第一節」に改める。

第四条第五項中「及び長期信用銀行」を「長期信用銀行」に改め、「同じ。」の下に「その他内閣府令で定める金融機関」を加える。

第十条第二項第八号中「行う者」の下に「(外国の法令に準拠して外国において銀行業を営む者(第四条第五項に規定する銀行等を除く。以下「外国銀行」という。)を除く。を、「業務の下に(「次号に掲げる業務に該当するものを除く。))を加え、同号の次に次の一号を加える。

ハの二 外国銀行の業務の代理又は媒介(銀行の子会社である外国銀行の業務の代理又は媒介を当該銀行が行う場合における当該代理又は媒介その他の内閣府令で定めるものに限る。)

第十条第二項第十四号中「商品の価格」の下に「算定制当量(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第十七号)第二条第六項(定義に規定する算定制当量その他これに類似するものをいう。次条第四号において同じ。))の価格」を加える。

第十一条中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 金融商品取引法第二十八条第六項(通則)に規定する投資助言業務

第十一条に次の一号を加える。

四 算定制当量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務(前条第二項の規定により営む業務を除く。)であつて、内閣府令で定めるもの

第十三条の三中「次条」を「第十三条の四」に改

め、同条の次に次の一条を加える。

(顧客の利益の保護のための体制整備)

第十三条の三の二 銀行は、当該銀行、当該銀行を所屬銀行とする銀行代理業者又は当該銀行の親金融機関等若しくは子金融機関等が行う取引に伴い、当該銀行、当該銀行を所屬銀行とする銀行代理業者又は当該銀行の子金融機関等が行う業務(銀行業、銀行代理業その他の内閣府令で定める業務に限る。)に係る顧客の利益が不当に害されることのないよう、内閣府令で定めるところにより、当該業務に関する情報を適正に管理し、かつ、当該業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備その他の必要な措置を講じなければならない。

2 前項の「親金融機関等」とは、銀行の総株主の議決権の過半数を保有している者その他の当該銀行と密接な関係を有する者として政令で定める者のうち、銀行、金融商品取引業者(金融商品取引法第二条第九項(定義)に規定する金融商品取引業者をいう。以下同じ。)、保険会社(保険業法第二条第二項(定義)に規定する保険会社をいう。以下同じ。))その他政令で定める金融業を行う者をいう。

3 第一項の「子金融機関等」とは、銀行が総株主等の議決権の過半数を保有している者その他の当該銀行と密接な関係を有する者として政令で定める者のうち、銀行、金融商品取引業者、保険会社その他政令で定める金融業を行う者をいう。

第十三条の四中「及び社債」を「社債」に、第四十条の二(最良執行方針等)並びに第四

十条の三(分別管理が確保されていない場合の売買等の禁止)」を並びに第四十条の二から第四十条の五まで(最良執行方針等、分別管理が確保されていない場合の売買等の禁止、特定投資家向け有価証券の売買等の制限、特定投資家向け有価証券に関する告知義務)」に改める。

第十六条の二第一項第三号中「金融商品取引法第二条第九項(定義)に規定する金融商品取引業者をいう。第五十二条の四第一項において同じ。を削り、「(同法第二十八条第八項(定義)を(金融商品取引法第二十八条第八項(通則)」に改め、同項第四号ハ中「(定義)」を「(通則)」に改め、同項第五号を次のように改める。

五 保険会社

第十六条の二第一項第十二号中「開拓する会社」の下に「又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社」を加える。

第十六条の三第七項中「開拓する会社」の下に「又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社」を加える。

第三十一条第一号中「第四条第五項に規定する銀行等をいう。」を「銀行及び長期信用銀行をいう。第五十二条の六十一を除き、」に改める。

第四十七条第一項中「外国の法令に準拠して外国において銀行業を営む者(銀行等を除く。以下「外国銀行」という。))」を「外国銀行」に改め、同条第二項ただし書中「第七章の二」を「第七章の三」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の場合において、第十条第二項(第八号の二に係る部分に限る。及び次章の規定並

官 報 (号 外)

びにこれらの規定に係る第九章の規定の適用については、外国銀行支店に係る外国銀行の主たる営業所及びその外国における支店その他の営業所(以下この項において「外国銀行外国営業所」と総称する。)は、一の外国銀行とみなし、当該外国銀行支店が行う当該外国銀行支店に係る外国銀行の外国銀行外国営業所とその顧客の取引の仲介(外国銀行の業務の代理又は媒介に相当するものとして内閣府令で定めるものに限る。)は、当該一の外国銀行の業務の媒介とみなし、当該取引の仲介に係る外国銀行外国営業所は、当該外国銀行支店が当該一の外国銀行の業務の媒介の委託を受ける旨の契約の相手方とみなす。

第五十二条の四十五の二中「及び社債」を「社債」に、「第四十条の二(最良執行方針等)並びに第四十条の三(分別管理が確保されていない場合の売買等の禁止)」を並びに第四十条の二から第四十条の五まで(最良執行方針等、分別管理が確保されていない場合の売買等の禁止、特定投資家向け有価証券の売買等の制限、特定投資家向け有価証券に関する告知義務)に改め、「銀行代理業者が行う」の下に「銀行代理業に係る」を加える。

第七章の三を第七章の四とする。
第五十二条の二を第五十二条の二の十一とする。

第五十二条の四第一項及び第五十二条の五中「第五十二条の二第一項を」第五十二条の二の十一第一項に改める。

第五十二条の二十一第一項中「及び第五十二条の二十三第一項各号に掲げる会社」を「第五

十二条の二十三第一項各号に掲げる会社及び第五十二条の二十三の二第一項に規定する特例子会社対象会社」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(顧客の利益の保護のための体制整備)

第五十二条の二十一の二 銀行持株会社は、その子会社である銀行、当該銀行持株会社の子会社である銀行を所屬銀行とする銀行代理業者又は当該銀行持株会社の親金融機関等若しくは子金融機関等が行う取引に伴い、当該銀行持株会社の子会社である銀行、当該銀行持株会社の子会社である銀行を所屬銀行とする銀行代理業者又は当該銀行持株会社の子金融機関等が行う業務(銀行業、銀行代理業その他の内閣府令で定める業務に限る。)に係る顧客の利益が不当に害されることのないよう、内閣府令で定めるところにより、当該業務に関する情報を適正に管理し、かつ、当該業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備その他必要な措置を講じなければならない。

2 前項の「親金融機関等」とは、銀行持株会社の総株主の議決権の過半数を保有している者その他の当該銀行持株会社と密接な関係を有する者として政令で定める者のうち、銀行、金融商品取引業者、保険会社その他政令で定める金融業を行う者をいう。

3 第一項の「子金融機関等」とは、銀行持株会社が総株主等の議決権の過半数を保有している者その他の当該銀行持株会社と密接な関係を有する者として政令で定める者のうち、銀行(当該銀行持株会社の子会社である銀行を

除く。)、金融商品取引業者、保険会社その他政令で定める金融業を行う者をいう。

第五十二条の二十三第一項中「(会社(以下この条の下に「及び次条第二項」を加え、同項第十一号中「開拓する会社」の下に「又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社」を加え、「次条第七項」を「第五十二条の二十四第七項」に改め、同条第三項中「次条第四項第四号」を「第五十二条の二十四第四項第四号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(銀行持株会社の子会社の範囲等の特例)

第五十二条の二十三の二 銀行持株会社は、前条第一項の規定にかかわらず、次に掲げる会社(以下「特例子会社対象会社」という。)を子会社(当該銀行持株会社の子会社である銀行の子会社を除く。以下「持株特定子会社」という。)とすることができる。

一 特例子会社対象業務を専ら営む会社(次に掲げる会社を除く。)

イ 前条第一項第十号イ又はロに掲げる業務を専ら営む会社(同号イに掲げる業務(次項において「従属業務」という。)を営む会社に限る。)であつて、主として当該銀行持株会社、その子会社(銀行並びに同条第一項第一号及び第六号に掲げる会社に限る。)その他これらに類する者として内閣府令で定めるものの営む業務のためにその業務を営んでいる会社

ロ 前条第一項第十一号に掲げる会社
二 前条第一項各号(第十一号を除く。)に掲げる会社が営むことができる業務及び特例

子会社対象業務を専ら営む会社(前号ロに掲げる会社を除く。)

2 前項各号の「特例子会社対象業務」とは、子会社対象会社(前条第一項第十一号に掲げる会社を除く。)が営むことができる業務(従属業務を除く。以下この項において「特定業務」という。)以外の業務であつて、第十条第二項第十四号に規定する金融等デリバティブ取引に係る同号に規定する商品の売買その他の特定業務に準ずるものとして内閣府令で定めるものをいう。

3 銀行持株会社は、第一項の規定により特例子会社対象会社を持株特定子会社としようとするときは、あらかじめ、当該持株特定子会社が営もうとする特例子会社対象業務(前項に規定する特例子会社対象業務をいう。以下この条及び第六十五条第十七号において同じ。)を定めて、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

4 銀行持株会社は、第一項の規定により特例子会社対象会社を持株特定子会社としている場合には、当該持株特定子会社が、その営む特例子会社対象業務につき当該特例子会社対象業務の内容その他の事情を勘案し、当該銀行持株会社の子会社である銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要と認められる要件として内閣府令で定めるものを満たすために必要な措置を講じなければならない。

5 第三項の規定は、特例子会社対象会社が、前条第四項に規定する内閣府令で定める事由により銀行持株会社の持株特定子会社となる

場合には、適用しない。ただし、当該銀行持株会社は、その持株特定子会社となつた特例子会社対象会社を引き続き持株特定子会社とすることについて内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、当該特例子会社対象会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに持株特定子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

6 第三項の規定は、銀行持株会社が、その持株特定子会社としての特例子会社対象会社を同項の認可に係る特例子会社対象業務以外の特例子会社対象業務を営む持株特定子会社としてとするとともに適用する。

7 第四項の規定は、第五項本文に規定する場合(同項ただし書の規定により内閣総理大臣の認可を受けて持株特定子会社となつた特例子会社対象会社を引き続き持株特定子会社とする場合を除く)には、適用しない。

第五十二条の二十四第四項中「並びに前条第一項第一号を、第五十二条の二十三第一項第一号に改め、『掲げる会社』の下に『並びに特例子会社対象会社』を加え、同条第四項第四号中『前条第三項を』第五十二条の二十三第三項に改め、同条第七項中『開拓する会社』の下に『又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社』を加える。

第七章の二を第七章の三とし、第七章の次の一章を加える。

第七章の二 外国銀行代理業務に関する

特則

(外国銀行代理業務に係る認可等)

第五十二条の二 銀行は、第十条第二項第八号

の二に掲げる業務(次条第二号から第四号までを除き、以下「外国銀行代理業務」という)を営もうとするときは、当該外国銀行代理業務の委託を受ける旨の契約の相手方である外国銀行(次条第二号から第四号までを除き、以下「所屬外国銀行」という)ごとに、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の規定は、銀行が当該銀行の子会社である外国銀行その他の内閣府令で定める外国銀行を所屬外国銀行として外国銀行代理業務を営もうとするときは、適用しない。この場合において、当該銀行は、当該外国銀行代理業務に係る所屬外国銀行ごとに、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、内閣総理大臣に届け出なければならない。

(外国銀行の免許に関する特例)

第五十二条の二の二 次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める業務(第十条第一項第一号又は第三号に掲げる業務に限る)については、第四条第一項及び第四十七条第一項の規定は、適用しない。

一 銀行が、前条第一項の認可を受け、又は同条第二項の規定による届出をして外国銀行代理業務を営んでいる場合 当該外国銀行代理業務に係る所屬外国銀行の当該外国銀行代理業務に係る業務

二 長期信用銀行が、長期信用銀行法第六条の三第一項(外国銀行代理業務に係る認可等)の認可を受け、又は同条第二項の規定による届出をして外国銀行代理業務(同条第一項に規定する外国銀行代理業務をい

う)を営んでいる場合 当該外国銀行代理業務に係る所屬外国銀行(同条第一項に規定する所屬外国銀行をいう)の当該外国銀行代理業務に係る業務

三 信用金庫連合会が、信用金庫法第五十四条の二(外国銀行代理業務に係る届出)の規定による届出をして外国銀行代理業務(同条に規定する外国銀行代理業務をいう)を営んでいる場合 当該外国銀行代理業務に係る所屬外国銀行(同条に規定する所屬外国銀行をいう)の当該外国銀行代理業務に係る業務

四 農林中央金庫が、農林中央金庫法第五十九条の四(外国銀行代理業務に係る届出)の規定による届出をして外国銀行代理業務(同条に規定する外国銀行代理業務をいう)を営んでいる場合 当該外国銀行代理業務に係る所屬外国銀行(同条に規定する所屬外国銀行をいう)の当該外国銀行代理業務に係る業務

第五十二条の二の三 銀行が、第五十二条の二第一項の認可を受け、又は同条第二項の規定による届出をして外国銀行代理業務を営んでいる場合には、当該外国銀行代理業務に係る所屬外国銀行が業としてする預り金(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和二十九年法律第九十五号)第二条第二項(預り金の禁止)に規定する預り金をいう)であつて当該外国銀行代理業務に係るものについては、同法第二条第一項の規定は、

適用しない。

(貸金業法の特例)

第五十二条の二の四 銀行が、第五十二条の二第一項の認可を受け、又は同条第二項の規定による届出をして外国銀行代理業務を営んでいる場合には、当該外国銀行代理業務に係る所屬外国銀行が業として行う貸付け(貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第二条第一項(定義)に規定する貸付けをいう)であつて当該外国銀行代理業務に係るものについては、同法第二条第一項に規定する貸金業に該当しないものとみなす。

(外国銀行代理銀行についての金融商品取引法の準用)

第五十二条の二の五 金融商品取引法第三章第一節第五款(第三十四条の二第六項から第八項まで(特定投資家が特定投資家以外の顧客とみなされる場合)並びに第三十四条の三五項及び第六項(特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合)を除く)。(特定投資家、同章第二節第一款(第三十五条から第三十六条の四まで(第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者の業務の範囲、第二種金融商品取引業又は投資助言・代理業のみを行う者の兼業の範囲、顧客に対する誠実義務、標識の掲示、名義貸しの禁止、社債の管理の禁止等)、第三十七条第一項第二号(広告等の規制)、第三十七条の二(取引態様の事前明示義務)、第三十七条の三第一項第二号及び第六号並びに第三項(契約締結前の書面の交付)、第三十七条の五(保証金の受領に係る書面の交付)、第三十七条の

六(書面による解除)、第三十八条第一号及び第二号並びに第三十八条の二(禁止行為)、第三十九条第三項ただし書及び第五項(損失補てん等の禁止)並びに第四十条の二から第四十条の五まで(最良執行方針等、分別管理が確保されていない場合の売買等の禁止、特定投資家向け有価証券の売買等の制限、特定投資家向け有価証券に関する告知義務)を除く。(通則)及び第四十五条第三号及び第四号を除く。(雑則)の規定は、外国銀行代理銀行(第五十二条の二第一項の認可を受け、又は同条第二項の規定による届出をして外国銀行代理業務を営んでいる銀行をいう。以下同じ。)が行う外国銀行代理業務に係る特定預金等契約の締結の代理又は媒介について準用する。この場合において、これらの規定中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引業」とあるのは「特定預金等契約の締結の代理又は媒介の業務」と、「締結の勧誘又は締結」とあるのは「締結の勧誘又は締結の代理若しくは媒介」と、これらの規定(同法第三十四条の規定を除く。)中「金融商品取引行為」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第三十四条中「顧客を相手方とし、又は顧客のために金融商品取引行為(第二条第八項各号に掲げる行為をいう。以下同じ。)を行うことを内容とする契約」とあるのは「銀行法第十三条の四に規定する特定預金等契約」と、「を過去に当該特定投資家との間で締結」とあるのは「締結の代理又は媒介を過去に当該特定投資家との間で」と、同条及び同法第三十四条の二第九項中「を締結

する」とあるのは「締結の代理又は媒介をする」と、同条第五項第二号及び同法第三十四条の三第四項第二号中「締結する」とあるのは「締結の代理又は媒介をする」と、同条第二項第四号イ中「と対象契約」とあるのは「による代理若しくは媒介により対象契約」と、同法第三十七条の三第一項中「を締結しようとするとき」とあるのは「締結の代理又は媒介を行うとき」と、「交付しなければならぬ」とあるのは「交付するほか、預金者等(銀行法第二条第五項に規定する預金者等をいう。以下この項において同じ。)の保護に資するため、内閣府令で定めるところにより、当該特定預金等契約の内容その他預金者等に参考となるべき情報の提供を行わなければならない」と、同項第一号中「金融商品取引業者等」とあるのは「外国銀行代理銀行(銀行法第五十二条の二の五に規定する外国銀行代理銀行をいう。)の所屬外国銀行(同法第五十二条の二第一項に規定する所屬外国銀行をいう。)」と、同法第三十九条第一項第一号中「有価証券の売買その他の取引(買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。又はデリバティブ取引(以下この条において「有価証券売買取引等」という。))とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券又はデリバティブ取引(以下この条において「有価証券等」という。))とあるのは「特定預金等契約」と、「顧客(信託会社等(信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。))が、信託契約

に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買又はデリバティブ取引を行う場合にあつては、当該信託をする者を含む。以下この条において同じ。とあるのは「顧客」と、「補足するため」とあるのは「補足するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第二号及び第三号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、同項第二号中「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第三号中「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同条第三項中「原因となるもの」として内閣府令で定めるもの」とあるのは「原因となるもの」と、同法第四十五条第二号中「第三十七条の二から第三十七条の六まで、第四十条の二第四項及び第四十三条の四」とあるのは「第三十七条の三(第一項の書面の交付に係る部分に限り、同項第二号及び第六号並びに第三項を除く。及び第三十七条の四」と、「締結した」とあるのは「締結の代理若しくは媒介をした」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。(所屬外国銀行に係る説明書類等の縦覧)第五十二条の二の六 外国銀行代理銀行は、内閣府令で定めるところにより、その所屬外国銀行及びその所屬外国銀行を子会社とする持株会社で外国の法令に準拠して設立された会社(以下この項において「外国銀行持株会社」と

いう。)がその事業年度ごとに作成した書面であつて、当該所屬外国銀行又は当該外国銀行持株会社の業務及び財産の状況に関する事項を記載したもの(第二十一条第一号及び第二項並びに第五十二条の二十九第一項に規定する事業年度に係る説明書類又はこれに類するものであつて、日本語又は英語により記載したものに限る。)を、当該所屬外国銀行のために外国銀行代理業務を営む国内のすべての営業所(無人の営業所を除く。次項において同じ。)に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

2 前項に規定する書面が電磁的記録をもつて作成されているときは、外国銀行代理業務を営むすべての営業所において、当該書面の内容である情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものをとることができる。この場合においては、同項に規定する書面を、同項の規定により備え置き、公衆の縦覧に供したものとみなす。

(外国銀行代理業務の健全化措置)第五十二条の二の七 外国銀行代理銀行は、内閣府令で定めるところにより、その所屬外国銀行の業務又は財産の状況に関する事項の顧客への説明その他の当該外国銀行代理銀行が営む外国銀行代理業務の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

(所屬外国銀行に関する資料の提出等)第五十二条の二の八 内閣総理大臣は、外国銀行代理業務の健全かつ適切な運営を確保する

ため必要があると認めるときは、外国銀行代理銀行に対し、その所属外国銀行(当該所属外国銀行と政令で定める特殊の関係のある者を含む。)の業務又は財産の状況に関する報告又は資料の提出を求めることができる。
(所属外国銀行に関する届出等)

第五十二条の二の九 外国銀行代理銀行は、その所属外国銀行(外国銀行代理銀行(外国銀行支店に限る。))が営む外国銀行代理業務に係る所属外国銀行(当該外国銀行支店に係る外国銀行に限る。)を除く。)が次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

- 一 資本金又は出資の額を変更したとき。
 - 二 商号又は本店の所在地を変更したとき。
 - 三 合併をし、会社分割により事業を承継させ、若しくは承継し、又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡若しくは譲受け(当該外国銀行支店のみに係るものを除く。)をしたとき。
 - 四 解散(合併によるものを除く。)をし、又は銀行業の廃止をしたとき。
 - 五 銀行業に係る免許(当該免許に類する許可、登録その他の行政処分を含む。)を取り消されたとき。
 - 六 破産手続開始の決定があつたとき。
 - 七 その他内閣府令で定める場合に該当するとき。
- 2 外国銀行代理銀行は、前項第二号から第六号までに係る部分に限る。)の規定による届出をしたときは、内閣府令で定めるところにより、その届出をした内容を公告するとともに、一月を下らない期間、当該届出に係る所属外国銀行に係る外国銀行代理業務を営む当該外国銀行代理銀行のすべての営業所の公衆の目につきやすい場所に掲示しなければならない。

(準用)
第五十二条の二の十 第五十二条の四十、第五十二条の四十一、第五十二条の四十三から第五十二条の四十五第四号を除く。)まで、第五十二条の四十九及び第五十二条の五十第一項の規定は、銀行代理業者に係るものにあつては外国銀行代理銀行について、所属銀行に係るものにあつては所属外国銀行について、銀行代理業務に係るものにあつては外国銀行代理業務について、それぞれ準用する。この場合において、第五十二条の四十五第五号中「所属銀行の業務」とあるのは、「外国銀行代理業務」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五十三条第三項第四号中「子会社になつたとき」の下に、「若しくは特例子会社対象会社に該当する持株特定子会社が当該特例子会社対象会社に該当しない持株特定子会社になつたとき」を加える。
第六十一条第四号中「第十三条の四」の下に「第五十二条の二の五」を加え、同条第七号中「第五十二条の四十一」の下に「第五十二条の二の十において準用する場合を含む。」を、「銀行代理業務」の下に「第五十二条の二の十において準用する場合にあつては、外国銀行代理業務」を加える。

第六十三条第一号中「第五十二条の五十第一項」の下に「(第五十二条の二の十において準用する場合を含む。)」を加え、同条第一号の三中「若しくは第二項」の下に「第五十二条の二の六第一項」を、「同じ」の下に「第五十二条の二の六第二項」を、「第二十一条第四項」の下に「第五十二条の二の六第二項」を加え、同条第六号の次に次の一号を加える。
六の二 第五十二条の二第一項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで外国銀行代理業務を営んだ者

第六十三条の二中「第五十二条の四十五(第一号に係る部分に限る。)」を「第五十二条の四十五(第一号に係る部分に限り、第五十二条の二の十において準用する場合を含む。)」に改める。
第六十三条の二の四第三号中「又は」を「若しくは」に改め、「交付した者」の下に「又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者」を加え、同条第四号中「又は」を「若しくは」に改め、「交付した者」の下に「又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法により虚偽の事項の提供をした者」を加える。

第六十三条の三第三号中「第五十二条の四十五第一項」の下に「第五十二条の二の十において準用する場合を含む。 次号において同じ。」を加え、同条第四号中「第五十二条の四十二項」の下に「(第五十二条の二の十において準用する場合を含む。)」を加え、「同条第一項」を第五十二条の四十第一項に改める。
第六十四条第一項第四号中「第六号」を「から第六号の二まで」に改める。
第六十五条第四号中「若しくは第三項」の下に「第五十二条の二第二項、第五十二条の二の九」を加え、同条第十二号中「若しくは第五十二条第二項」を「第五十二条第二項若しくは第五十二条の二の八」に改め、同条第十三号中「第五十二条の二第一項」を「第五十二条の二の十一第一項」に改め、同条第十七号中「又は」を「若しくは」に改め、「該当する子会社としたとき」の下に「又は第五十二条の二十三の二第六項において準用する同条第三項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで特例子会社対象会社を同項の認可に係る特例子会社対象業務以外の特例子会社対象業務を営む持株特定子会社としたとき」を加え、同条第十八号中「第五十二条の四十三」の下に「(第五十二条の二の十において準用する場合を含む。)」を加え、同条第十九号中「第五十二条の四十九」の下に「(第五十二条の二の十において準用する場合を含む。)」を加え、同条第二十号中「第四十七条の二」の下に「第五十二条の二第二項」を、「同条第五項において準用する場合を含む。」の下に「第五十二条の二十三の二第三項(同条第六項において準用する場合を含む。)」を加える。
(保険業法の一部改正)
第十二条 保険業法(平成七年法律第百五号)の一部を次のように改正する。
目次中「第百九十四条」を「第百九十三条の二」に、「第二百七十一条の二十二」を「第二百

官 報 (号 外)

七十一條の二十二に改める。

第二條第十一項中「次條」の下に、「第百條の二の二」を加える。

第八條の見出し中「兼職制限等」を「兼職制限」に改め、同條第一項を削り、同條第二項中「前項の規定の適用がある場合を除くほか、」を削り、同項を同條第一項とし、同條第三項を同條第二項とする。

第十七條の六第三項中「(剰余金の額)」の下に「並びに第四百六十一條第二項第二号イ及び第六号(配当等の制限)」を加え、「同号」を「これらの規定」に改め、同條第四項を削る。

第二十八條第一項第三号中「(銀行)」の下に「(銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二條第一項(定義等)に規定する銀行をいう。以下同じ。)」を加える。

第三十條の十四中「前項」とあるのは「第五十二條第二項第二号」を「及び前項」とあるのは「(第五十二條第二項第二号)」に改める。

第五十三條の二第一項第三号中「金融商品取引法」の下に「(昭和二十三年法律第二十五号)」を加え、「第十号」を「第十号の三」に、「第十二号」を「第十二号の二」に改める。

第五十三條の十に次の一項を加える。
2 前項の規定にかかわらず、監査役の解任の決議をする場合には、第六十二條第二項に定める決議によらなければならない。

第五十三條の十一中「会社法第三百四十三條」の下に「(第四項を除く。)」を加え、「同法第三百四十三條第四項中「第三百四十一條」とあるのは「保険業法第五十三條の十」と、同法第三百四十五條第三項」を「同條第三項」に改める。

第六十條の二第四項中「第三十條の五第二項及び第三項」の下に「並びに会社法第二百九條(第二号を除く。)(株主となる時期)」を加える。

第六十三條の次に次の一條を加える。
(会社法の準用)

第六十三條の二 会社法第八百二十四條(会社の解散命令、第八百二十六條(官庁等の法務大臣に対する通知義務)、第八百六十八條第一項(非訟事件の管轄)、第八百七十條(第三号に係る部分に限る。)(陳述の聴取)、第八百七十一條本文(理由の付記)、第八百七十二條(第四号に係る部分に限る。)(即時抗告)、第八百七十三條本文(原裁判の執行停止)、第八百七十五條(非訟事件手続法の規定の適用除外)、第八百七十六條(最高裁判所規則)、第九百四條(法務大臣の関与)及び第九百三十七條第一項(第三号に係る部分に限る。)(裁判による登記の嘱託)の規定は相互会社の解散の命令について、同法第八百二十五條(会社の財産に関する保全処分)、第八百六十八條第一項、第八百七十條(第二号に係る部分に限る。)、第八百七十一條、第八百七十二條(第一号及び第四号に係る部分に限る。)、第八百七十三條、第八百七十四條(第二号及び第三号に係る部分に限る。)(不服申立ての制限)、第八百七十五條、第八百七十六條並びに第九百五條及び第九百六條(会社の財産に関する保全処分についての特則)の規定はこの条において準用する同法第八百二十四條第一項の申立てがあつた場合における相互会社の財産の保全について、それぞれ準用する。

この場合において、必要な技術的読替えは、

政令で定める。

第六十九條中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 前項の規定による通知は、公告をもってこれに代へることができる。

第七十七條第六項中「同條第三項において準用する同法第八百三十一條第一項中「株主等(当該各号の株主総会等が創立総会又は種類創立総会である場合にあつては、株主等、設立時株主、設立時取締役又は設立時監査役)」とあるのは「(総代、取締役、監査役又は清算人(委員会設置会社にあつては、総代、取締役、執行役又は清算人)」と、「取締役、監査役又は清算人(当該決議が株主総会又は種類株主総会の決議である場合にあつては第三百四十六條第一項(第四百七十九條第四項において準用する場合を含む。))の規定により取締役、監査役又は清算人としての権利義務を有する者を含み、当該決議が創立総会又は種類創立総会の決議である場合にあつては設立時取締役又は設立時監査役を含む。)」とあるのは「取締役、監査役又は清算人」とを削る。

第七十八條第四項を削る。

第八十四條第二項第七号及び第八号中「第六十九條第六項」を「第六十九條第七項」に改め、同項第九号中「取締役」を「取締役」に改める。

第九十一條第三項中「前二項」を「第一項及び前項」に改め、同項を同條第四項とし、同條第二項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 組織変更後株式会社は、貸借対照表上の純資産額から組織変更剰余金額を控除した金額

を超えて、剰余金の配当を行うことができる。

第九十八條第一項第八号中「商品の価格」の下に「算定割当量(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第百十七号)第二條第六項(定義)に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。次條第二項第四号において同じ。の価格)」を加える。

第九十九條第二項に次の二號を加える。

三 金融商品取引法第二十八條第六項(通則)

に規定する投資助言業務

四 算定割当量を取得し、若しくは譲渡すること

を内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務(前條

第一項の規定により行う業務を除く。)であつて、内閣府令で定めるもの

第九十九條第六項中「第二項各号」を「第二項第一号及び第二号」に改め、「商法」及び「会社法」を削る。

第百條の二の次に次の一條を加える。

(顧客の利益の保護のための体制整備)

第百條の二の二 保険会社は、当該保険会社又はその親金融機関等若しくは子金融機関等が行う取引に伴い、当該保険会社又はその子金融機関等が行う業務(保険業その他の内閣府令で定める業務に限る。)に係る顧客の利益が不当に害されることのないよう、内閣府令で定めるところにより、当該業務に関する情報を適正に管理し、かつ、当該業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備その他必要な措置を講じなければならない。

2 前項の「親金融機関等」とは、保険会社の総

株主の議決権の過半数を保有している者その他の当該保険会社と密接な関係を有する者として政令で定める者のうち、保険会社、銀行、金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項（定義）に規定する金融商品取引業者をいう。以下同じ。）その他政令で定める金融業を行う者をいう。

3 第一項の「子金融機関等」とは、保険会社が総株主等の議決権の過半数を保有している者その他の当該保険会社と密接な関係を有する者として政令で定める者のうち、保険会社、銀行、金融商品取引業者その他政令で定める金融業を行う者をいう。

第百六条第一項第五号中「金融商品取引法第二条第九項（定義）に規定する金融商品取引業者をいう。第二百七十一条の五第一項及び第三百三十三条第一項第一号において同じ。」を削り、「有価証券関連連業」の下に「金融商品取引法第二十八条第八項（通則）に規定する有価証券関連業をいう。以下同じ。」を加え、同項第六号八中「（定義）」を「（通則）」に改め、同項第十三号中「開拓する会社」の下に「又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社」を加える。

第百七条第七項中「開拓する会社」の下に「又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社」を加える。

第百七条第一項中「この項において」を削る。

第百六十四条第四項及び第百六十五条第六項中「同条第二項」を「同条第三項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

第百六十五条の十一第一項ただし書中「公開会社でない種類株式発行会社において同条第五項本文に規定する場合」を「吸収合併消滅相互会社の社員に対して交付する株式等の全部又は一部が吸収合併存続株式会社の譲渡制限株式である場合であつて、吸収合併存続株式会社が公開会社でないときに改める。

第百六十五条の十二中「第百六十五条の五及び第百六十五条の七」を「第百六十五条の五第二項及び第百六十五条の七並びに会社法第七百九十七條第一項及び第二項（反対株主の株式買取請求）」に改める。

第百六十五条の十八の見出し中「吸収合併等」を「吸収合併」に改める。

第百六十五条の二十二第二項中「新設合併消滅相互会社」を「新設合併消滅会社」に改める。

第百七十三条の四第十項中「並びに第七百六十六條第二項」を、「第七百六十六條第二項」に改め、「持分会社を設立する新設分割の効力の発生等」の下に、「第七百九十一条第一項第一号（吸収分割又は株式交換に関する書面等の備置き及び閲覧等）、第八百一条第二項（吸収合併等に関する書面等の備置き及び閲覧等）並びに第八百十一条第一項第一号（新設分割又は株式移動に関する書面等の備置き及び閲覧等）」を、「第八百十條第二項又は同法第七百七十三條の四第二項」との下に、「同法第七百九十一条第一項第一号、第八百一条第二項及び第八百十一条第一項第一号中「法務省令」とあるのは「内閣府令」とを加える。

第二編第九章第二節中第百九十四条の前に次の一条を加える。

（顧客の利益の保護のための体制整備）

第百九十三条の二 外国保険会社等は、当該外国保険会社等又はその親金融機関等若しくは子金融機関等が行う取引に伴い、当該外国保険会社等又はその子金融機関等が行う業務（保険業その他の内閣府令で定める業務に限る。）に係る顧客の利益が不当に害されることのないよう、内閣府令で定めるところにより、当該業務に関する情報を適正に管理し、かつ、当該業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備その他必要な措置を講じなければならない。

2 前項の「親金融機関等」とは、外国保険会社等の総株主等の議決権の過半数を保有している者その他の当該外国保険会社等と密接な関係を有する者として政令で定める者のうち、保険会社、銀行、金融商品取引業者その他政令で定める金融業を行う者をいう。

3 第一項の「子金融機関等」とは、外国保険会社等が総株主等の議決権の過半数を保有している者その他の当該外国保険会社等と密接な関係を有する者として政令で定める者のうち、保険会社、銀行、金融商品取引業者その他政令で定める金融業を行う者をいう。

第二百七十一条の二十一第一項中「次条第一項第二号の二」を「第二百七十一条の二十二第一項第二号の二」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（顧客の利益の保護のための体制整備）

第二百七十一条の二十一の二 保険持株会社は、その子会社である保険会社又は当該保険持株会社の親金融機関等若しくは子金融機関

等が行う取引に伴い、当該保険持株会社の子会社である保険会社又は当該保険持株会社の子金融機関等が行う業務（保険業その他の内閣府令で定める業務に限る。）に係る顧客の利益が不当に害されることのないよう、内閣府令で定めるところにより、当該業務に関する情報を適正に管理し、かつ、当該業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備その他必要な措置を講じなければならない。

2 前項の「親金融機関等」とは、保険持株会社の総株主の議決権の過半数を保有している者その他の当該保険持株会社と密接な関係を有する者として政令で定める者のうち、保険会社、銀行、金融商品取引業者その他政令で定める金融業を行う者をいう。

3 第一項の「子金融機関等」とは、保険持株会社が総株主等の議決権の過半数を保有している者その他の当該保険持株会社と密接な関係を有する者として政令で定める者のうち、保険会社（当該保険持株会社の子会社である保険会社を除く。）、銀行、金融商品取引業者その他政令で定める金融業を行う者をいう。

第二百七十一条の二十二第二項第十三号中「開拓する会社」の下に「又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社」を加える。

第二百七十二条の十三第二項中「から第百条の四まで」を、「第百条の三及び第百条の四」に改める。

第三百条の二中「及び社債」を、「社債」に、「第四十条の二（最良執行方針等）並びに第四十条の三（分別管理が確保されていない場合の

官 報 (号 外)

売買等の禁止」を「並びに第四十条の二から第四十条の五まで(最良執行方針等、分別管理が確保されていない場合の売買等の禁止、特定投資家向け有価証券の売買等の制限、特定投資家向け有価証券に関する告知義務)」に改める。

第三百十七条の二第八号中「又は」を「若しくは」に改め、「交付した者」の下に「又は同条第二項において準用する同法第三十四条の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者」を加える。

第三百十九条第四号中「又は」を「若しくは」に改め、「交付した者」の下に「又は同条第二項において準用する同法第三十四条の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者」を加え、同条第十三号中「又は」を「若しくは」に改め、「交付した者」の下に「又は同条第二項において準用する同法第三十四条の二第四項に規定する方法により虚偽の事項の提供をした者」を加える。

第三百三十三条第一項中「第六十五号及び第七十一号」を「第六十四号及び第七十号」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 削除

第三百三十三条第一項第二号中「第八条第二項を「第八条第一項」に改め、同項第十二号中「第九十一条第三項」を「第九十一条第四項」に改め、同項第十四号を削り、第十五号を第十四号とし、第十六号から第七十五号までを一号ずつ繰り上げる。

(農林中央金庫法の一部改正)
第十三条 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 業務(第五十四条―第五十九条の三)」を「第四章 業務(第五十四条―第五十九条の三)」を「第四章の二 外国銀行代理業務(十九条の三)」に関する特則(第五十九条の四―第五十九条の八)」に改める。

第二十四条の四第四号中「第十号」を「第十号の三」に、「第十二号」を「第十二号の二」に改める。

第五十四条第四項第十号中「定める者」の下に「(外国の法令に準拠して外国において銀行業(銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第二項に規定する銀行業をいう。第七十二条第一項第五号において同じ。)を営む者(同法第四条第五項に規定する銀行等を除く。以下「外国銀行」という。)を除く。)」を加え、同号の次に次の一号を加える。

十の二 農林中央金庫の子会社である外国銀行の業務(主務省令で定めるものに限る。)の代理又は媒介

第五十四条第四項第十六号中「商品の価格の下に「算定割当量(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第百十七号)第二条第六項に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。第七項第五号において同じ。))の価格」を加え、同条第七項中「金融商品取引法第三十三条第二項各号に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に定める行為を行う業務」第四項の規定により営む業務を除く。を営む」を「次に掲げる業務を行う」に改め、同項に次の各号を加える。

一 金融商品取引法第二十八条第六項に規定する投資助言業務

二 金融商品取引法第三十三条第二項各号に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に定める行為を行う業務(第四項の規定により営む業務を除く。)

三 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)により行う同法第一条第一項に規定する信託業務

四 信託法(平成十八年法律第百八号)第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務に関する業務

五 算定割当量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務(第四項の規定により営む業務を除く。)であつて、主務省令で定めるもの

第五十四条第八項及び第九項を削り、同条第十項中「に掲げる業務並びに前項に規定する」を「並びに前項第四号に掲げる」に改め、同項を同条第八項とする。

第五十九条中「農林中央金庫代理業者をいう。の下に「第五十九条の二の二第一項、」を加える。

第五十九条の二中「次条」を「第五十九条の三」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(顧客の利益の保護のための体制整備)

第五十九条の二の二 農林中央金庫は、農林中央金庫、農林中央金庫代理業者又は子金融機関等が行う取引に伴い、これらの者が行う業務(第五十四条第一項各号に掲げる業務、第九十五条の二第二項に規定する農林中央金庫代理業者その他の主務省令で定める業務に限る。)に係る顧客の利益が不当に害されること

のないよう、主務省令で定めるところにより、当該業務に関する情報を適正に管理し、かつ、当該業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備その他必要な措置を講じなければならない。

2 前項の「子金融機関等」とは、農林中央金庫が総株主等の議決権の過半数を保有している者その他の農林中央金庫と密接な関係を有する者として政令で定める者のうち、銀行、金融商品取引業者(金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。第七十二条第一項第二号において同じ。)、保険業法第二条第二項に規定する保険会社その他政令で定める金融業を行う者をいう。

第五十九条の三 第四十条の二並びに第四十条の三を「並びに第四十条の二から第四十条の五まで」に、「第九十五条の五において」を「以下」に改め、同条の次に次の一章を加える。

第四章の二 外国銀行代理業務に関する特則

(外国銀行代理業務に係る届出)

第五十九条の四 農林中央金庫は、第五十四条第四項第十号の二に掲げる業務(以下「外国銀行代理業務」という。)を営もうとするときは、当該外国銀行代理業務の委託を受ける旨の契約の相手方である外国銀行(以下「所属外国銀行」という。)ごとに、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、主務大臣に届け出なければならない。

(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の特例)

第五十九条の五 農林中央金庫が、前条の規定

による届出をして外国銀行代理業務を営んでいる場合には、当該外国銀行代理業務に係る所属外国銀行が業としてする預り金(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和二十九年法律第九十五号)第二条第二項に規定する預り金をいう。)であつて当該外国銀行代理業務に係るものについては、同法第二条第一項の規定は、適用しない。

(貸金業法の特例)

第五十九条の六 農林中央金庫が、第五十九条の四の規定による届出をして外国銀行代理業務を営んでいる場合には、当該外国銀行代理業務に係る所属外国銀行が業として行ふ貸付け(貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第二条第一項に規定する貸付けをいう。)であつて当該外国銀行代理業務に係るものについては、同項に規定する貸金業に該当しないものとみなす。

(外国銀行代理業務に関する金融商品取引法の準用)

第五十九条の七 金融商品取引法第三章第一節第五款(第三十四条の二第六項から第八項まで並びに第三十四条の三第五項及び第六項を除く。)、同章第二節第一款(第三十五条から第三十六条の四まで、第三十七条第一項第二号、第三十七條の二、第三十七條の三第一項第二号及び第六号並びに第三項、第三十七條の五、第三十七條の六、第三十八條第一号及び第二号、第三十八條の二、第三十九條第三項ただし書及び第五項並びに第四十条の二から第四十条の五までを除く。)、及び第四十五条(第三号及び第四号を除く。)、の規定は、農林

中央金庫が行う外国銀行代理業務に係る特定預金等契約の締結の代理又は媒介について準用する。この場合において、これらの規定中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引業」とあるのは「特定預金等契約の締結の代理又は媒介の業務」と、「締結の勧誘又は締結」とあるのは「締結の勧誘又は締結の代理若しくは媒介」と、これらの規定(同法第三十九条第三項本文の規定を除く。)、中「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、これらの規定(同法第三十四条の規定を除く。)、中「金融商品取引法」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第三十四条中「顧客を相手方とし、又は顧客のために金融商品取引行為(第二条第八項各号に掲げる行為をいう。以下同じ。))を行うことを内容とする契約」とあるのは「農林中央金庫法第五十九条の三に規定する特定預金等契約」と、「を過去に当該特定投資家との間で締結」とあるのは「締結の代理又は媒介を過去に当該特定投資家との間で」と、同条及び同法第三十四条の二第九項中「締結する」とあるのは「締結の代理又は媒介をする」と、同条第二項第四号イ中「対象契約」とあるのは「による代理若しくは媒介により対象契約」と、同法第三十七條の三第一項中「締結しようとするとき」とあるのは「締結の代理又は媒介を行うとき」と、「交付しなければならぬ」とあるのは「交付するほか、預金者及び定期積金の積金者(以下こ

の項において「預金者等」という。))の保護に資するため、主務省令で定めるところにより、当該特定預金等契約の内容その他預金者等に参考となるべき情報の提供を行わなければならない」と、同項第一号中「当該金融商品取引業者等」とあるのは「農林中央金庫の所属外国銀行(農林中央金庫法第五十九条の四に規定する所属外国銀行をいう。))と、同法第三十九条第一項第一号中「有価証券の売買その他の取引(買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。))又はデリバティブ取引(以下この条において「有価証券売買取引等」という。))とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券又はデリバティブ取引(以下この条において「有価証券等」という。))とあるのは「特定預金等契約」と、「顧客(信託会社等(信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。))が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買又はデリバティブ取引を行う場合にあつては、当該信託をする者を含む。以下この条において同じ。))とあるのは「顧客」と、「補足するため」とあるのは「補足するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第二号及び第三号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、同項第二号中「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第三号中「追加するため」とあるのは「追加す

るため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同条第三項中「原因となるものとして内閣府令で定めるもの」とあるのは「原因となるもの」と、同法第四十五条第二号中「第三十七條の二から第三十七條の六まで、第四十条の二第四項及び第四十三條の四」とあるのは「第三十七條の三(第一項の書面の交付に係る部分に限り、同項第二号及び第六号並びに第三項を除く。))及び第三十七條の四」と、「締結した」とあるのは「締結の代理若しくは媒介をした」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(外国銀行代理業務に関する銀行法の準用)

第五十九条の八 銀行法第五十二条の二の六から第五十二条の二の九まで、第五十二条の四十、第五十二条の四十一、第五十二条の四十三から第五十二条の四十五(第四号を除く。))まで、第五十二条の四十九及び第五十二条の五十第一項の規定は、外国銀行代理銀行及び銀行代理業者に係るものにあつては第五十九条の四の規定による届出をして外国銀行代理業務を営んでいる農林中央金庫について、所属銀行に係るものにあつては所属外国銀行について、銀行代理業に係るものにあつては外国銀行代理業務について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、「所属外国銀行」とあるのは「農林中央金庫法第五十九条の四に規定する所属外国銀行」と、「外国銀行代理業務」とあるのは「農林中央金庫法第五十

官 報 (号 外)

九条の四に規定する外国銀行代理業務」と、「内閣総理大臣」とあるのは「主務大臣」と、同法第五十二条の四十五第五号中「所属銀行の業務」とあるのは「農林中央金庫法第五十九条の四に規定する外国銀行代理業務」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七十二条第一項第一号中「昭和五十六年法律第五十九号」を削り、同項第二号中「金融商品取引法第二条第九項に規定する」を削り、「(同法を(金融商品取引法に改め、同項第五号中(銀行法第二条第二項に規定する銀行業をいう。))を削り、同項第九号中(開拓する会社の下に)又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社)を加え、同条第十一項中(第五十四条第八項を(第五十四条第七項に、同項に規定する信託業務を同項第三号に掲げる業務に改める。第七十三条第七項中(開拓する会社)の下に(又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社)を加える。第九十五条の三第二項中(以下)の下に(この条において)を加える。

第九十五条の四第一項中「第七章の三」を「第七章の四」に改め、同条第二項中「第五十二条の二十八」を「第五十二条の二十八第一項」に改める。

第九十五条の五中、「第四十条の二並びに第四十条の三」を「並びに第四十条の二から第四十条の五まで」に改め、「農林中央金庫代理業者が行う」の下に「農林中央金庫代理業に係る」を加える。

第九十八条の二第二号中「第五十九条の三」の下に「第五十九条の七」を加え、同条第五号中「準用銀行法」を「第五十九条の八又は第九十五条の四第一項において準用する銀行法(以下準用銀行法」という。))に改め、「他人に」の下に「外国銀行代理業務又は」を加える。

第九十九条第二号中「第二項若しくは準用銀行法」の下に「第五十二条の二の六第一項若しくは」を、「第八十一条第四項若しくは準用銀行法」の下に「第五十二条の二の六第二項若しくは」を加える。

第九十九条の二の四第三号中「又は」を「若しくは」に改め、「交付した者」の下に「又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者」を加え、同条第四号中「又は」を「若しくは」に改め、「交付した者」の下に「又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法により虚偽の事項の提供をした者」を加える。

第百条第一項第十九号の次に次の五号を加える。

十九の二 第五十九条の四若しくは第九十五条の三第三項若しくは準用銀行法第五十二条の二の九、第五十二条の三十九第一項若しくは第五十三条第四項の規定による届出、公告若しくは掲示をせず、又は虚偽の届出、公告若しくは掲示をしたとき。

十九の三 準用銀行法第五十二条の二の八の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出を

したとき。

十九の四 準用銀行法第五十二条の四十三の規定により行うべき財産の管理を行わないとき。

十九の五 準用銀行法第五十二条の四十九の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき。

十九の六 準用銀行法第五十二条の五十五の規定による命令に違反したとき。

第百条第一項第三十三号の二から第三十三号の五までを削る。

(株式会社商工組合中央金庫法の一部改正)

第十四条 株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第三号中「規定する長期信用銀行」の下に「(以下「長期信用銀行」という。))」を加える。

第二十一条第四項第十一号中「定める者」の下に「(外国の法令に準拠して外国において銀行法第二条第二項に規定する銀行業を営む者(銀行、長期信用銀行その他主務省令で定める金融機関を除く。))」を加え、同項第十八号中「商品の価格」の下に「算定割当量(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第百十七号)第二条第六項に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。以下同じ。))の価格」を加え、同条第七項中「金融商品取引法第三十三条第二項各号に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に定める行為を行う業務(第四項の規定により営む業務を除く。))を営む」

を「次に掲げる業務を行う」に改め、同項に次の各号を加える。

一 金融商品取引法第二十八条第六項に規定する投資助言業務

二 金融商品取引法第三十三条第二項各号に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に定める行為を行う業務(第四項の規定により営む業務を除く。)

三 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)により行う同法第一条第一項に規定する信託業務(以下「信託業務」という。)

四 信託法(平成十八年法律第百八号)第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務に関する業務

五 算定割当量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務(第四項の規定により営む業務を除く。))であつて、主務省令で定めるもの

第二十一条第八項及び第九項を削り、同条第十項を同条第八項とする。

第二十八条中「次条」を「第二十九条」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(顧客の利益の保護のための体制整備)

第二十八条の二 商工組合中央金庫は、商工組合中央金庫、代理組合等又は商工組合中央金庫の子金融機関等が行う取引に伴い、これらの者が行う業務(主務省令で定める業務に限る。))に係る顧客の利益が不当に害されることのないよう、主務省令で定めるところにより、当該業務に関する情報を適正に管理し、

かつ、当該業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備その他必要な措置を講じなければならない。

2 前項の「子金融機関等」とは、商工組合中央金庫が総株主等の議決権の過半数を保有している者その他の商工組合中央金庫と密接な関係を有する者として政令で定める者のうち、銀行、金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（以下「金融商品取引業者」という。）、保険業法第二条第二項に規定する保険会社（以下「保険会社」という。）その他政令で定める金融業を行う者をいう。

第二十九条中「第四十条の二並びに第四十条の三」を「並びに第四十条の二から第四十条の五まで」に改める。

第三十九条第一項第一号中「金融商品取引法第二条第九項に規定する」を削り、「（同法）を」（金融商品取引法）に改め、同項第三号を次のように改める。

三 保険会社

第三十九条第一項第七号中「開拓する会社」の下に「又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社」を加え、同条第九項中「第二十一条第八項」を「第二十一条第七項」に、「同項に規定する信託業務」を「同項第三号に掲げる業務」に改める。

第四十条第七項中「開拓する会社」の下に「又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社」を加える。

第五十六条第五項ただし書中「第二十一条第四項」の下に「及び第七項」を、「第二十八条」の下に「第二十八条の二第一項」を加える。

第七十四条第三号中「又は」を「若しくは」に改め、「交付した者」の下に「又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者」を加え、同条第四号中「又は」を「若しくは」に改め、「交付した者」の下に「又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法により虚偽の事項の提供をした者」を加える。

附則 附則第四十四条中「第十条第十一項」を「第十条第九項」に改める。

附則

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条の規定 公布の日

二 附則第三十三条の規定 この法律の施行の日又は株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第八十八号）の施行の日のいずれか遅い日

三 第一条中金融商品取引法第三十一条の四の改正規定、同法第三十六条に四項を加える改正規定、同法第五十条の二第四項の改正規定（又は第三項）を、「第三項又は第四項」に改める部分に限る。）、同法第五十六条の二、第五十九条の六及び第六十条の十三の改正規定、同法第六十五条の五第二項及び第四項の改正規定（第三十六条、）を「第三十六条第一

項」に改める部分に限る。）、同法第九十条第一項の改正規定（第三項まで）を「第四項まで」に改める部分に限る。）、同法第九十四条の七第二項第一号の改正規定、同条第三項の改正規定（第三項まで）を「第四項まで」に改める部分に限る。）、並びに同法第二百五条の二、第二百七条第一項第六号及び第二百八条第四号の改正規定、第二条中投資信託及び投資法人に関する法律第九十七条の改正規定、第四条中農業協同組合法第十一条の二の三第三号の改正規定、同法第十一条の五の次に一条を加える改正規定、同法第十一条の十二の次に一条を加える改正規定及び同法第十二の次に一条を加える改正規定、同法第十五条の九の次に一条を加える改正規定並びに同法第五十七条の三、第九十二条第一項、第九十六条第一項、第一百条第一項、第一百条の八第一項及び第三百三十条第一項第三号の改正規定、第六条中中小企業等協同組合法第五十八条の五の次に一条を加える改正規定、第七条中協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項の改正規定（第十八条第一項（利益準備金の積立て等）を「第十八条（資本準備金及び利益準備金の額）」に改める部分を除く。）、及び同条第二項の改正規定、第八条中信用金庫法第八十九条第一項の改正規定、第十条中労働金庫法第九十四条第一項の改正規定、第十一

中銀行法第十三条の三の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第十六条の二第一項第三号及び第五号の改正規定並びに同法第五十二条の二十一の次に一条を加える改正規定、第十二条中保険業法目次、第二条第十一項、第八条及び第二十八条第一項第三号の改正規定、同法第五十三条の二第一項第三号の改正規定（金融商品取引法）の下に「（昭和二十三年法律第二十五号）を加える部分に限る。）、同法第一百条の二の次に一条を加える改正規定、同法第六十六条第一項第五号の改正規定、同法第二編第九章第二節中第九十四条の前に一条を加える改正規定、同法第二百七十一条の二十一第一項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定並びに同法第二百七十二条の十三第三項並びに第三百三十三条第一項第一号及び第二号の改正規定、第十三条中農林中央金庫法第五十九条及び第五十九条の二の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定並びに同法第七十二条第一項第二号の改正規定、第十四条中株式会社商工組合中央金庫法第二十八条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第三十九条第一項第一号及び第三号の改正規定並びに同法第五十六条第五項ただし書の改正規定（第二十一条第四項）の下に「及び第七項」を加える部分を除く。）、並びに附則第二十二條中金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第二条第四項の改正規定（第三十六条、）を「第三十六条第一項」に改める部分に限る。）、附則第三十二條中資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）

官 報 (号 外)

第二百九条第一項の改正規定並びに附則第三十五条及び第三十八条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

(金融商品取引法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の金融商品取引法(以下「新金融商品取引法」という。)第二条第三項第一号及び第二号並びに第四項第一号、第二十三條の十三第三項(新金融商品取引法第二十七條において準用する場合を含む。)並びに第二十七條の三十一の規定は、この法律の施行の日(次条を除き、以下「施行日」という。)以後に開始する新金融商品取引法第四條第一項第四号に規定する有価証券発行勧誘等又は同条第二項に規定する有価証券交付勧誘等について適用し、施行日前に開始した第一條の規定による改正前の金融商品取引法(以下「旧金融商品取引法」という。)第四條第一項第四号に規定する有価証券発行勧誘等又は同条第二項に規定する有価証券交付勧誘等については、なお従前の例による。

第三条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(以下この条において「第三号施行日」という。)が証券取引法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十五号)の施行日(同法附則第一条本文に規定する施行日をいう。)から起算して一年を経過する日(以下この条において「特定日」という。)後である場合には、同法附則第二十八條第一項の規定により同項の届出(以下この項において「旧届出」という。)をした者が、特定日までに内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣に届出をしたときは、特定日の翌日か

ら第三号施行日の前日までの間、引き続き当該旧届出に係る親銀行等(同条第一項に規定する親銀行等をいう。)の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、監査役若しくは執行役(理事、監事その他これに準ずる者を含む。)又は使用人を兼ねることができ。

2 第三号施行日が特定日後である場合には、証券取引法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十五号)附則第二十八條第二項の規定により同項の届出(以下この項において「旧届出」という。)をした者が、特定日までに内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣に届出をしたときは、特定日の翌日から第三号施行日の前日までの間、引き続き当該旧届出に係る子銀行等(同条第二項に規定する子銀行等をいう。)の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、監査役又は執行役(理事、監事その他これに準ずる者を含む。)を兼ねることができ。

3 第三号施行日が特定日後である場合には、証券取引法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十五号)附則第二十八條第三項の規定により同項の届出(以下この項において「旧届出」という。)をした者が、特定日までに内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣に届出をしたときは、特定日の翌日から第三号施行日の前日までの間、引き続き当該旧届出に係る同条第三項に規定する銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関の常務に従事することができる。

4 内閣総理大臣は、前三項の規定による権限を

金融庁長官に委任する。

5 前項の規定により金融庁長官に委任された権限については、政令で定めるところにより、その一部を財務局長又は財務支局長に委任することができ。

第四条 新金融商品取引法第六十條の六において準用する新金融商品取引法第四十六條の三の規定は、施行日以後に終了する同条第一項に規定する事業年度に係る同項の事業報告書について適用し、当該事業年度の開始日の前日の属する年度(四月一日から翌年三月三十一日までの期間をいう。次項において同じ。)に係る旧金融商品取引法第六十條の六において準用する旧金融商品取引法第四十六條の三第一項の事業報告書については、なお従前の例による。

2 新金融商品取引法第六十條の六において準用する新金融商品取引法第四十九條の三の規定は、施行日以後に終了する同条第一項に規定する事業年度に係る同項に規定する書類及び書面について適用し、当該事業年度の開始日の前日の属する年度に係る旧金融商品取引法第六十條の六において準用する旧金融商品取引法第四十九條の三第一項に規定する書類及び書面については、なお従前の例による。

第五条 新金融商品取引法第七十二條第一項の規定は施行日以後に開始する同項に規定する有価証券の募集若しくは売出し又は新金融商品取引法第四條第二項に規定する適格機関投資家取得有価証券一般勧誘について、新金融商品取引法第七十二條第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定は施行日以後に開始する同条第二項に規定する募集又は売出しによ

り有価証券を取得させ、又は売り付ける行為について、同条第三項の規定は施行日以後に開始する同項に規定する売出しにより有価証券を売り付ける行為について、それぞれ適用する。

第六条 新金融商品取引法第七十二條の二第一項及び第二項の規定は、施行日以後に提出される同条第三項に規定する発行開示書類に基づく同条第一項に規定する募集又は売出しにより有価証券を取得させ、又は売り付ける行為について適用し、施行日前に提出された旧金融商品取引法第七十二條第三項に規定する発行開示書類に基づく同条第一項に規定する募集又は売出しにより有価証券を取得させ、又は売り付ける行為については、なお従前の例による。

2 新金融商品取引法第七十二條の二第四項及び第五項の規定は、施行日以後に開始する新金融商品取引法第七十二條第三項に規定する売出しにより有価証券を売り付ける行為について適用し、施行日前に開始した売出しにより有価証券を売り付ける行為については、なお従前の例による。

3 新金融商品取引法第七十二條の二第六項の規定は、施行日以後に開始する同項に規定する募集又は売出しについて提出すべき同項に規定する発行開示訂正書類について適用する。

第七条 新金融商品取引法第七十二條の三の規定は、施行日以後に開始する事業年度(同条各項に規定する発行者が新金融商品取引法第五條第一項(新金融商品取引法第二十七條において準用する場合を含む。)に規定する特定有価証券の発行者である場合には、当該特定有価証券に係る新金融商品取引法第二十四條第五項(新金

融商品取引法第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する新金融商品取引法第二十四条第一項に規定する特定期間。以下この条及び次条において同じ。）を記載対象事業年度（新金融商品取引法第八十五条の七第二十九項各号に掲げる書類又は情報の区分に応じ、当該各号に定める事業年度をいう。次条において同じ。）とする新金融商品取引法第七十二条の三第一項に規定する有価証券報告書又は同条第二項に規定する四半期・半期報告書について適用する。

第八条 新金融商品取引法第七十二条の四の規定は、施行日以後に開始する事業年度を記載対象事業年度とする同条第一項に規定する有価証券報告書等、同条第二項に規定する四半期・半期・臨時報告書等又は同条第三項に規定する臨時報告書について適用し、施行日前に開始した事業年度を記載対象事業年度とする旧金融商品取引法第七十二条の二第一項に規定する有価証券報告書等又は同条第二項に規定する四半期・半期・臨時報告書等については、なお従前の例による。

おいて同じ。）について行われ、又は提出される新金融商品取引法第七十二条の六第一項に規定する公開買付開始公告等又は公開買付届出書等について適用する。

2 新金融商品取引法第七十二条の六第二項の規定は、施行日以後に行われる新金融商品取引法第七十二条の五に規定する公開買付開始公告に係る公開買付けについて提出すべき同項に規定する公開買付訂正届出書等について適用する。

第十一条 新金融商品取引法第七十二条の七の規定は、施行日以後に提出期限が到来する同条に規定する大量保有・変更報告書について適用する。

第十二条 新金融商品取引法第七十二条の八の規定は、施行日以後に提出される同条に規定する大量保有・変更報告書等について適用する。

第十三条 新金融商品取引法第七十三条の規定は、施行日以後に開始する同条第一項に規定する違反行為について適用し、施行日前に開始した旧金融商品取引法第七十三条第一項に規定する違反行為については、なお従前の例による。

第十四条 新金融商品取引法第七十四条の規定は、施行日以後に開始する同条第一項に規定する違反行為について適用する。

第十五条 新金融商品取引法第七十四条の二の規定は、施行日以後に開始する同条第一項に規定する違反行為について適用し、施行日前に開始した旧金融商品取引法第七十四条第一項に規定する違反行為については、なお従前の例による。

第十六条 新金融商品取引法第七十四条の三の規定は、施行日以後に開始する同条第一項に規定する違反行為について適用する。

第十七条 新金融商品取引法第七十五条の規定は、施行日以後に行われる新金融商品取引法第六十六条第一項に規定する売買等又は新金融商品取引法第六十七条第一項に規定する特定株券等若しくは関連株券等に係る買付け等若しくは同項に規定する株券等に係る売付け等について適用し、施行日前に行われた旧金融商品取引法第六十六条第一項に規定する売買等又は旧金融商品取引法第六十七条第一項に規定する特定株券等若しくは関連株券等に係る買付け等若しくは同項に規定する株券等に係る売付け等については、なお従前の例による。

第十八条 重要な事項につき虚偽の記載がある旧金融商品取引法第七十二条第三項に規定する発行開示書類であつて、この法律の施行の際旧金融商品取引法第七十八条第一項の規定による審判手続開始の決定がされることなくその書類を提出した日から三年を経過しているものについては、新金融商品取引法第七十八条第七項の規定にかかわらず、同条第二号に掲げる事実について、同項の規定による審判手続開始の決定をすることができない。

2 旧金融商品取引法第七十二条第四項に規定する重要な事項につき虚偽の記載がある同項に規定する目録見書に係る同項に規定する売出しであつて、この法律の施行の際旧金融商品取引法第七十八条第一項の規定による審判手続開始の決定がされることなくその行為を開始した日から三年を経過しているものについては、新

金融商品取引法第七十八条第八項の規定にかかわらず、同条第二号に掲げる事実について、同項の規定による審判手続開始の決定をすることができない。

3 重要な事項につき虚偽の記載がある旧金融商品取引法第七十八条第五項に規定する継続開示書類であつて、この法律の施行の際同条第一項の規定による審判手続開始の決定がされることなくその書類を提出した日から三年を経過しているものについては、新金融商品取引法第七十八条第十一項の規定にかかわらず、同条第四号に掲げる事実について、同項の規定による審判手続開始の決定をすることができない。

4 旧金融商品取引法第七十三条第一項に規定する違反行為であつて、この法律の施行の際旧金融商品取引法第七十八条第一項の規定による審判手続開始の決定がされることなくその行為が行われた日から三年を経過しているものについては、新金融商品取引法第七十八条第十二項の規定にかかわらず、同条第一項第十二号に掲げる事実について、同項の規定による審判手続開始の決定をすることができない。

5 旧金融商品取引法第七十四条第一項に規定する違反行為であつて、この法律の施行の際旧金融商品取引法第七十八条第一項の規定による審判手続開始の決定がされることなくその行為が終了した日から三年を経過しているものについては、新金融商品取引法第七十八条第二十四項の規定にかかわらず、同条第一項第十四号に掲げる事実について、同項の規定による審判手続開始の決定をすることができない。

6 旧金融商品取引法第百六十六条第一項に規定する売買等であつて、この法律の施行の際旧金融商品取引法第百七十八条第一項の規定による審判手続開始の決定がされることなくその行為が行われた日から三年を経過しているものについては、新金融商品取引法第百七十八条第二十六項の規定にかかわらず、同条第一項第十六号に掲げる事実について、同項の規定による審判手続開始の決定をすることができない。

7 旧金融商品取引法第百六十七条第一項に規定する特定株券等若しくは関連株券等に係る買付け等又は同項に規定する株券等に係る売付け等であつて、この法律の施行の際旧金融商品取引法第百七十八条第一項の規定による審判手続開始の決定がされることなくその行為が行われた日から三年を経過しているものについては、新金融商品取引法第百七十八条第二十七項の規定にかかわらず、同条第一項第十六号に掲げる事実について、同項の規定による審判手続開始の決定をすることができない。

第十九条 新金融商品取引法第百八十五条の七第一項、第二項、第四項から第八項まで又は第十項から第十二項までの規定により決定をしななければならない場合において、同条第十三項の表の上欄に掲げる者が、同表の中欄に掲げる日からさかのぼり五年以内に、旧金融商品取引法第百八十五条の十五第一項に規定する課徴金納付命令を受けたことがあるとき(当該課徴金納付命令に係る旧金融商品取引法第百八十五条の十八第一項の訴えの提起があつたときは、当該訴えに係る裁判が確定している場合に限る。)又は

旧金融商品取引法第百八十五条の七第六項に規定する決定を受けたことがあるとき(同条第三項ただし書、第四項ただし書又は第五項ただし書に該当する場合に限る。)は、当該課徴金納付命令又は決定を新金融商品取引法第百八十五条の十五第一項に規定する課徴金納付命令であつて当該課徴金納付命令に係る新金融商品取引法第百八十五条の十八第一項の訴えに係る裁判が確定しているものとみなして、新金融商品取引法第百八十五条の七第十三項の規定を適用する。

(農業協同組合法の一部改正に伴う調整規定)
第二十条 施行日が株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日前である場合には、同法附則第五十四条のうち農業協同組合法第十條第十一項第一号及び第八号並びに第七項の改正規定中「第十條第十一項第一号及び第八号並びに第十七項」とあるのは、「第十條第九項第一号及び第八号並びに第十五項」とする。

(担保付社債信託法の一部改正)
第二十一条 担保付社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。
第五条第五号中「(第九項第二号)を」(第七項第六号)に、「同条第六項第五号)を」(同条第六項第六号)に、「(第九條の八第九項第二号に掲げる業務)を」(第九條の八第七項第六号に掲げる業務)に改め、同条第六号中「第八項第二号)を」(第六項第六号)に、「第七項第二号)を」(第五項第六号)に改め、同条第七号中「第五項第二号)を」(第

三項第六号)に改め、同条第八号中「第九項第二号)を」(第七項第六号)に改める。
(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律の一部改正)

第二十二條 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律の一部を次のように改正する。
第二條第四項中「第三十六條)を」(第三十六條第一項)に改め、「第四十條)の下に」(第四十條の四、第四十條の五)を加える。

第二條の二中「第四十條の二並びに第四十條の三)を」並びに第四十條の二から第四十條の五まで)に改める。

第十九條第七号中「又は」を「若しくは」に改め、「交付した者」の下に「又は同条第二項において準用する同法第三十四條の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者」を加える。

(消費生活協同組合法の一部改正)
第二十三條 消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)の一部を次のように改正する。
第十二條の三第二項中「第四十條の二並びに第四十條の三)を」並びに第四十條の二から第四十條の五まで)に改める。

第九十八條の九第三号中「又は」を「若しくは」に改め、「交付した者」の下に「又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四條の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者」を加え、同条第四号中「又は」を「若しくは」に改め、「交付した者」の下に「又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四條の二第

四項に規定する方法により虚偽の事項の提供をした者」を加える。
(自動車損害賠償保障法の一部改正)

第二十四條 自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。
第二十四條第二項第一号中「第十條第十九項ただし書)を」第十條第十七項ただし書)に改める。

(租税特別措置法の一部改正)
第二十五條 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。
第九條第一項第五号イ中「同条第九項)を」(同法第四條第二項第十二号)に改める。

第六十八條の三の三第一項第一号ロ中「同条第九項)を」(投資信託法第四條第二項第十二号)に改める。
(登録免許税法の一部改正)

第二十六條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。
別表第一第三十五号(一)中「第四十七條第一項(外国銀行の免許等)を」(第十條第二項第八号(業務の範囲)に改め、同号(イ及びロ中「第四十七條第一項)を」第十條第二項第八号)に改める。

(住民基本台帳法の一部改正)
第二十七條 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。
別表第一の一の四の項中「第八十九條第三項)を」(第八十九條第五項)に改め、同表の三の項中「同法第八十九條の二第一項の登記、同法第

八十九条の三第一項、第八十九条の四第一項若しくは第八十九条の五第一項(これらの規定を同法第二百二条の十において準用する場合を含む)の登記及び、同法第二百二条の九第一項の登記を削る。 (金融機関の合併及び転換に関する法律の一部改正) 第二十八条 金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。 第三十八条第二項中「第五十四条の二」を「第五十四条の二の四」に改める。 (預金保険法の一部改正) 第二十九条 預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。 第二条第二項第五号中「長期信用銀行法第八条の下に」の規定による長期信用銀行債を加え、「長期信用銀行債、金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律(平成十年法律第七号)附則第六十九条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第六十八条の規定による改正前の金融機関の合併及び転換に関する法律第十七条の二第一項の規定による債券」を「特定社債(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第八十七号)第九十九条の規定による改正前の金融機関の合併及び転換に関する法律第十七条の二第一項(同法第二十四条第一項第七号において準用する場合を含む)の規定により発行される債券を含む。に、「第五十四条の二第一項」を「第五十四条の二の四第一項」に改	
める。 (農水産業協同組合貯金保険法等の一部改正) 第三十条 次に掲げる法律の規定中「から第九項まで」を「及び第七項」に改める。 一 農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)第二条第四項第一号 二 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第十八号)第二条第三項第一号 三 金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法(平成十四年法律第九十号)第十五条第二項、第十六条第二項及び第十七条第五項 四 金融機能の強化のための特別措置に関する法律(平成十六年法律第二百二十八号)第十八条第二項 (協同組織金融機関の優先出資に関する法律の一部改正) 第三十一条 協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。 第七条第三項中「又は第二項」を「から第三項まで」に改める。 第四十三条第二項第三号中「第五十四条の二第一項」を「第五十四条の二の四第一項」に改める。 (資産の流動化に関する法律の一部改正) 第三十二条 資産の流動化に関する法律の一部を次のように改正する。 第七十条第一項第八号中「第二百条第一項を	
「第二百条第三項」に改める。 第八十一条第二項第三号中「第九条の九第五項第一号」を「第九条の九第六項第一号」に改める。 第二百九条第一項中「第三十六条」を「第三十六條第一項」に改める。 (社債、株式等の振替に関する法律の一部改正) 第三十三条 社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。 第二百六十六条中「(同法第六十五條の十二において準用する場合を含む。)」を「又は同法第六十五條の十二において準用する会社法第七百九十七條第一項に、「同法第六十五條の二第一項」を「保険業法第六十五條の二第一項」に改める。 (信託業法の一部改正) 第三十四条 信託業法(平成十六年法律第五百五十四号)の一部を次のように改正する。 第二十四条の二中「及び社債」を「社債」に、「第四十條の二(最良執行方針等)並びに第四十條の三(分別管理が確保されていない場合の売買等の禁止)」を「並びに第四十條の二から第四十條の五まで(最良執行方針等、分別管理が確保されていない場合の売買等の禁止、特定投資家向け有価証券の売買等の制限、特定投資家向け有価証券に関する告知義務)」に改める。 第二十九條の二第四項第二号中「第一項」を「前号」に改める。 第九十六條第六号中「又は」を「若しくは」に改め、「交付した者」の下に「又は同条第二項にお	
いて準用する金融商品取引法第三十四條の二第二項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者」を加える。 (保険業法等の一部を改正する法律の一部改正) 第三十五条 保険業法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。 附則第四条第一項中「から第百條の四まで」を「第百條の三及び第百條の四」に改める。 (会社法の一部改正) 第三十六条 会社法(平成十七年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。 第二百一十條第五項及び第二百四十條第四項中「又は第二項」を「から第三項まで」に改める。 第三百三十一條第一項第三号中「第十号」を「第十号の三」に、「第十二号」を「第十二号の二」に改める。 (郵政民営化法の一部改正) 第三十七條 郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。 第六十五條中「第五十二條の二十三」の下に「及び第五十二條の二十三の二」を加える。 第一百十條第一項第三号中「第七号」の下に「第八号の二」を加え、「第十一條第二号」を「第十一條第一号、第三号及び第四号」に改める。 (株式会社日本政策投資銀行法の一部改正) 第三十八條 株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。	

官 報 (号 外)

第四条第二項中「財務大臣の認可を受けた場合を除くほか、金融商品取引業者（金融商品取引法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。）の取締役、会計参与、監査役又は執行役を兼ねてはならない」を「金融商品取引業者（金融商品取引法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。）以下この項において同じ。）の取締役、会計参与、監査役若しくは執行役に就任した場合（金融商品取引業者の取締役、会計参与、監査役又は執行役が会社の取締役、会計参与、監査役又は執行役を兼ねることとなった場合を含む。）又は金融商品取引業者の取締役、会計参与、監査役若しくは執行役を退任した場合には、財務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を財務大臣に届け出なければならぬ」に改め、同条第三項及び第四項を削る。

第十六条第一項中「第四条第二項の規定の適用がある場合を除くほか、」を削る。

第三十四条第二号中「又は第十六条第一項を削り、「認可を受けなかった」を「届出を行わなかった」に改め、同条第十三号を第十四号とし、第九号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九 第十六条第一項の規定に違反して、兼職の認可を受けなかったとき。

（金融庁設置法の一部改正）
第三十九条 金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）の一部を次のように改正する。

第四条第十六号中「第二章の四」を「第二章の五」に改める。

（罰則の適用に関する経過措置）

第四十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第四十一条 附則第二条から第十九条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四十二条 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律による改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

理 由

我が国金融・資本市場の競争力の強化を図るため、金融に関する知識を有する特定の投資家に参加者を限定した市場を創設するとともに、投資信託商品の多様化、金融商品取引業者に係る兼職規制の撤廃等を行うほか、課徴金について算定方法及び対象範囲を見直す等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

金融商品取引法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、我が国金融・資本市場の競争力の強化を図るため、特定投資家に参加者を限定した市場を創設するとともに、上場投資信託の多様化及び証券会社・銀行・保険会社等に係る兼職規制の撤廃等を行うほか、課徴金について算定方法及び対象範囲を見直す等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

1 多様な資産運用・調達機会の提供

直接の参加者を特定投資家に限定した取引所金融商品市場を開設できるとし、この市場に関連した情報提供の枠組み等について所要の整備を行うこと。また、上場投資信託の多様化を可能とする枠組みの整備を行うこと。

2 多様で質の高い金融サービスの提供

証券会社・銀行・保険会社等の間の役員員の兼職規制を撤廃するとともに、証券会社・銀行・保険会社等に対して利益相反管理体制の整備を求めること。また、商品現物取引、排出量取引、投資助言業務等に係る銀行等・保険会社グループの業務範囲の拡大を図ること。

3 公正・透明で信頼性のある市場の構築

金融商品取引法における課徴金制度について、算定方法の見直し、対象範囲の拡大及び除外期間の延長等を行うこと。また、違反行

為の禁止又は停止の裁判所に対する申立てに係る金融庁長官の権限を証券取引等監視委員会に委任すること。

4 施行期日

この法律は、別段の定めがあるものを除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二 議案の可決理由

本案は、我が国金融・資本市場の競争力の強化を図るため、特定投資家に参加者を限定した市場を創設するとともに、上場投資信託の多様化及び証券会社・銀行・保険会社等に係る兼職規制の撤廃等を行うほか、課徴金について算定方法及び対象範囲を見直す等の措置を講ずるもので、時宜に適うものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。
右報告する。

平成二十年五月二十三日

財務金融委員長 原田 義昭

衆議院議長 河野 洋平殿

（別紙）

金融商品取引法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 金融商品取引に関する苦情等に対し、公正か

つ迅速で透明性の高い解決を図るため、金融分野における裁判外紛争処理機能の更なる拡充に向けた検討を進め、広く活用される中立的な制度を確立すること。

一 証券会社関係者によるインサイダー取引は市場の信頼を根底から揺るがす重大な違法行為であることにかんがみ、自主規制機関との連携強化を図りつつ、証券会社関係者の証券取引に対する監視体制を強化すること。

一 最近の新興市場の低迷を踏まえ、市場の健全な育成を図りつつ投資家の保護を強化するため、取引所が新興市場における上場基準の適用について、その適正化に向けた検討を推進するとともに、調達資金が事業目的に適合し、効率的に使用されるよう、上場後においても適切な監視に努めるよう促すこと。

一 プロ向け市場に参加する特定投資家の範囲については、その知識、経験及び財産の状況を踏まえ、運用状況を検証した上で、投資家保護の観点から必要な見直しを行うこと。特に、中小法人及び地方公共団体のプロ向け市場への参加については、慎重な運用に努めること。

一 ファイアーウォール規制の見直しについては、利益相反による弊害防止や銀行等の優越的地位の濫用防止の実効性を確保するため、証券会社・銀行等・保険会社の利益相反管理体制の整備に対する厳正な監督を行うこと。

社会教育法等の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成二十年二月二十九日

内閣総理大臣 福田 康夫

社会教育法等の一部を改正する法律

(社会教育法の一部改正)

第一条 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「前項を『第一項』に、『努めるとともに』を『努め、及び』に改め、『配慮をする』の下に『とともに』を、『学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努める』を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 国及び地方公共団体は、前項の任務を行うに当たっては、国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与することとなるよう努めるものとする。

第五条第四号中「その他社会教育に関する施設」を「その他の社会教育施設」に改め、同条第七号中「開催」の下に「並びに家庭教育に関する情報の提供」を加え、同条第八号中「開催及び」を「開催並びに」に改め、同条第十六号を第十

九号とし、第十五号を第十八号とし、同条第十四号中「レクリエーション」を「レクリエーション」に改め、同号を同条第十七号とし、同条第十三号を削り、第十二号を第十四号とし、同号の次に次の二号を加える。

十五 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

十六 社会教育に関する情報の収集、整理及び提供に関すること。

第五条第十一号を同条第十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

十三 主として学齢児童及び学齢生徒(それぞれ学校教育法第十八条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。)に対し、学校の授業の終了後又は休業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に関すること。

第五条第十号を同条第十一号とし、同条第九号の次に次の一号を加える。

十 情報化の進展に対応して情報の収集及び利用を円滑かつ適正に行うために必要な知識又は技能に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。

第六条中「行う外、左の」を「行うほか、次の」に改め、同条第一号中「行なう」を「行う」に改め、同条第三号中「社会教育に関する施設」を「社会教育施設」に改める。

第九条の三第一項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 社会教育主事は、学校が社会教育関係団体、地域住民その他の関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて、必要な助言を行うことができる。

第九条の四第一号口中「官公署」の下に「学校、社会教育施設」を加え、「社会教育に関係のある」を削り、「職で」の下に「司書、学芸員その他の社会教育主事補の職と同等以上の職として」を加え、同号八中「官公署」の下に「学校、社会教育施設」を加える。

第十三条中「会議」の下に「社会教育委員が置かれていない場合には、条例で定めるところにより社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関」を加える。

第三十二条を次のように改める。

(運営の状況に関する評価等)

第三十二条 公民館は、当該公民館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき公民館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第三十二条の次に次の一条を加える。

(運営の状況に関する情報の提供)

第三十二条の二 公民館は、当該公民館の事業に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該公民館の運営の状況に関する情報を積極的に提供しよう努めなければならない。

(図書館法の一部改正)

第二条 図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)の一部を次のように改正する。

第三条中「そい」を「沿い」に、「援助し得る」を「援助し、及び家庭教育の向上に資することとなる」に、「左の各号に」を「次に」に改め、同条第一号中「フィルム」を「及びフィルム」に、「視覚聴覚教育」を「視聴覚教育」に改め、「資料」の下に「電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。を含む。)」を加え、同条第六号中「その奨励を行う」を「これらの開催を奨励する」に改め、同条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

第五条第一項中「左の」を「次の」に、「一」を「いずれかに」に改め、同項第二号を削り、同項

第一号中「第六条」を「次条」に改め、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 大学を卒業した者で大学において文部科学省令で定める図書館に関する科目を履修したもの

第五条第一項第三号を次のように改める。

三 次に掲げる職にあつた期間が通算して三年以上になる者で次条の規定による司書の講習を修了したもの

イ 司書補の職

ロ 国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校の附属図書館における職で司書補の職に相当するもの

ハ ロに掲げるもののほか、官公署、学校又は社会教育施設における職で社会教育主事、学芸員その他の司書補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するもの

第五条第二項第二号中「高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は高等専門学校第三学年を修了した者で第六条」を「学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者で次条」に改める。

第七条を次のように改める。

(司書及び司書補の研修)

第七条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員

会は、司書及び司書補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

第七条の次に次の三条を加える。

(設置及び運営上望ましい基準)

第七条の二 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

(運営の状況に関する評価等)

第七条の三 図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営の状況に関する情報の提供)

第七条の四 図書館は、当該図書館の図書館奉仕に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該図書館の運営の状況に関する情報を積極的に提供しよう努めなければならない。

第十五条中「関係者」の下に「家庭教育の向上に資する活動を行う者」を加える。

第十八条及び第十九条を次のように改める。

第十八条及び第十九条 削除

附則第十項中「第二条第一項、第三条及び第十五条の学校には学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)附則第三条の従前の規定による

学校を、」を削り、「旧大学令」を、「旧大学令」に、「第五条第二項の高等学校」を「含み、第五条第二項第二号に規定する学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者」に、「旧高等学校令又は」を「旧高等学校令若しくは」に、「及び青年学校本科並びに」を「若しくは青年学校本科又は」に、「含む」を「卒業し、又は修了した者を含む」に改める。

(博物館法の一部改正)

第三条 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九条」を「第九条の二」に改める。

第二条第一項中「レクリエーション」を「レクリエーション」に、「第二章」を「次章」に改め、同条第三項中「展示する資料」の下に「(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。を含む。))を加える。

第三条第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第一号中「フィルム」を「フィルム」に改め、同項中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

第五条第一項中「一」を「いずれかに」に改め、同項第三号中「前各号」を「前二号」に改め、

同条第二項中「職には、」の下に「官公署、学校又は社会教育施設（を）、「施設」の下に「を含む。」を、「職で、」の下に「社会教育主事、司書その他の」を加え、「に相当する職又はこれ」を削る。 第七条を次のように改める。 （学芸員及び学芸員補の研修） 第七条 文部科学大臣及び都道府県教育委員会は、学芸員及び学芸員補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。 第八条中「教育委員会に提示するとともに一般公衆に対して示す」を「公表する」に改める。 第九条を次のように改める。 （運営の状況に関する評価等） 第九条 博物館は、当該博物館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき博物館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 第一章中第九条の次に次の一条を加える。 （運営の状況に関する情報の提供） 第九条の二 博物館は、当該博物館の事業に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該博物館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。 第二十一条中「関係者」の下に「家庭教育の向上に資する活動を行う者」を加える。	附 則 （施行期日） 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条中図書館法第五条第一項第二号を削る改正規定及び同項第一号を同項第二号とし、同項に第一号として一号を加える改正規定並びに附則第三項及び第四項の規定は、平成二十二年四月一日から施行する。 （社会教育法の一部改正に伴う経過措置） 2 この法律の施行の日前に第一条の規定による改正前の社会教育法第九条の四第一号ロに規定する社会教育に関する職で文部科学大臣の指定するものにあつた期間は、第一条の規定による改正後の社会教育法第九条の四第一号ロに掲げる期間とみなす。 （図書館法の一部改正に伴う経過措置） 3 附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日前に第二条の規定による改正前の図書館法第五条第一項第二号に規定する図書館に関する科目のすべてを履修した者の司書となる資格については、なお従前の例による。 4 附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日前から引き続き大学に在学し、当該大学において図書館に関する科目を履修する者の司書となる資格に關し必要な経過措置は、文部科学省令で定める。	理 由 教育基本法の改正を踏まえ、社会教育行政の体制の整備を図るため、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務、教育委員会の事務、公民館、図書館及び博物館の運営、司書等の資格要件等に関する規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。 社会教育法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書 一 議案の目的及び要旨 本案は、教育基本法の改正を踏まえ、社会教育行政の体制の整備を図るため、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務、教育委員会の事務、公民館、図書館及び博物館の運営、司書等の資格要件等に関する規定を整備しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。 1 社会教育法の一部改正 （一）国及び地方公共団体が社会教育に関する任務を行うに当たって、国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与するものとなるよう努めるものとする。 （二）国及び地方公共団体が社会教育に関する任務を行うに当たっての配慮事項として、	社会教育が学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めることを加えること。 （三）教育委員会の事務として、社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動等の機会を提供する事業の実施等の事務並びに社会教育に関する情報の収集、整理及び提供に関する事務を規定するとともに、家庭教育に関する情報の提供に関する事務を加えること。 （四）公民館はその運営状況の評価及び改善並びにその運営に関する地域住民等関係者への情報提供に努めるべきこととする。 （五）地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする際に義務付けられている社会教育委員の会議への意見聴取について、当該地方公共団体に社会教育委員が置かれていない場合には、社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関をもつて、これに代えることができることとする。 （六）社会教育主事となる資格を得るために必要な実務経験に、司書、学芸員等、学校や社会教育施設における一定の職に三年以上あつたことを加えること。
--	--	---	---

官 報 (号 外)

(七) 教育委員会の事務に、情報の収集及び利用を円滑かつ適正に行うために必要な知識又は技能に関する学習の機会を提供するための講座の開設等の事務並びに主として学齢児童及び学齢生徒に対する、学校の授業の終了後等に学校等を利用して行う学習等の機会を提供する事業の実施等の事務を規定すること。 (ハ) 社会教育主事は、学校が社会教育関係団体等の関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて助言を行うことができることとする。 2 図書館法の一部改正 (一) 図書館が行う事項として、社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して行う教育活動等の活動の機会を提供・奨励する事項を加えること。 (二) 図書館の事項の実施における配慮事項として家庭教育の向上に資することを加えるとともに、図書館協議会の委員を任命できる範囲に家庭教育の向上に資する活動を行う者を加えること。 (三) 文部科学大臣は、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表することとする。 (四) 図書館はその運営状況の評価及び改善並びにその運営に関する地域住民等関係者への情報提供に努めるべきこととする。 (五) 司書となる資格を得るために大学において	て履修すべき図書館に関する科目を、文部科学省令で定めることとする。 (六) 司書となる資格を得るために必要な実務経験に、社会教育主事、学芸員等、学校や社会教育施設における一定の職に三年以上あつたことを加えること。 (七) 司書補の学歴要件を、大学に入学することのできる者とする。 (ハ) 文部科学大臣及び都道府県教育委員会、司書及び司書補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めることとする。 3 博物館法の一部改正 (一) 博物館が行う事業として、社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して行う教育活動等の活動の機会を提供・奨励する事項を加えること。 (二) 博物館協議会の委員を任命できる範囲に家庭教育の向上に資する活動を行う者を加えること。 (三) 博物館はその運営状況の評価及び改善並びにその運営に関する地域住民等関係者への情報提供に努めるべきこととする。 (四) 学芸員となる資格を得るために必要な実務経験に、社会教育主事、司書等、学校や社会教育施設における一定の職に三年以上あつたことを加えること。 (五) 文部科学大臣及び都道府県教育委員会は、学芸員及び学芸員補に対し、その資質	の向上のために必要な研修を行うよう努めることとする。 4 施行期日等 (一) この法律は、公布の日から施行すること。ただし、2の(五)に定める事項については、平成二十二年四月一日から施行すること。 (二) その他所要の改正を行うこと。 二 議案の可決理由 本案は、教育基本法の改正を踏まえ、社会教育行政の体制の整備を図るため、所要の措置を講ずるものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。 なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。 右報告する。 平成二十年五月二十三日 文部科学委員長 佐藤 茂樹 衆議院議長 河野 洋平殿 〔別紙〕 社会教育法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議 政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。 一 国民の生涯にわたる学習活動を支援し、学習需要の増加に因えていくため、公民館、図書館及び博物館等の社会教育施設における人材確保及びその在り方について、指定管理者制度の導入による弊害についても十分配慮し、検討する	こと。 また、その際、各地方公共団体での取組における地域間格差を解消し、円滑な運営を行うことができるよう様々な支援に努めること。 二 生涯学習・社会教育に係る個人の学習成果が、学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動として生かされるよう、各個人の学習活動と地域社会の教育活動との循環につながるような具体的な取組について支援に努めること。 また、その際、自発的意思で行われる学習に対して行政の介入とならないよう留意すること。 三 公民館、図書館及び博物館が自らの運営状況に対する評価を行い、その結果に基づいて運営の改善を図るに当たっては、評価の透明性、客観性を確保する観点から、可能な限り外部の視点を入れた評価となるよう、国がガイドラインを示す等、適切な措置を講じるとともに、その評価結果について公表するよう努めること。 四 生涯学習の振興、社会教育の推進に当たっては、各地方公共団体における取組に係る情報収集及びその提供を行うとともに、様々な生涯学習・社会教育のための機会の整備充実やこれらを推進するための改善等を図ること。 五 地域における教育力の向上のため、学校、家庭、地域等の関係者・関係機関の連携を推進し、各施設資料の相互利用や人材の相互活用などを図るとともに、多様な地域の課題等に応じ
---	---	---	--

た機能を持つネットワークの構築を推進すること。

なお、その際、学校、家庭、地域の連携を推進する上で重要な役割を果たすPTAについて、その活動や運営などの実態把握に努め、「学校支援地域本部事業」における連携が円滑に進むよう十分配慮すること。

六 社会教育主事、司書及び学芸員については、多様化、高度化する国民の学習ニーズ等に十分対応できるよう、今後とも、それぞれの分野における専門的能力・知識等の習得について十分配慮すること。

また、各資格取得者の能力が生涯学習・社会教育の分野において、最大限有効に活用されるよう、資格取得のための教育システムの改善、有資格者の雇用確保など、有資格者の活用方策について検討を進めること。

七 社会教育の推進に当たっては、社会教育委員の制度等を積極的に活用・活性化するとともに、社会教育委員がその重要な職責と役割を十分に認識するような環境整備を図ること。

港湾法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成二十年二月五日

内閣総理大臣 福田 康夫

港湾法の一部を改正する法律

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)の一部を次のように改正する。

第四十四条の二第二項中「料率を定めて」を「料率の上限を定め、国土交通省令で定めるところにより」、「その料率」を「これ」に、「同様である」を「同様とする」に改め、同条第三項中「前項を」

「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の港湾管理者は、同項の同意を得た料率の上限の範囲内で料率を定め、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第五十条の二第一項に次の一号を加える。

三 重要国際埠頭施設(国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律(平成十六年法律第三十一号)第二十九条第一項に規定する重要国際埠頭施設をいう。次項において同じ。)の制限区域(同条第一項の規定により設定及び管理されるものをいう。)に出入りする者の個人識別情報(写真その他の個人を識別することができる情報であつて国土交通省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。)を国土交通省令で定める方法で照合することにより当該制限区域への人の出入りを確実かつ円滑に管理するためのもの

第五十条の二第二項中「又は同項第二号」を

「同項第二号」に改め、「除く。」の下に「又は同項第三号の電子情報処理組織を使用する重要国際埠頭施設の管理者若しくは当該電子情報処理組織による個人識別情報の照合を受ける者」を加え、同条第六項を次のように改める。

6 前各項(第三項を除く。)の電子情報処理組織とは、次の各号に掲げるものについて、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

一 第一項第一号に掲げるもの 国土交通大臣の指定する電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。)と港湾管理者並びに申請等をする者及び処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織

二 第一項第二号に掲げるもの 国土交通大臣の指定する波浪情報等の収集のための機器と波浪情報等の提供を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織

三 第一項第三号に掲げるもの 国土交通大臣の指定する電子計算機と個人識別情報の照合のための機器とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織

第五十五条の三の次に次の一条を加える。
(国土交通大臣による港湾広域防災施設の管理等)

第五十五条の三の二 国土交通大臣は、広域災害応急対策(一の都道府県の区域を越えて行われ

る緊急輸送の確保その他の災害応急対策(災害

対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第五十条第一項に規定する災害応急対策をいう。)であつて、港湾施設を使用して行うものとして国土交通省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。)の実施のため必要があると認めるときは、第五十四条第一項の規定にかかわらず、港湾広域防災区域(港湾区域、臨港地区又は第二条第六項の規定により国土交通大臣の認定した港湾施設の区域のうち、港湾施設の利用、配置その他の状況により、広域災害応急対策を実施するために特に必要があると認めて国土交通大臣があらかじめ告示した区域をいう。以下この条において同じ。)内における第五十二条に規定する港湾工事によつて生じた港湾施設のうち、広域災害応急対策の実施のため必要なものとして国土交通省令で定めるもの(以下この条において「港湾広域防災施設」という。)について、期間を定めて、自ら管理することができる。

2 国土交通大臣は、港湾広域防災区域を定めようとするときは、あらかじめ、港湾広域防災施設が設置されている港湾の港湾管理者に協議し、その同意を得るものとする。

3 国土交通大臣は、港湾広域防災区域を定めたときは、遅滞なく、当該港湾広域防災区域の範囲を告示しなければならない。

4 前二項の規定は、港湾広域防災区域の変更又は廃止について準用する。

官 報 (号 外)

5 国土交通大臣は、第一項の規定により港湾広域防災施設を管理を開始したときは、遅滞なく、当該港湾広域防災施設を管理する期間その他国土交通省令で定める事項を告示しなければならない。	行の日から施行する。 (経過措置) 第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の港湾法(次項において「旧法」という。)第四十四条の二第二項の同意を得ている料率は、この法律による改正後の港湾法(次項において「新法」という。)第四十四条の二第二項の同意を得た料率の上限及び同条第三項の規定により届け出た料率とみなす。	理 由 港湾の適切な管理を通じて国民の安全及び安心の確保を図るため、非常災害が発生した場合に国土交通大臣が広域的な緊急輸送等の災害応急対策の拠点となる港湾施設を管理することができるとするとともに、国土交通大臣が設置し、及び管理する電子情報処理組織により重要国際埠頭施設の制限区域への人の出入りを確保かつ円滑に管理することができるようになるほか、港湾管理者による港湾管理の自主性の向上を図るため、入港料率の設定等について届出制を導入する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。	1 国土交通大臣による港湾広域防災施設の管理等 国土交通大臣は、広域災害応急対策の実施のため必要があると認めるときは、直轄工事により整備した港湾広域防災施設を一時的に自ら管理することができると。 2 重要国際埠頭施設の制限区域への出入りの確保かつ円滑な管理 国土交通大臣は、重要国際埠頭施設の制限区域に出入りする者の個人識別情報の照合により当該制限区域への人の出入りを確保かつ円滑に管理するための電子情報処理組織を設置し、及び管理することができると。 3 入港料率の設定等に係る国土交通大臣への事前協議制度の見直し 政令で定める重要港湾の入港料率の設定等に係る国土交通大臣の同意を要する事前協議制を、上限の範囲内での設定等について事前届出制に緩和すること。 4 施行期日 この法律は、公布の日から施行すること。 二 議案の可決理由 港湾の適切な管理を通じて国民の安全及び安心の確保を図るため、非常災害が発生した場合に国土交通大臣が広域的な緊急輸送等の災害応急対策の拠点となる港湾施設を管理することができるとするとともに、国土交通大臣が設置し、及び管理する電子情報処理組織により重
6 国土交通大臣は、第一項の規定により港湾広域防災施設を管理するときは、当該港湾広域防災施設が設置されている港湾の港湾管理者に対し、広域災害応急対策を実施するために必要な措置(次項に規定するものを除く。)をとるべきことを要請することができる。	2 この法律の施行の際現に旧法第四十四条の二第二項の規定によりされている協議の申出は、国土交通省令で定めるところにより、新法第四十四条の二第二項の規定によりされた協議の申出又は同条第三項の規定によりした届出とみなす。	港 湾 法 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 案 (内 閣 提 出) に 関 す る 報 告 書 一 議 案 の 目 的 及 び 要 旨 本案は、港湾の適切な管理を通じて国民の安全及び安心の確保を図るため、非常災害が発生した場合に国土交通大臣が広域的な緊急輸送等の災害応急対策の拠点となる港湾施設を管理することができるとするとともに、国土交通大臣が設置し、及び管理する電子情報処理組織により重要国際埠頭施設への人の出入りを確保かつ円滑に管理することができるとするとともに、入港料率の設定等について届出制を導入しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。	
7 国土交通大臣は、第一項の規定により港湾広域防災施設を管理する場合において、広域災害応急対策を実施するためやむを得ない必要があるときは、港湾広域防災区域内において、他人の土地を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、収用し、若しくは処分することができる。	(検討) 第三条 政府は、この法律の施行後適当な時期において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 (電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律の一部改正) 第四条 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律(昭和五十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。 第九条第一項第一号中「第五十条の二第六項」を「第五十条の二第六項第一号」に改める。		
第六十条第四号中「第四十四条の二第三項」を「第四十四条の二第四項」に改める。			
附 則 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第四条の規定は、電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十年法律第 号)の施行			

要国際埠頭施設の制限区域への人の出入りを確保かつ円滑に管理することができるようにするほか、港湾管理者による港湾管理の自主性の向上を図るため、入港料率の設定等について届出制を導入しようとする本案は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

平成二十年度社会資本整備事業特別会計予算に、四億円が計上されている。

右報告する。

平成二十年五月二十七日

国土交通委員長 竹本 直一

衆議院議長 河野 洋平殿

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番四号 独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
本体 三三〇円	本号一部 三四五円